

宮城県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、宮城県（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の行政区画とする。

本区域は、令和５年９月１日現在の行政区画により表示したものであり、概ねの面積は728,229ha程度である。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区内特別保護地及び次に掲げる地域は本区域から除くものとする。

- ・自然公園法に規定する国立・国定公園区域のうち、仙台市、登米市、大崎市、女川町に存在する区域
- ・自然環境保全条例（昭和47年7月15日 宮城県条例第25号）に規定する県自然環境保全地域のうち、仙台市、名取市、角田市、登米市、大崎市、大郷町、涌谷町に存在する区域
- ・県立自然公園条例（昭和34年7月16日 宮城県条例第20号）規定する県立自然公園のうち、仙台市、塩竈市、松島町に存在する区域
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落のうち、仙台市、塩竈市、名取市、角田市、登米市、東松島市、七ヶ宿町、村田町、大郷町、涌谷町、南三陸町に存在する区域
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地のうち、仙台市、気仙沼市（気仙沼舞根湾）、登米市、大崎市、七ヶ宿町に存在する区域
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域のうち、仙台市、登米市に存在する区域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区のうち、女川町に存在する区域
- ・自然環境保全条例（昭和47年7月15日 宮城県条例第25号）に規定する緑地環境保全地域のうち、仙台市、涌谷町に存在する区域
- ・国有林野のうち、大崎市、女川町に存在する区域
- ・森林法に規定する保安林のうち、仙台市、白石市、大崎市、女川町に存在する区域
- ・生物多様性保全上重要な里地里山のうち、仙台市に存在する区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域のうち、仙台市、松島町に存在する区域
- ・都市計画法に規定する風致地区のうち、仙台市に存在する区域
- ・仙台市環境影響評価条例及び規則に規定する指定地域

本県には自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

上記に記載のない促進区域内にある自然公園法に規定する国立・国定公園区域、県立自然公園条例に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、区域設定に当たっては、環境保全担当課と調整済みであり、本区域において、土地利用関係の諸計画等が既に策定されている場合は、当該諸計画等と調和して整合を図るものである。

(地図)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

宮城県は、日本の首都東京から約 300km 北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、三陸沖の豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には奥羽山脈の山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

インフラの整備状況としては、東北自動車道を基軸にして、仙台都心部を取り囲むように仙台都市圏高速環状ネットワーク（仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路）が整備され、三陸自動車道や常磐自動車道、国道 4 号との接続によって、県内各地や首都圏等への円滑なアクセスが確保されている。また、宮城県内の三陸自動車道は令和 2 年度に全線が開通し、みやぎ県北高速幹線道路も令和 3 年度にⅢ期（佐沼工区）が開通したことから交通アクセスがより向上した。さらに、平成 28 年 7 月に民営化された仙台空港や、東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港のうち、仙台港区・塩釜港区・石巻港区が東北の産業を支える物流拠点として整備されており、鉄道網として南北を縦断する JR 東北新幹線や東北本線等も整備されている。

県内の人口は、少子高齢化や東日本大震災の影響等により、直近 5 年間で平成 27 年の 2,333,899 人（国勢調査）から令和 2 年の 2,301,996 人（国勢調査）と、約 1.37%減少しており、前回国勢調査時点（平成 27 年、14,266 人、約 0.6%減少）よりも減少幅が拡大している。一方、本県には東北大学をはじめとする多くの大学等が所在しており、国内外から優秀な人材の流入が続いているものの、これら大学等卒業者の県内企業への就職決定（内定）者数は 40.6%（令和 5 年末卒業生）であり、首都圏を中心とした県外転出割合が高くなっている。

産業については、西部の奥羽山脈沿いや東部の北上山地一帯の丘陵地帯では畜産、特用林産物、木材等の生産が行われ、北上川や鳴瀬川等の大河川の沖積平野には広大な耕地が広がり、「ひとめぼれ」、「ササニシキ」等の良質米の一大産地となっているほか、農林業が盛んである。仙台市周辺の平野部では、米を基幹に野菜や花などの都市近郊型の農業が営まれている。沿岸部ではリアス式海岸を利用したカキやワカメ等の養殖水産物をはじめ、三陸沖漁場で漁獲される多種多様な水産物や仙台湾の砂浜域で漁獲される水産物が多く水揚げされている。

さらに、豊富な森林資源を活用した製材工場やチップ工場が各地に立地しており、特に石巻地域には、国内最大規模の合板製造工場群や石巻港を拠点とした製紙工場が立地しているほか、岩沼地区にも製紙工場が立地し地域の重要な産業となっている。地域で生産される豊富で多彩な農林水産物を背景に、宮城県では従来から食品製造業や関連産業も主要産業として発達しており、沿岸部においては、水揚げされた多種多様な水産物を原料として、水産加工業が展開されている宮城県内製造業における食料品製造業の付加価値構成比は 15.5%と全国(10.3%)に比べて高く、同様に従業員構成比も 24.2%と全国(14.7%)に比べて高い特徴がある。また、漁港周辺に多く見られる水産加工業や漁船製造・修理業、高度成長期に進出・成長した電子部品製造業が基幹業種として発展してきた。

近年は平成 23 年に完成車組立工場が立地したことにより、関連する自動車用部品製造工場の集積が進んでいるほか、既存の県内企業による医療・健康関連産業、環境関連産業、航空宇宙関連産業への参入も進んでいる。また、製造業を中心とした産業の集積及び交通インフラの整備により物流関連産業についても県内への立地が進んでいる。

本県の県内総生産(名目)は 9 兆 4,852 億円(令和 2 年度宮城県県民経済計算)で、その内訳は「製造業」が 1 兆 5,474 億円(構成比 16.3%)で最も多く、次いで「卸売・小売業」が 1 兆 4,320 億円(同 15.1%)、「不動産業」が 1 兆 2,079 億円(同 12.7%)と上位を占めている。製造業では、食料品が 19%、電子部品・デバイスが 16%を占めており本県の基幹産業となっている。情報通信業は、3,349 億円(同 3.5%)であり、事業者数や従業員数では他の産業との比較では低くなるが、今後も成長が期待される産業である。運輸・郵便業は、4,276 億円(同 4.5%)であるが、他の産業を支える重要な産業となっている。また、観光産業については、宿泊・飲食サービス業の県内総生産額(名目)が 1,326 億円(同 1.4%)となっている。本県の観光客入込数は、令和元年に過去最高となる 6,796 万人を記録し、宿泊観光客数も 989 万人泊と、震災以後としては過去最高となっていたが、令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光需要の落ち込みにより、観光客数は大幅に減少した。

令和 4 年は、感染症対策の行動制限がなかったことや、中止されていたイベントが再開されたことなどにより、観光客入込数は前年から 1,229 万人(27.3%)増加して 5,724 万人となり、コロナ禍前の令和元年と比較すると約 8 割の水準にまで回復が進んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、「新・宮城の将来ビジョン」に基づき、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進の実現」に向け、ものづくり産業、情報通信関連産業の発展や観光産業をはじめとした商業・サービス業等の振興、農林水産業の国内外への展開等を柱にした取組を推進し、地域課題の解決、質の高い雇用の創出に加え、デジタルトランスフォーメーションや環境・エネルギー関連産業の振興等を通じた GX の地域実装の積極的な推進による生産性の向上や新たな経済成長の機会の創出を図り、付加価値を高め、地域経済の好循環の創出を目指す。

そのため、産学官の連携や研究開発拠点等の集積促進、先進的技術の活用を通じた県内企業の生産性の向上とイノベーションの創出による高付加価値構造への転換を図り、先進的技術の活用促進、ものづくり産業、情報通信関連産業などの地域経済の核となる企業の育成や国内外からの誘致を一体的・戦略

的に推し進める。併せて、上記産業を支える物流関連産業を支援することで、更なる地域経済の発展を促進する。また、観光産業においては、多彩な地域資源を活用し、観光コンテンツの創出・磨き上げを行い、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、すそ野の広い観光産業全体の成長を促進していく。本県の製造業の付加価値額は、令和2年に1兆1,655億円（令和3年度経済センサス）となっており、そのうち、電子部品・デバイス・電子回路製造業が2,246億円で19.3%、輸送用機械器具製造業が1,437億円で12.3%、生産用機械器具製造業が982億円で8.4%、電気機械器具製造業が514億円で4.4%、食料品製造業は1,752億円で15%となっている。物流関連産業の付加価値額は、平成27年に2,026億円（平成28年度経済センサス）となっている。なお、本県の情報通信業の付加価値額は、2,010億円となっており、そのうち、通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業が587億円、情報サービス業、インターネット付随サービス業が1,424億円となっている。これらの分野を更に強化するとともに、本県の重要産業である農林水産業については、豊かな農林水産資源を活かし、積極的な産業振興を図ることで、第一次産業から第三次産業までバランスの良い発展を促進するとともに、成長が期待されている産業分野への参入促進を図るための取組を進め、人口減少社会にあっても地域産業を維持していく。環境・エネルギー関連産業については、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー・再生可能エネルギーをはじめとする環境負荷低減に資する技術・製品開発の取組を重点的に支援するとともに、循環経済への移行に向けて、動静脈産業の連携強化や関連企業の誘致、既存経営体の基盤強化と技術高度化を支援し、関連産業の集積と振興を図ることで、環境対応の視点だけでなく経済と環境の好循環の創出を目指していく。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内における地域経済牽引事業による付加価値増加額	3,924 百万円	7,886 百万円	101%

（算定根拠）

・現状値 「宮城県ものづくり基本計画」付加価値額（事業終了9件）1,902,261千円＋「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」付加価値額（事業終了11件）1,964,164千円＋「宮城県観光産業基本計画」（事業終了1件）57,905千円＝3,924,330千円

・計画終了時

1事業者あたり5,503万円以上の付加価値額（経済センサスー活動調査（令和3年度））を創出する地域経済牽引事業者を50件創出し、これらの地域経済牽引事業者が1.44倍の経済波及効果（平成27年宮城県産業連関表における経済波及効果（全産業平均値））をもたらすことで、計画期間内に3,962百万円の増加を目指す。

$$5,503 \text{ 万円} \times 50 \text{ 件} \times 1.44 = 3,962,160 \text{ 千円} \approx 3,962 \text{ 百万円}$$

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分5,503万円を上回ること。

(算出根拠)

宮城県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年度))である5,503万円としたもの。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で7%増加すること

②促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で6%増加すること

③促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること

なお、(2)及び(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合には、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

以下の区域を重点促進区域として指定する。なお、字については別表1のとおり(小字が存しない区域については大字にて記載)。

【重点促進区域1】

仙台市：仙台港周辺地区、泉パークタウン、泉インターシティ、松原工業団地、南吉成リサーチパーク、茂庭地区、東部の工業専用地域・準工業地域

石巻市：下釜南部地区、魚町地区、工業港地区、上釜南部地区、須江地区1、須江地区2、石巻トゥモロービジネスタウン、湊西地区、かわみなと大橋周辺地区

気仙沼市：新月地区、松岩・面瀬地区、赤岩港水産加工団地、本吉町小泉地区、本吉町坊の倉地区、唐桑町大沢地区

名取市：名取市域の一部、愛島西部工業団地(第1期及び第2期)

角田市：西小坂工業用地、岡工業用地、前原工業用地、駅西口工業団地及び周辺地域、中島工業団地、町田・野田前工業用地

多賀城市：さんみらい多賀城・復興団地、仙台港背後地、多賀城市工場地帯

岩沼市：吹上工業団地、岩沼臨空工業団地、仙台空港フロンティアパーク、二の倉工業団地

登米市：長沼工業団地、長沼第二工業団地、登米インター工業団地

栗原市：築館インター工業団地、若柳金成インター工業団地、上在工業団地、高清水地区、新田沢工業団地、第2新田沢工業団地、金成工業団地

東松島市：ひびき工業団地、グリーンタウンやもと工業団地、みそら工業団地、赤井南地区、大曲地区、大曲南浜地区、小野地区、野蒜地区

大崎市：大崎市古川地域の一部、大崎市岩出山地域の一部、大崎市三本木地域の一部、大崎市松山地域の一部、大崎市鹿島台地域の一部、大崎市田尻地域の一部、北原工業団地及び周辺地域、桜ノ目工業団地、石田工業団地、上中目工業団地、八幡前工業団地、宮城平工業団地、三本木工業団地、鶴田工業団地、広岡台工業団地、山葵沢工業団地、山谷工業団地

富谷市：高屋敷工業団地、成田二期北工業団地

村田町：村田工業団地

丸森町：大内空久保地区、寺内・金山工場団地、館矢間山田工場団地、館矢間山田地区、館矢間洞場・鳥内地区、宮ノ脇・作田地区、田町北・川前地区、和田西地区、石倉地区、坪石地区、除北地区、小斎北向地区、小斎京壇・松崎地区、金山南部・大内北部地区

亘理町：亘理中央地区工業団地

大和町：第一仙台北部中核工業団地、大和リサーチパーク

大衡村：第一仙台北部中核工業団地、第二仙台北部中核工業団地

色麻町：色麻町大原工業団地及び周辺適地、大崎西部工業団地及び周辺地域、四竈本郷工業団地、黒沢地区用地、二反田地区用地

加美町：木伏工業団地、黒松工業団地、雁原工業団地、鳥屋ヶ森工業団地、孫沢工業団地、菜切谷工業団地、小泉地区、菜切谷中野地区、下野目地区、羽場字屋敷前、宮崎屋敷地区

涌谷町：黄金山工業団地

美里町：北浦二又下地区、青生柳原地区、南小牛田塚下地区、二郷佐野地区、二郷高玉地区、中塚高畑地区、練牛地区、青生町東地区、関根鹿嶋地区

概ねの面積は 5,036ha 程度であり、未利用地は 218ha 程度となっている（令和 4 年度工場適地調査）。

【重点促進区域 2】

大崎市：三本木 SIC 東部工業団地

概ねの面積は 4ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 3】

富谷市：成田南工業団地、高屋敷西工業団地

概ねの面積は 42ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 4】

大郷町：新川内工業用地

概ねの面積は 1ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 5】

丸森町：耕野羽抜地区

概ねの面積は 1ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 6】

白石市：仙台南部工業団地

概ねの面積は 40ha 程度であり、区域全体が農用地区域である。なお、当該区域の全域が農業振興地域整備計画における農用地区域であり、当該計画においては、既存の基盤整備事業受益地を中心として農地の確保・保全に努めることとしている。一方、当該計画においても「都市的利用は、農業的利用と調和を図るが、工業団地の整備等農家の安定就業の促進や、担い手の確保に繋がる場合には必要に応じ農業的利用から都市的利用の転換もやむをえないものとする」と位置づけており、整合的である。

【重点促進区域 7】

美里町：関根新苗代江地区、堤筒地区

概ねの面積は 17ha 程度であり、農用地区域は 9ha 程度である。なお、美里農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果の

ある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしており、当該区域の活用は整合的である。

【重点促進区域 8】

富谷市：仏所地区

概ねの面積は 1.3ha 程度であり、区域全体が未利用地であり、市街化調整区域となっている。

【重点促進区域 9】

岩沼市：矢野目西地域

概ねの面積は 54.9ha 程度であり、農用地区域及び市街化調整区域は 44.1ha 程度である。なお、岩沼市農業振興地域整備計画において、農業と商業・工業（農商工連携）による地元農産物を生かした農産物加工品の開発や販売促進に積極的に取り組むとしているため、整合的である。

【重点促進区域 10】

岩沼市：岩沼 IC 周辺地域

概ねの面積は 21.5ha 程度であり、農用地区域及び市街化調整区域は 16.6ha 程度である。なお、岩沼市農業振興地域整備計画において、農業と商業・工業（農商工連携）による地元農産物を生かした農産物加工品の開発や販売促進に積極的に取り組むとしているため、整合的である。

【重点促進区域 11】

大崎市：古川地域敷玉地区の一部

概ねの面積は 13.6ha 程度であり、農用地区域は 12.5ha 程度である。なお、当該地区はすべてが農地として活用されており、まとまった遊休地はない。大崎農業振興地域整備計画に記載する、農業近代化施設の整備の方向として、「生産性や収益性の向上を図るため、機械導入や施設整備等の生産基盤の整備を進める」と位置づけており、次世代型大規模施設設置のために農地活用を行い、当該区域において土地利用調整を行うことは、農業振興地域整備計画に整合している。

【重点促進区域 12】

松島町：初原幡谷地区

概ねの面積は 178ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 13】

美里町：二郷慶半東地区

概ねの面積は 67ha 程度であり、区域全体が農用地区域である。なお、美里農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしており、当該区域の活用は整合的である。

【重点促進区域 14】

女川町：女川町水産加工団地及びその周辺地域、浦宿浜字浦宿

概ねの面積は 63ha 程度であり、未利用地は 1ha 程度となっている。

【重点促進区域 15】

女川町：浦宿浜寄木

概ねの面積は 2.6ha 程度であり、区域全体が市街化調整区域となっている。

【重点促進区域 16】

女川町：針浜字浜中

概ねの面積は 7.1ha 程度であり、区域全体が市街化調整区域となっており、未利用地は 5ha 程度である。

【重点促進区域 17】

大和町：吉岡西部地区

吉岡 字金谷上、字金谷中、字土保田、字南金谷上、字南金谷中、字熊野上、吉田 字新田、字山ノ神

概ね面積は 53.5ha 程度であり、区域全体が未利用地となっており、そのうち市街化調整区は 35.2ha である。市街化調整区域内の農地は、農用地区域 12.5ha、農用地区域以外（第一種農地）11.8ha となっている。

大和町第五次国土利用計画において、大和町の中央部地域に区分し、「商業・流通業務機能の集積による活力ある賑わいの充実と発展を図っていきます」とし、土地利用の基本的な方向性を定めている。

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、流通業務地の配置は、交通ネットワークの有効活用を考慮し、生産地と消費者との位置関係に配慮しながら、産業交通拠点である港湾・空港や高速道路のインターチェンジ及び幹線道路等の交通利便性の高い地域としており、同区域は市街地対応型流通業務地の拠点としている。また、大和町都市計画マスタープランでは住居・流通業務・サービスが一体となった複合的な市街地形成を図る区域として位置づけられている。

大和農業振興地域整備計画において、市街地と隣接する位置的条件を活かし、工業、商業、観光の各産業の調和ある発展を目指した施策の展開を必要とし、中心市街地の吉岡地区の都市機能の充実とともに、農業振興を両立させるまちづくりを考えていくとしているため、整合的である。

【重点促進区域 18】

美里町：二郷南八丁地区

概ねの面積は、107ha 程度であり、農用地区域は 92ha 程度である。なお、美里町農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしており、当該区域の活用は整合的である。

（２）区域設定の理由

【重点促進区域 1】

当該区域は、旧企業立地促進法に基づく本県の基本計画における重点促進区域、又は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域に位置付けられており、高い技術力を有する自動車関連産業や高度電子機械産業の企業が立地しているほか、食品関連産業等が既に立地しているほか、空き区画においては既存企業による工場拡張関連サプライヤーの集積が見込まれていることから、重点促進区域に設定することとする。

当該区域は、各市町村の都市計画やマスタープラン、企業誘致の基本方針等においても、雇用の場の創出や企業立地、既存企業の拡充を図る地域となっており、市町村のこれらの方針とも調和がとれている。

【重点促進区域 2】

当該区域は、高度電子機械産業をはじめ高い技術力を有する企業が集積しているが、既存の工業団地はすでに空き区画がなく、市では当該区域を工業団地として造成したことから、重点促進区域に設定することとする。

なお、大崎市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 3】

成田南工業団地は、地区西側に東北自動車道と国道 4 号が北側に仙台北部道路が通っており、東北自動車道仙台泉 IC から 2 km に位置している。また、高屋敷西工業団地は、国道 4 号沿いに位置し、仙台北部道路富谷 IC から 2 km といずれの地区も良好なアクセスが確保されており、産業集積も見込めることから、製造業の集積を推進することが適当であることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、富谷市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 4】

当該区域は県道沿いに位置しており、三陸自動車道松島大郷 IC から 1.5 km とアクセスが良い区域である。大郷町には高い技術力を有する企業が存在するものの、既存の工業団地は空き区画がなく、新たな事業を行うことが困難であり、町では当該区域を工場用地として活用する方針を決定していることから、重点促進区域として設定することとする。

なお、大郷町は今後、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく条例を制定し、当該区域において緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 5】

当該区域は、廃校となった旧丸森町立丸森西中学校跡地に存在している。町内および周辺には高い技術力を有する企業が立地しており、今後それら地元・関連企業が廃校跡地を活用して、企業間や大学等との連携など、新たな事業の展開も期待されていることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、丸森町は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 6】

当該区域は、国道 4 号沿いに位置し、東北新幹線白石蔵王駅や東北本線白石駅へは約 3.0km、東北縦貫自動車道白石 IC へは約 7.3km の位置にあり、整備中の（仮称）白石中央スマート IC（以下、「白石中央 SIC」という。）の近傍で、整備が完了すれば直結での高速道路利用が可能となり、物流の利便性が高く交通アクセスが良好な地区となることから、重点促進区域に設定することとする。

ただし、全域が農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。白石市には未利用地は存在せず（令和 4 年度工場適地調査）、白石中央 SIC の開設に伴い集積が期待される地域牽引

事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しないため、当該区域において必要最小限度の農地活用を行う。

また、当該区域は、仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全方針や白石市都市計画マスタープランにおいて、雇用の場の創出や県内進出企業の立地を図る地域となっている。

なお、白石市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 7】

当該区域は、航空機関連の地元企業の隣接地であり、同企業や関連企業、大学等との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る区域であることから、重点促進区域に設定することとする。

ただし、本区域は農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

美里町農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。また、美里町には未利用地は存在せず（令和 4 年度工場適地調査）、大半が農地となっており、地域の特性を活用しながら航空機関連の事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しないため、当該区域において必要最小限度の農地活用を行う。

なお、美里町は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 8】

当該区域は、国道 4 号沿いに位置し、仙台北部道路富谷 IC の近傍で、流通の面から交通アクセスが良好であるとともに近隣には新たな観光施設が整備され、観光交流や交流人口の拡大が推進されているため観光客も見込める。また、近隣には富谷市総合運動公園が整備されているため、道路、電気、水道等のインフラは整っていることに加え、高屋敷西工業団地と隣接しており、工業団地と一体的に雇用を創出する産業の集積が図られることにより富谷市総合計画の重点施策である新規雇用の創出に寄与することから重点促進区域に設定することとする。

なお、当該区域は全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整に関する基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。市内の他の遊休地は、山間部等に点在している状況であり、山林も里山であることから、開発による活用も見込めない状況であるため、他に適地がない。

【重点促進区域 9】

当該区域は、主要地方道塩釜亘理線が縦貫する地域であり、近傍に仙台空港及び仙台空港 IC（仙台東部道路）が位置し、交通アクセスが良好なエリアとなっている。また、当該地区東部に臨空・矢野目工業団地、北側に既存の矢野目西産業用地、仙台空港フロンティアパークがあり、市内において特に産業が集積しているエリアとして既存立地企業との連携等による相互発展が見込まれる。岩沼市農業振興地域整備計画に基づき農村環境の整備に努めつつ、岩沼市国土利用計画（第五次）に基づき本市の新たな活力の創出に資する計画的な転換を図ることにより、市の産業発展及び雇用創出の場を担う地域となることを踏まえ、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該区域はほぼすべてが農地として活用されており、まとまった遊休地は存在しない。当該区域は農用地区域及び市街化調整区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

【重点促進区域 10】

当該地域は、岩沼 IC（仙台東部道路）を中心とし、主要地方道岩沼海浜緑地線を境に南北に分かれた地域であり、県外から市内及び市近隣自治体へのアクセス拠点となり得る。そのため岩沼市都市計画マスタープランにおいて新産業拠点及び新産業ゾーンに位置付けており、既存企業との相互発展が見込まれる地域である。また、岩沼市農業振興地域整備計画に基づき農村環境の整備に努めつつ、岩沼市国土利用計画（第五次）に基づき本市の新たな活力の創出に資する計画的な転換を図ることにより、市の産業発展及び雇用創出の場を担う地域となることを踏まえ、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該区域はほぼすべてが農地として活用されており、まとまった遊休地は存在しない。当該区域は農用地区域及び市街化調整区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

【重点促進区域 11】

当該区域は、大規模施設園芸の運営に必要な農業用水が活用できる一級河川北上川水系出来川と作業車の運搬要件を満たす県道 146 号が交差する地点に接している区域であり、施設の建設時に障害となる埋蔵文化財も存在していない。加えて当該区域は、大崎市の東部に位置し、気温や降雪の気象条件も適していることから、みやぎ園芸特産振興戦略プランの基本方針に掲げている「施設園芸産地の競争力の強化」に対し、大崎市において最適の区域と言える。さらに、大崎農業振興地域整備計画においては、農業近代化施設の整備の方向として、「生産性や収益性の向上を図るため、機械導入や施設整備等の生産基盤の整備を進める」と位置づけていることから、大規模園芸施設とバイオマス発電施設が併設する、持続可能な次世代型大規模園芸施設の導入設置による地域経済牽引事業の促進を図るべく重点促進区域に設定することとする。

なお、当該区域はすべてが農地として活用されており、まとまった遊休地は存在しない。

当該区域は全域が農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

【重点促進区域 12】

当該区域は、東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域に位置付けられており、都市計画法や土地区画整理法に基づく各協議及び手続きが整ったことで、令和 5 年度より工業団地の整備が本格的に着工しており、宮城県が掲げる「新・宮城の将来ビジョン」に基づき、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長の実現」に向け、ものづくり産業等を誘致する上で重要な地域となることを踏まえ、重点促進区域に設定することとする。

また、当該区域は、仙塩広域都市計画や宮城県及び松島町マスタープラン、雇用の場の創出や県内進出企業の立地を図る地域となっている。

【重点促進区域 13】

当該区域は、隣接地が東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられており、自動車関連産業や鉄骨・橋梁等金属製造業が集積しており、既存企業の事業拡大の期待が高い区域である。

現在、当該区域において地元製造業事業者が工場増設を検討しており、同企業や関連企業との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る区域であることから、重点促進区域に設定する。

ただし、当該区域は全域が農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

美里町農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。また、美里町は、未利用地がほとんど存在せず（令和 4 年工場適地調査）、大半が農用地となっており、山林原野開発等外縁的な拡大も困難な状況であることから、必要最低限の農用地活用を行うこととする。

なお、美里町は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 14】

当該区域は、いずれも国道沿いに位置し、IC や駅から良好なアクセスを有しており、各区域とも女川町の豊富な水産資源を活用した水産加工食品製造業等を中心とした企業が立地している。また、上下水道や電気などのインフラも十分確保できる地域である。遊休地が存在するが、そのほとんどが町所有の土地であり、現在事業用地として分譲・貸付の公募を実施している。

さらに、当該区域は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられていることから様々な優遇制度を受けることができる区域であるとともに、令和 3 年度に企業立地促進条例の改正を行い立地奨励制度の強化が図られている。加えて、石巻広域都市計画や女川町都市計画マスタープランにおいて、工業地域や準工業地域に指定され、産業地として位置づけられていることから、女川町における雇用の場の創出や既存企業の拡充を図る区域となっているため重点促進区域に設定することとする。

なお、女川町は地域未来投資促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後当該地区においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 15】

当該区域は、国道沿いに位置し、IC や駅から良好なアクセスを有しており、女川町の豊富な水産資源を活用した水産加工食品製造業や関連した倉庫業等の企業が立地している。また、上下水道や電気などのインフラも十分確保できる地域である。遊休地については、ほとんど存在していない。

さらに、当該区域は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられており、様々な優遇制度を受けることができる区域であるとともに、令和 3 年度に企業立地促進条例の改正を行い立地奨励制度の強化が図られているため、女川町における雇用の場の創出や既存企業の拡充を図る区域となっていることから、区域全体を重点促進区域に設定することとする。ただし、当該地区は石巻広域都市計画及び女川町都市計画マスタープランにおいては市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整に関する基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

なお、女川町は地域未来投資促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後当該地区においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 16】

当該区域は、国道から町道を経由した場所に位置し、IC や駅から良好なアクセスを有しており、女川町の豊富な水産資源を活用した水産加工食品製造業の企業が立地している。また、上下水道や電気などのインフラも十分確保できる地域である。遊休地については、原野の状態となっており、一部は隣接する企業が駐車場用地として利用している箇所もある。

さらに、当該区域は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられており、様々な優遇制度を受けることができる区域であるとともに、令和 3 年

度に企業立地促進条例の改正を行い立地奨励制度の強化が図られているため、女川町における雇用の場の創出や既存企業の拡充を図る区域となっていることから、区域全体を重点促進区域に設定することとする。

ただし、当該地区は石巻広域都市計画及び女川町都市計画マスタープランにおいては市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整に関する基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

なお、女川町は地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく条例を制定しており、今後当該地区においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 17】

当該区域は、現在整備中の都市計画道路「北四番丁大衡線」の沿線であり、大和 IC（東北自動車道）から 4.3km、大衡 IC（東北自動車道）から 4.1km の位置にあり、交通利便性が非常に高い地域である。そのため、大和町都市計画マスタープランにおいて交通の利便性を活かし、工業・流通業務団地としての整備や土地利用の維持を図るとされている区域、住居・流通業務・サービスが一体となった複合的な市街地の形成を図る区域となっている。自動車関連産業及び高度電子機械産業の企業が集積する第一・第二仙台北部中核工業団地と大和リサーチパークの中間地に位置し、企業の立地ニーズが高い地域であり、物流関連企業の立地が見込まれていることから重点促進区域に設定することとする。

なお、大和町の重点促進区域内においては、宅地化された遊休地など、地域経済牽引事業に活用できるまとまった未利用地が存在しない。

当該区域は農用地及び市街化調整区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整の方針を記載する。

【重点促進区域 18】

当該区域は、東日本大震災特別区域法に基づく宮城県復興推進計画において、復興産業集積区域として位置付けられたことにより食品関連産業等が集積しており、かつ、当該区域周辺には、自動車関連産業や鉄骨・橋梁等金属製造業も集積している。また、当該区域が含まれている地域は、美里町都市計画マスタープランによる地域別整備方針において、経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定を図る企業誘致の推進が掲げられていることから、既存企業の事業拡大や関連企業及び新たな分野の企業立地により町の産業振興及び雇用機会の創出の場として地域経済牽引事業の拠点となり得る区域であることから、重点促進区域に設定することとする。

ただし、本地区は農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

美里町農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。また、美里町は、未利用地がほとんど存在せず（令和4年工場適地調査）、大半が農用地となっており、山林原野開発等外縁的な拡大も困難な状況であることから、必要最低限の農用地活用を行うこととする。

なお、美里町は旧企業立地促進法第10条第1項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における地番により、別表2のとおり定める。

なお、適用に当たっては、県及び市町村の環境部局等との調整を行う。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①【地域の特性】宮城県の自動車関連産業、高度電子機械産業、食品製造業等を中心とした製造業の集積

【活用戦略】成長ものづくり産業

- ②【地域の特性】宮城県の道路網等の交通インフラ

【活用戦略】物流関連産業

- ③【地域の特性】宮城県のお米・仙台牛・カキ等の特色ある農林水産物

【活用戦略】農林水産・食品関連産業

- ④【地域の特性】宮城県の大学等が輩出するデジタル人材

【活用戦略】情報通信関連産業

- ⑤【地域の特性】宮城県の豊かな自然環境や大学等の高度な研究・技術蓄積

【活用戦略】環境・エネルギー関連産業

- ⑥【地域の特性】食・自然・歴史・文化等の多彩な観光資源

【活用戦略】観光産業

(2) 選定の理由

- ①【地域の特性】宮城県の自動車関連産業、高度電子機械産業、食品製造業等を中心とした製造業の集積

本県では、以前より沿岸部を中心に食品関連産業や造船業等の産業の立地が進み、一方で内陸部では、高度電子機械産業を中心に立地が進んでいた。

特に平成 19 年以降は、大衡村に立地した完成車組立工場や大和町の大規模半導体製造装置製造工場の関連企業の集積が内陸部を中心に進み、沿岸部においても、東日本大震災からの復興を目指した国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金もあり、396 件の立地につながった。その他、近年では、地球環境に配慮した新素材の製造工場や工場内の自動化・省力化を目指したシステム装置の製造工場やシステム開発拠点等、時代の流れに呼応した、これまで本県には立地していない新たな産業が創出されてきている。これらの新たな産業は、DX の進展に伴う生産性向上、脱炭素や SDGs に取り組む世界的な流れもあり、異業種も含めた周辺企業との取引拡大にも寄与することが期待されるところである。

また、こうした企業集積の流れは、製造品出荷額（工業統計調査）ベースで見ても、平成 19 年の 3 兆 183 億円から令和 2 年の 3 兆 6,709 億円と大幅に増加しており、本県が目指す富県宮城に大いに貢献しているところである。

このことから本県のものづくり産業の基盤強化を図るためにも、これまでに集積が進んだ自動車関連産業、高度電子機械産業、食品製造業等を中心とした新たな成長ものづくり分野において投資機会を逃さぬよう、積極的な支援活動を展開していく。

- ②【地域の特性】宮城県の道路網等の交通インフラ

本県は東北の中心に位置し、内陸部には東北自動車道、沿岸部には三陸自動車道や常磐自動車道、仙台東部道路が整備されている。これらを連結するみやぎ県北高速幹線道路や仙台南部・北部道路等もあり、県内各地や首都圏等へのアクセスが確保されている。

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は国際コンテナ定期航路を有するほか、東京港・横浜港などを結ぶ国際フィーダー航路も充実しており東北地方の国際物流拠点として重要な役割を果たしている。

県内の産業が発展する中で物流の需要も高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛が行われていた中であっても、医療機関への物資配送やネットショッピング商品の配送など社会インフラのひとつとして重要な役割を果たしている。ドライバーの労働環境改善の観点からこれまでの長距離輸送が困難になったこともあり、新たな中継拠点となる物流拠点の整備が急がれている。東北の中心である本県は関東圏と東北圏の中継地点として、物流関連産業の今後の成長が見込まれていることからこの分野の成長を目指す。

③【地域の特性】宮城県のお米・仙台牛・カキ等の特色ある農林水産物

農業について、本県の農業産出額は1,755億円（令和3年生産農業所得統計）であり、その構成割合は、畜産が753億円で農業産出額の43%を占め、次いで米が634億円（同36%）と全体の約79%を占めている。

全国第6位の生産量（令和4年産作物統計）を誇る米では、水田面積が県内耕地面積の82.3%を占めており（令和4年耕地及び作付面積統計）、県の基幹作物となっている。主力水稻品種の「ひとめぼれ」を筆頭に、「ササニシキ」や低アミロース品種「だて正夢」、玄米食向け品種「金のいぶき」などの生産から流通・販売までの戦略的な取組を行い、宮城米のブランド力強化を図っている。

園芸分野では、東日本大震災からの創造的な復興の取組により、大区画ほ場を活用した大規模露地園芸や、高度環境制御技術を活用した先進的施設園芸に取り組む法人が増加しており、園芸品目の中では、いちごの産出額が最も高くなっている。県の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、主食用米の需要が減少する中で、より収益性の高い園芸品目へ転換し、令和12年の園芸産出額を平成30年比で倍増する目標を掲げており、汎用化水田における園芸作物への作付転換や先進的園芸施設の面的拡大を進めるとともに、マーケットインによる加工・業務用野菜等の生産拡大と食品産業との戦略的な連携によるバリューチェーンの構築を図っている。

畜産分野では、肉用牛の飼養頭数において全国9位（令和5年度畜産統計）、乳用牛の飼養頭数において全国9位（同）など全国的に高い位置づけになっており、畜産の生産基盤の強化に向けて、優良種畜の確保と活用に力を入れている。また、本県の主要銘柄畜産物の「仙台牛」・「仙台黒毛和牛」や「宮城野豚（ミヤギノポーク）」などの市場評価をより高めるため、関係機関との連携による各品目に応じたブランド化戦略を推進している。

林業について、県内の森林面積は約41万haで県土面積の57%を占めており（令和元年度時点）、昭和20年代から40年代にかけて積極的に植林が進められた結果、現在本格的な利用可能段階となっている。これら豊富な森林資源を活用し、CLTなど新しい木材利用技術の導入による新たな木材需要の創出や、ICTを活用したスマート林業などを推進し、林業の成長産業化を目指している。

水産業については、漁獲高全国一を誇る品目が多くあり、養殖業においてもギンザケやカキなど全国でトップシェアを誇っている。近年は、気象災害の増加や海洋環境変化に伴う魚種変化等に対応するため、収益性の高い生産体制構築、スマート水産業や陸上養殖等の新技術導入等を進めていくこととしている。また、水産加工業では「水産物調理食品（冷凍食品）」、「練り製品」、「いか塩辛」などの生産量が全国上位となっており、気仙沼、石巻、塩釜などの漁港背後地には魚市場などの流通機能や水産加工業等関連産業が集積する水産都市が形成されている。今後、国内市場の縮小や人手不足に対応するため、輸出等も見据えた高度衛生管理や工場設備の高度化を進めていく。

このように、本県の農林水産・食品関連産業は、地域の恵まれた自然環境や地域資源と、東北新幹線や仙台空港、東北自動車道等の交通・物流インフラを活用し、第1次、第2次、第3次産業のそれ

それが密接に関連しながら成長してきたものであり、今後一層の飛躍が期待できることから、地域経済を牽引する中核的な産業としてこの分野の成長を目指す。

④【地域の特性】宮城県の大学等が輩出するデジタル人材

先進的なデジタル技術を活用して進展するデジタルトランスフォーメーションは、あらゆる産業の生産性を向上して新たなビジネスモデルを創出するだけにとどまらず、企業マインドの変革を促し、既存概念からの脱却と将来の成長につながるものであるほか、デジタル技術を地域に行き渡らせることによってその地域が抱える課題の解決にも寄与するものである。デジタルトランスフォーメーションを推進していくための様々な取組を牽引するためには、先進的なデジタル技術に関する知見を有し、各産業や地域の実状に精通する人材を確保することが重要である。

この点、本県には東北大学をはじめとする高等教育機関が数多くあり、情報系の学科や研究科がある7大学1高専の卒業生が年1,900名程度と県内から多くの情報系人材が輩出されている。また、それらの情報系人材の5割を占めている東北大学は、イギリスの高等教育専門誌など民間が調査した「THE 日本大学ランキング日本版 2023」において総合順位1位にランク付けされ、教育成果や国際性など質の高さが評価されていることから、輩出される人材は特に優秀な人材と言える。一方で、同大学の卒業生等のうち、約8割が県外へ就職しているという事実もある。令和3年度の経済センサスにて情報サービス業及びインターネット付随サービス業の売上額が5,565億円で全国7位であり、情報通信関連企業が集積している本県において、優秀な人材の県内就職、活躍などを通じ、情報通信関連産業はもとより県内産業全体の活性化や地域課題の解決を図ることが求められている。

⑤【地域の特性】宮城県の豊かな自然環境や大学等の高度な研究・技術蓄積

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを実現するためには再生可能エネルギーの電源構成比率の向上が欠かせないが、本県には再生可能エネルギーを生み出すための豊かな自然環境が存在する。再生可能エネルギーのうち、近年導入が進んでいる太陽光発電については、東北地方の中では日照時間が長く、降雪量が少ないことから、ポテンシャルが高いと言える。また、民有林の8割が収穫の目安となる41年生以上であり、本格的な利用期を迎えていることに加えて、県内には合板工場、製紙工場等が立地していることで全国屈指の木材需要（全国5位（令和4年度木材需給報告書））があることから、今後、間伐材や加工端材などの木質バイオマス資源の有効活用が期待できる。他にも、県内陸部には栗駒山・鳴子・蔵王山の3つの活火山とそれらを源とする数多くの温泉地があることから、一定の地熱ポテンシャルを有しており、大崎市の鬼首地熱発電所や、熱交換による給湯、融雪対策への活用事例があるなど、豊かな自然を活用した様々な再生可能エネルギー事業が営まれている。加えて、本県には、東北大学等の環境・エネルギー関連産業の発展に資する基盤的な研究に取り組む理工系・環境系の学部を有する大学や国立研究開発法人等の研究機関が数多く存在し、カーボンニュートラルの達成に向けた研究や、世界的な資源の枯渇・資源調達リスクの増大等の社会環境の変化に対応して、社会経済活動を維持し、循環経済を推進していくために欠かすことができない資源循環利用の高度化に向けた研究等の環境・エネルギー関連産業の普及と社会実装に取り組んでいるほか、先進技術の実装を支援する産学官の取組も行われている。このように、地域の企業が環境やエネルギー関連分野に係る新たな事業展開に取り組む体制が整っていることから、これらを活用した環境・エネルギー関連産業の集積と振興を目指していく。

⑥【地域の特性】食・自然・歴史・文化等の多彩な観光資源

本県は、伊達政宗が礎を築いた絢爛な歴史・文化を残す100万人都市の仙台のほか、日本三景松島をはじめ、御釜や樹氷などの雄大な自然景観を楽しむことができる蔵王山、日本ジオパークに認定された三陸ジオパークや栗駒山麓ジオパーク、全国有数の渡り鳥の飛来地でラムサール条約湿地であ

る伊豆沼・内沼など、豊かな自然に恵まれた地域が多数存在する。また、全国有数の泉質を誇る鳴子温泉郷をはじめとした豊かな温泉地や、世界農業遺産に認定された大崎耕土、「食材王国みやぎ」としての多彩で豊富な食材や食文化など、魅力あふれる様々な観光資源を有している。このほか、震災の教訓と復興の歩みを次世代に伝える震災遺構・伝承施設も数多く存在し、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、令和4年の本県の延べ宿泊者数は8,383千人泊であり、同年の東北六県合計の延べ宿泊者数の約25%を占めており、東北を代表する観光地である。

また、県内には、東北地方の玄関口の機能を担う仙台空港や仙台駅が存在し、特に仙台空港は平成28年7月に仙台国際空港株式会社による運営が開始され、LCC等の航空路線の拡充や、空港と東北各地を結ぶ直行バス等の二次交通の整備が進められている。

こうした地域の特性を生かし、地域資源の発掘・磨き上げを行いながら、魅力ある観光地づくりを進めるほか、農林水産業等の関連産業との連携強化や、宿泊・観光施設等の受入環境整備等に取り組み、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、観光業全体の成長を促進するとともに、地域経済全体の活性化に繋げていく。また、国内外からの観光客誘致に当たっては、多様化するニーズを踏まえた戦略的なプロモーションを実施するとともに、全線開通した三陸沿岸道路等を活用するなど、広域周遊観光の促進を図るほか、仙台空港の空港路線拡充等による東北への誘致強化に取り組む。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、6分野の地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要があり、事業者ニーズを踏まえた各種事業展開に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

- ① 本地域内において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、一部の市町村において固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。
- ② 一部の市町において工場立地法に基づく緑地率等の緩和条例を制定する。
- ③ デジタル田園都市国家構想交付金の活用
デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、農林水産食品関連業分野及び特色ある地域資源を活用した観光産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備のほか、農林水産食品関連業及び観光振興事業の実施に必要な支援を行う。
- ④ 本促進区域内に新たに進出する企業又は既存企業の設備投資を支援するため、県及び促進区域内の市町村は、各々の実情に合わせ、補助金の交付等優遇措置を行うことを検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 県が保有する公共データの逐次開示
県が保有する人口や交通等の社会基盤、各種経済指標、産業用地、観光統計等の情報について、インターネット上で公表しており、事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。
- ② 公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供
地域企業の技術力向上のために、開示できる情報に関しては、地域企業のニーズに沿って積極的に情報提供していく。

※上記を進めるに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報が保護されるよう適切な管理を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室及び本計画関係課室、市町村本計画担当部署において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談の上で対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

① 市町村と県の緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。

② 事業開始後の支援

地域経済牽引事業が継続的に実施され、他の事業者を含めて地域に波及効果がもたらされるように、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな課題等に対応していく。

③ 人材育成・確保支援

人材確保に向け、事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供や地域の事業者団体や地元大学等と連携して、最適な人材育成プログラムの作成や研修等を行い人材の育成に努める。

④ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援

「みやぎ企業立地ガイド」など工業団地等を紹介する冊子の作成やホームページを通じて、事業用地に適した土地を紹介していくほか、市町村と連携して産業用地の確保に努めていく。

⑤ GX 等の促進支援

カーボンニュートラルの実現に向けて、事業者の脱炭素化・省エネ・資源循環利用の高度化等に資する設備・機器の設置及び先進的な製品・技術開発等の支援をより幅広い産業分野において実施するほか、県内産のエネルギー・循環資源を県内で利活用する取組など環境・経済・社会を統合的に向上させる取組を通じて、GX の地域実装を支援する。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度から令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免条例	制定検討・制定・運用	制定検討・制定・運用	制定検討・制定・運用
②工場立地法の緩和条例	制定検討・制定・運用	制定検討・制定・運用	制定検討・制定・運用
③デジタル田園都市国家構想交付金の活用	運用	運用	運用・評価
④補助金による交付優遇措置	運用	運用	運用・評価

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公共データの逐次公開	随時	随時	随時
②公設試が有する技術情報の開示	随時	随時	随時
③産業用地情報の開示	随時	随時	随時
④個人情報の保護	随時	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①県・市町村担当部局による相談	随時	随時	随時
【その他】			
①県と市町村の連携	随時	随時	随時
②事業開始後の支援（フォローアップ）	随時	随時	随時
③人材育成・確保支援	随時	随時	随時
④産業用地の確保支援	随時	随時	随時
⑤GXの促進支援	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県と市町村に加え、公設試験研究機関や産業支援機関、商工会・商工会議所、大学、金融機関など地域の支援機関がそれぞれ連携を図りながら支援の効果を高めていく。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 宮城県産業技術総合センター

地域のものづくり企業のニーズに対応した基盤技術の高度化支援や、実用化支援及び知的財産権を活用した分野の技術的支援の強化を図り、電子・情報分野、材料・加工・分析分野、食品・バイオ分野及び工業デザイン分野を中心とした様々な分野において、各種支援に取り組む。

② 農業・園芸総合研究所、古川農業試験場及び畜産試験場

県内の農業生産者ニーズを把握しながら農業・園芸の栽培技術の開発・改良や家畜品種の改良・飼養技術等の開発等を行い、県内農業生産者への迅速な技術移転を目指す。

③ 林業技術総合センター

県内の木材関連企業やきのこ生産者等を対象に技術支援や技術相談を実施するとともに、企業等のニーズを把握しながら県産材加工技術やきのこ栽培技術等の開発・改良を行い、県内企業等への迅速な技術移転を目指す。

④ 水産技術総合センター

県内の漁業者に対して海洋環境・水産資源等の調査結果を情報提供するとともに、養殖業者や水産加工業者等のニーズを把握しながら、新たな養殖技術の確立や低・未利用魚資源等の加工利用技術開発等を行い、県内業者への技術移転に取り組む。

⑤ 国立大学法人東北大学

産学官連携機構によりワンストップ体制のもと、民間企業との研究開発支援や研究成果活用支援を効率的・効果的に行っており、国内外の企業との共同研究が進められている。国立学校法人東北大学が進める産学官連携の取組において、すでに県内企業が参画しており、今後、なお、一層の参画が期待されることから、これらを積極的に支援し、事業高度化を図る。

⑥ 公益財団法人みやぎ産業振興機構

次世代シーズの発掘と産学連携マッチングの実施、産学共同研究会の活動を支援することなどにより、中小企業の産学官連携による研究開発や技術革新を図る。

⑦ KC みやぎ推進ネットワーク

ワンストップ体制による技術相談、Web サイトによる開放機器の情報提供、訪問支援技術研究会の運営等地域企業のリアルニーズに対応した技術支援を行うことにより、ものづくり基盤技術の高度化を推進する。

⑧ 観光振興団体

イ 公益社団法人宮城県観光連盟

県内の観光振興に関する事業を通じて、地方文化産業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした組織であり、事業者と連携した誘客プロモーションや事業者に対する観光情報提供などの支援を実施する。

ロ 一般社団法人東北観光推進機構

東北 6 県及び新潟県における、広域連携による観光産業振興と地域経済への発展への寄与を目的とした組織であり、観光庁の広域連携 DMO へ登録している。インバウンドのための東北が一体となったプロモーションや東北観光をプロデュースできる人材育成などに取り組んでおり、事業者に対し、誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

ハ 公益社団法人宮城県国際経済振興協会

国際経済振興に係る環境整備を図り、本県の産業経済の発展に寄与することを目的として設置された団体であり、韓国ソウル特別市にソウル事務所を、中国大連市に大連事務所を設置し、国際経済に関する情報収集や県内企業の海外展開に係る支援事業等に取り組んでおり、事業者に対し、韓国・中国観光客の誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

ニ 株式会社インアウトバウント仙台・松島

外国人観光客を中心とした誘客拡大を目的に、東北観光の拠点として、仙台市及び松島湾地域、仙台空港を含む周辺エリアの 6 市 3 町（仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町）において、観光資源の発掘や磨き上げ、受入体制の整備といった事業に重点的に取り組む観光庁登録の地域連携 DMO であり、事業者に対し誘致に関する連携のコーディネートや情報提供などの支援を実施する。

ホ 一般社団法人宮城創生 DMO

県南部に位置する 4 市 9 町（白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町）において、自治体関係者等とともに、外国人観光客の誘致・受入環境整備や地域戦略立案、教育旅行誘致等に取り組んでいる観光庁登録の地域連携 DMO であり、事業者に対し誘致に関する連携や情報提供などの支援を実施する。

ヘ 一般社団法人石巻圏観光推進機構

石巻圏域 2 市 1 町（石巻市、東松島市、女川町）における地方創生の実現に向け、国内外からの観光客誘致のための情報発信、受入体制整備や商品造成等に取り組む観光庁登録の地域連携 DM0 であり、市町と連携して地域の多彩な資源を活用した事業等を実施する。

ト 一般社団法人気仙沼地域戦略

気仙沼市全体の観光戦略を推進するために平成 30 年 3 月に設立された観光登録の地域 DM0 であり、情報発信や関係人口の創出、地域資源を生かしたコンテンツの磨き上げなど、民間の力を活用した観光振興と、市民のシビックプライドの醸成に向けた取組を進めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

促進区域においては、人口、産業の都市への集中に対応し、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指した宮城県環境基本計画の基本理念に基づき、適切な環境対策の実施など、積極的に自然環境の保全等に努めている。

今後、当地域における産業の集積に対応して、総合的かつ計画的な環境保全に関する対策を講じるとともに、エネルギーの効率的利用や地産地消、自然との共生に努める。加えて、その土地がもつ固有の歴史的・文化的な景観についても十分配慮する。

なお、宮城県環境白書を作成・公表することにより、県民や事業者が環境問題の現状に対する理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動や創造に資する活動等の実践や、県等が講じた環境施策の進行状況の県民等による確認が可能となるよう努めている。

① 公害の防止

産業が集積する地域における大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染の未然防止や騒音、振動、悪臭等の生活型公害が生じないように、関係法令等に基づく立入検査等の監視指導を行うとともに、必要に応じて環境保全や公害防止に向けた協定を締結し、環境保全の徹底を図る。地盤沈下対策についても、新たな地盤沈下が発生しないよう、関係法令に基づき、地下水揚水量の削減等、適切な利用を指導する。

② エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するために、県民や事業者の環境に配慮した行動・活動の実践を促す意識啓発活動を進めるとともに、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図りながら、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

③ 廃棄物の 3R 及び適正処理

廃棄物については、宮城県循環型社会推進計画に基づき 3R 及び適正処理を推進する。特に産業廃棄物については、企業に対する環境産業コーディネーターの派遣、施設整備や研究開発等各種補助事業により 3R の取組を促進するとともに、出前講座による事業者単位の普及啓発や産業廃棄物適正処理監視指導員による監視パトロールにより、事業者に対する指導・監督の徹底を図り、適正処理を確保する。

④ 自然環境の保全

市街地等においては、都市公園の整備や道路の緑化を推進するほか、鳥獣保護区、国立・国定公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性保全上重要な里地里山等については、生物多様性の保全を図るため多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮するとともに、希少種が確認された場合には、専門家の意見を聴く等して、良好な自然環境の保全に努める。また、環境保全上重要な地域内での整備の

実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

⑤ 文化財の保護

史跡・名勝・天然記念物の指定地域については、その保護に努めることとし、埋蔵文化財についてはその保存に努める等、文化財保護法の趣旨に基づき文化財の保護に細心の配慮をする。あわせて、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観の保全にも努める。

(2) 安全な住民生活の保全

県及び市町村は、事業者及び地域住民と連携・協働し、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に万全を期すため、安全・安心活動センター等の地域活動拠点を整備するなどの必要な措置を講じ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を推進する。

具体的には、下記の事項に取り組む。

- ① 防犯カメラ、照明等防犯設備の整備
- ② 道路、公園、工場等における防犯に配慮した施設の整備・管理
- ③ 地域住民等が行う防犯ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ④ 従業員を対象とした法令遵守及び被害防止を目的とした安全教室等の開催
- ⑤ 不法就労等を防止するための必要な措置
- ⑥ 安全・安心活動センター等地域活動拠点の整備
- ⑦ 地域住民の意見を十分に把握した安全確保対策の推進
- ⑧ 犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備及び捜査への協力

(3) その他

地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、事業実施に伴う自然環境や住民生活への悪影響を防止するため、環境関連法令や各自自治体が定める条例・規則等に基づき、必要な手続きが適切に行われていることを確認する。また、事業者は、開発行為に伴い住民との合意形成が必要な場合には、事業者が環境保全について説明会などを開催し、住民の理解を得るように努める。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

① 白石市（仙台南部工業団地）【重点促進区域6】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

大平中目字西田

49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107、108、109、110、111、112-1、112-

2、113-1、113-5、113-6、113-7、113-8、114-1、116-1、117-1、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、141、160-1、161-1、162-1、163-1、164-1、165-1、166、167-1、168-1、169-1、170-1、171-1、172-1、173、174、175、176-1、176-2、177-1、177-2、178-1、178-4、178-6、178-7、179-1、179-4、180-1、180-2、181-2、181-4、181-5、190、191、192、193、195、196、197、198-1、199、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、232、233-1、234、235-1

大平中目字南田

13、14、15、16、17、18、19-1、19-2、20、21、22、23、24-1、24-2、25、26、27、28、29、30、31、32、35、36、45、46-1、46-5、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、83、84、85、86、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、110-1、110-4、111-1、112-1、113-1、113-2、114、115、116、138、143、146、148、150、152、153

大平中目字四反田

10-2、18-5

斎川字中斎川

36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48、49、50-1、179、193、195

斎川字楚利田

5-1

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 36.2ha である。

(地区内における公共施設整備の状況)

大平中目字南田、斎川字中斎川地区においては、令和 2 年 10 月に白石中央 SIC の新規事業化が公表され、国道 4 号に接続する（仮称）白石中央工業団地線とともに、令和 8 年度の供用開始に向け、整備促進している。

白石中央 SIC 整備に伴い、（仮称）白石中央 IC 周辺整備基本計画を策定し、道の駅、スポーツレクリエーション拠点整備を計画し、道路及び水道等のインフラ整備について、着実に推進されている状況にある。

(地区内の遊休地等の状況)

白石市には未利用地は存在せず（令和 4 年度工場適地調査）、大半が農地となっている。

(他計画との調和等)

当該区域は、基幹産業の支援や周辺に新たな産業拠点を形成することで企業誘致の促進や振興が期待される白石中央 SIC 整備箇所の隣接地であり、地域経済牽引事業の拠点となり得る地域であることから、重点促進地域に設定することとする。

令和 3 年 4 月に策定した第 6 次白石市総合計画においては、「スマートインターチェンジの整備とともに新たな工業団地を整備し、企業立地環境の充実や積極的な PR となる企業誘致を推進します」と位置づけ、既存企業の支援及び新規企業誘致による働く場の創出を重点戦略としている。また、令和 3 年 3 月に策定した白石市まち・ひと・しごと創生「第 2 期総合戦略」においては、基本目標 1 魅力あふれるしごとと賑わいを創るに、企業支援・新規企業誘致による働く場の創出を掲げて事業に取り組んでいる。

さらに、白石農業振興地域整備計画においては、既存の基盤整備事業受益地を中心として農地の確保・保全に努めることとしている一方、「都市的利用は、農業的利用と調和を図るが、工業団地の整備等農家の安定就業の促進や、担い手の確保に繋がる場合には必要に応じ農業的利用から都市的利用の転換もやむをえないものとする」と位置づけている。

この地域経済牽引事業は、働き手に関心度の高い魅力ある製造業を中心とした新規企業の誘致を目指しており、雇用の場の創出による地域課題解決のためには、欠かせないものであり、上記計画に合致したものである。

新規企業誘致を展開するためには、高速交通網整備による結節点となる当該区域の設定が必要となることから、農地活用を行い、当該区域において土地利用調整を行うものである。

なお、白石農業振興地域整備計画においては、「農業的土地利用と都市的土地利用を明確にし、農業環境と商業・工業等生産環境、生活環境の調和のとれた、かつ、長期的展望に基づいた効果的・計画的利用を推進する必要がある」とされており、地域経済牽引事業の実施にあたっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域の全域が農用地区域であり、大半が農地であることから、やむを得ず農用地区域内を開発する場合はまず小規模で生産力の低い土地等の利活用を検討する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

白石市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

白石市の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域は、大区画は場整備事業の工事が完了してから、8年以上が経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

白石市においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし。

② 美里町（関根新苗代江地区、堤筒地区）【重点促進区域 7】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

美里町関根字堤筒

19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31 及び 33-1

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 1ha である。

(地区内における公共施設整備の状況)

関根字堤筒地区においては、近隣に小学校や地域の交流センターが整備されており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況)

美里町には未利用地は存在せず（令和 4 年度工場適地調査）、大半が農地となっている。また、山林原野開発等外縁的な拡大も困難な状況である。

(他計画との調和等)

当該区域は、航空機関連の地元企業の隣接地であり、同企業や関連企業、大学等との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る区域であることから、重点促進区域に設定することとする。

美里町農業振興地域整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、農業従事者の安定的な就業機会を確保するための方策として、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。

航空機関連の地元企業は、美里町の中核となる企業であり、この地域経済牽引事業の実施は、美里町における雇用機会の拡大や安定就業、地域経済の活性化に資するものであり、上記目標と調和したものである。美里町には未利用地は存在せず（令和 4 年度工場適地調査）、大半が農地となっており、地域の特性を活用しながら航空機関連の事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しないため、当該区域において必要最小限の農地活用を行うものである。なお、美里町農業振興地域整備計画においては、「自然環境を保全しながら、農村環境と調和した生活圏の整備と混在する農地や農業用施設用地との調和を図りながら、農業区域の維持、居住区域の整備、工業区域の整備、河川区域の保全など計画的な都市的土地利用を図る」とされており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行いながら推進し、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には農用地区域を含んでいるため、区域内に存在する遊休地を利活用するなど、当該農用地区域外での開発を優先する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

美里町の集団的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合には、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないなど、集団的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

美里町の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

美里町においては、大区画ほ場整備事業の進捗率が約9割に達している。このため、当該事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して、8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととし、8年を経過した後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。また、今後面的整備を実施する区域についても、同様の取扱いとする。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

美里町においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

③ 富谷市（仏所地区）【重点促進区域8】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

仏所

96-1、96-6、97-1、98-1、98-4、99-1、99-2、100-1、100-2、101-1、101-2、102、103-1、103-2、105、115、132-1、133-1、133-2、136-1、136-2、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、143、144、146、147、148、149、155、156、158、159、161、162、163、164、165-1、165-2、166、167、168、169、170、172、182-1、182-2、184、186-1、186-2、187、188、190、197-1、199、200-1、200-2、202、203-1、203-2、203-3、203-4、203-5、203-6、203-7、204、206、209-3、226-1、226-15、226-16、226-17、226-18、226-19、226-20、226-21、226-22、226-23、226-24、226-25、226-26、226-88、226-89

矢倉下

37 の 1、37 の 2、38 の 2、40、41 の 1、42、44、45、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、49-3、49-4、49-5、50-1、51、52-1、52-2、53-1、53-2、54-1、54-2、55、56-1、57-5、57-6、59、60、61、62、63、64、65、67、68

日渡

34 の 12

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 1.3ha である。

(地区内における公共施設整備の状況)

近隣に富谷市総合運動公園が整備されており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たな公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況)

富谷市内は、農用地と森林の割合が市面積全体の半分を占め(国土利用計画目標年次令和 7 年度で 50.6%)、農業振興地域を除き、小面積の農用地が山間部等に点在している状況であり、また山林も里山であることから、開発による活用も見込めない状況である。今後、遊休地等が確認された場合は、これら遊休地等を優先的に活用するものとする。

(他計画との調和等)

当該区域は高屋敷西工業団地と隣接しており、隣接する工業団地と一体的に雇用を創出する産業の集積を図ることから、富谷市総合計画における企業誘致を推進する方針とも調和がとれている。このことから、地域資源を活かした産地直売やレクリエーション農園等を整備し、地域雇用の創出、交流人口の拡大を図ることにより、地域振興の拠点づくりの場所とするため、重点促進区域として設定することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

(立地条件)

当該区域は、国道 4 号沿いに位置し、仙台北部道路富谷 IC の近傍で、流通の面からアクセスが良好で、観光客が見込まれる立地にある。また、本区域のある富谷市は、人口増加が進んでおり、産地直売やレクリエーション農園等による自然と都市住民との交流が期待される。

富谷市総合基本計画後期基本計画においては、企業誘致による産業の集積、雇用の創出を掲げており、当該地区は隣接する高屋敷西工業団地と一体的な雇用の創出も期待されることから、事業の推進に適切な用地である。

なお、市内の他の市街化区域においては、事業を実施できる用地及びアクセス等の機能を確保できる場所がない。

(対象施設)

本区域においては、国道4号沿いに位置し、仙台北部道路富谷ICの近傍で、流通の面からアクセスが良好で観光客の集客も見込まれることから、収益性の高い園芸品目の生産・加工販売をすることにより農林水産業等と観光産業との連携強化が見込まれることから下記の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ・市内農業者が生産する野菜や果樹を原料とした農産物加工製造施設

なお、今回の開発に当たっては、敷地内に農場、農園面積を一定程度確保することとしており、農業地域が残されることで地区内の一次産業を促進し、当該施設が周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではない。また、他の遊休地は、小面積の農用地が山間部等に点在している状況であり、山林も里山であることから、開発による活用も見込めない状況であるため、他に適地がない。

以上のことから、当該施設は、食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地の近傍に立地する農産物の加工工場であることから、基本的な方針の第一へ(3)②(ii)に該当するものである。

④ 岩沼市(矢野目西地域)【重点促進区域9】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

下野郷字指ノ下

1-1、2、3、4、5、6-1、9-1、10、11-1、11-2、12、13、14-1、14-3、15-2、25、26、27、28、29、30-1、30-2、31-1、31-2、32-3、35、36、37、38、39、40-1、41-1、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48-2、50-3、51、52、53、54、55、56、57、64-1、64-2、65-1、65-2、66、67、68、69、70、71-3、73-1、74、75、76、77、78、79、80-1、81-1、82、83、84、85、86、87-1、90-1、90-5、91、92、93-1、94-1、94-2、95、96、97、98、99-1

下野郷字出雲屋敷

88、89、90、91、92、93-1、93-4、95-1、96-1、97、98-1、99-1、100-1、101-1、101-2、102、103-1、103-2、104、105-1、107、108-1、109-1、109-2、110、111、112、113、114

下野郷字西迎

1-1、2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、5-1、6-1、7-1、8-1、9-1、9-2、10-1、11-1、12-1、13-1、14-1、15-1、16-1、17、18、19、20、21-1、21-2、22、23、24-1、24-2、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75-1、75-2、76、77、78、79、80、81、82、83、84-1、85-2、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118-1、119-1、120-1、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141-1、141-2、142、143、144、145、146、147、148、149、150-1、194、195

下野郷字善願

7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41-1、41-2、42、43、44-1、45-1、46、47、48、49、50、51-1、51-2、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、

72、73-1、73-2、74、75、76、77、78-1、79-1、80、81、82、83、84、85-1、85-2、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97-1

下野郷字相野谷地

1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、6、7、8、9-1、9-2、9-3、9-4、10-1、11-1、11-2、12-1、12-2、15-1、16-1、17-1、18-1、19、20、21-1、21-2、22、23、24、25-1、25-2、26-3、28-2、29-1、29-2、30、31-1、31-2、32、33、34、35、36、37-1、38-1、39-1、40、41-1、41-2、42-1、42-2、43、44、45、46、47、48-1、50、51-1、51-2、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61-1、64、65、66-1、66-2、67-1、67-2、68、69、70、71、72、73-1、74-1、75、76、77-1、77-2、78、79、80、81、82-1、82-2、83、86-1、86-2、86-5、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90、91-2、92-2、93、94-1、94-2、95-1、95-5、98、99、100-1、100-2、101-1、101-2、102-1、102-2、103、104、105、106、107-1、108-1、109-1、110-1、111、112、113、114、115-1、115-2、116、117、118、119、120、121、122-1、122-2、135-1、137、138、139、140-1、141-1、142、143、144、145、146、147、148-1

下野郷字南坪

126、127、128、129、130、131、132、133-1、133-2、134-1、134-2、135-1、136-1、137-1、138、139、140、141

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 44.1ha である。

(地区内における公共設備施設の状況)

当該区域の北側に隣接する地域が産業用地として造成され既に企業が立地済みであるため、道路や電気、上下水道等のインフラ整備が進められており、今後の開発に当たっては大規模な公共設備施設整備は不要である。

(地区内の遊休地等の状況)

岩沼市内の市街化区域内においてはまとまった未利用地がなく、市街化調整区域はほぼ全域が農地となっている。

(他計画との調和等)

当該区域は、仙台空港や市内最も大きな産業集積地である矢野目・臨空工業団地、順次企業が立地している仙台空港フロンティアパーク及び矢野目西産業用地の近傍に位置している。当該区域における地域経済牽引事業は、岩沼市及び近隣市町村の中でも有数の物流拠点として活用されている仙台空港 IC から約 1.5 km という地の利を生かし、DX 等による食品の流通の合理化を推進する食品製造業及び物流又は「2024 年問題」や脱炭素社会推進への貢献に寄与する設備を備えた物流業を見込む。

地域経済牽引事業の実施に当たり、岩沼市国土利用計画(第五次)においては、「広域交通の骨格となる国道や鉄道をはじめ、空港から高速道路まであらゆる交通網を有する利便性の高い都市として、その優位性を最大限に活かし、新しい分野の企業誘致を含めた産業振興を図ります」とし、市土地利用の基本的な方向性を定めている。また、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「仙台空港、仙台東部道路及び仙台港までのアクセス性等、空路・陸路の利便性に優れた立地環境を活かして産業の振興を図るとともに企業誘致に取り組みます」としており、地域産業の活性化を図るとともに、企業の誘致等により雇用の創出と維持に努め、働きやすい地域づくりに取り組んでいることから、既存の諸計画との調和がとれている。

新規企業の誘致を展開するためには、仙台空港 IC、仙台空港及び既存の工業団地等の近傍に位置する当該区域の設定が必要となることから、農地活用を行い、当該区域において土地利用調整を行うものである。

なお、現行の岩沼市農業振興地域整備計画において「農業と商業・工業(農商工連携)による米、大豆、野菜、果樹等地元農産物を生かした農産物加工品の開発や販売促進に積極的に取り組む」とし、市の産

業振興を進めているところであるが、令和6年度中に改定予定の岩沼市国土利用調整計画に併せて当該農業振興地域整備計画において、小規模農業者等の安定就業及び地域経済の活性化を目的とする計画的な都市的土地利用を図ることを予定している。また、当該農業振興地域整備計画においては、「地域の現状を十分考慮して、環境との調和に配慮し、農家の合意形成を得た中で、高度な農業生産の実現と農家経営の安定及び規模拡大を図るため、ほ場区画の整理・大型化、汎用化をさらに進め、農村環境の整備に努める」としている一方で、岩沼市国土利用計画(第五次)において「農地の利用転換を行う場合には、その不可逆性や食料生産の確保、農業経営の安定や地域景観に及ぼす影響等に十分に配慮した上で、他の土地利用との調整を図りながら、本市の新たな活力の創出に資する計画的な転換を図ります。」としており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域以外での開発を優先すること

当該区域の全域が農用地区域であり、大半が農地であることから、やむを得ず農用地区域内を開発する場合はまず小規模で生産力の低い土地等の利活用を検討する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

岩沼市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

岩沼市の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋め立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

当該区域は、県営ほ場整備事業が完了して8年以上経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

岩沼市内においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

(立地条件)

当該地域は、仙台空港 IC からおよそ 1 km 地点に位置し、仙台空港や市内最も大きな産業集積地である矢野目・臨空工業団地、順次企業が立地している仙台空港フロンティアパーク及び矢野目西産業用地の近傍に位置する区域である。また岩沼市都市計画マスタープランにおいて、当該地域を新産業ゾーンに位置づけ、交通結節機能を最大限に活用し、既存住宅の住環境に配慮しながら本市の産業の活性化に資する土地利用を図るとしており、岩沼市内の工業団地との一体的な雇用の創出も期待されることから、事業の推進に適切な用地であるといえる。また、岩沼市内の市街化区域においてはまとまった未利用地がなく、即座に立地できる適地がない。

(対象施設)

本区域においては、仙台空港や市内の主要な産業集積地の近傍に位置し、既存企業及び将来進出を見込む企業にとって、【重点促進区域 10】と併せて物流の二大拠点となり得る。また、当該区域の 280 km 圏内に東北地方及び関東地方を含んでおり、一円の中継拠点としての機能が見込まれることから以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ・ DX 等による食品の流通の合理化を推進する食品関連物流施設

なお、進出が見込まれる対象施設は、その周辺地域に関してむやみに市街化を促進させるものではない。

以上のことから、当該施設は、岩沼 IC の近傍に立地する食品関連物流であることから、基本的な方針の第一へ (3) ② (i) に該当するものである。

⑤ 岩沼市 (岩沼 IC 周辺地域) 【重点促進区域 10】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

下野郷字中條前

140-1、140-3、140-4、140-5、140-6、140-7、140-8

下野郷字前條

7-1、8-1、9-1、10-1、11-1、12-1、13-1、14-1、15-1、16-1、17-1、18-1、19-1、20-1、21-1、24-1、24-2、26-1、27-1、28-1、29-1、30-1、31-1、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42-1、43-1、46-1、47-1、48、49、50、51、52、53、54-1、55-1、56-1、57-1、58-1、59-1、63-1、64-1、65-1、66-1、67-1、68-1、69-1、70-1、73-1、74-1、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108-1、109-1、112-1、115-1、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133-1、134-1

押分字新筒下

1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、60、60-1、61、61-1、62、63、64、65、66、67、68、68-1、68-2、123-1

押分字与奈

43-4、44-4、44-5、45-4、46、47-1、48-3、50-1、50-7、51-1、52、53-1、53-3、54-3

押分字新光谷

1-1、2-1、3-1、4-1、5-1、5-2、6-1、7-1、8-1、9-1、10-1、11、12-1、17、18、19、20、21、22、

23、24、25、26、27、28-1、30-1、31-1、32-1、33-1

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 16.6ha である。

（地区内における公共設備施設の状況）

当該区域は仙台東部道路と一般県道岩沼海浜緑地線が交差する交通利便性の高い地域である。当該地域の東西それぞれが市街化区域となっており、道路、上下水道及び電気等のインフラ整備が進んでいる状況にある。また、立地する事業者の排水規模によっては、事業者負担による調整池の整備が必要となる場合がある。

（地区内の遊休地等の状況）

岩沼市内の市街化区域内においてはまとまった未利用地がなく、市街化調整区域はほぼ全域が農地となっている。

（他計画との調和等）

当該区域は、高速自動車国道と一般県道が交差する物流の結節点であるとともに、産業の発展により雇用機会の創出が見込まれる岩沼 IC の隣接地である。当該区域における地域経済牽引事業は、岩沼市及び近隣市町村の中でも有数の物流拠点として活用されている仙台空港 IC から 2 km 圏内という地の利を生かし、DX 等による食品の流通の合理化を推進する食品製造業及び物流業又は「2024 年問題」や脱炭素社会推進への貢献に寄与する設備を備えた物流業を見込む。

当該地域経済牽引事業の実施に当たり、岩沼市国土利用計画(第五次)においては、地域経済牽引事業の拠点となりうる地域であることから、重点促進地域に設定することとする。

岩沼市国土利用計画(第五次)においては、「広域交通の骨格となる国道や鉄道をはじめ、空港から高速道路まであらゆる交通網を有する利便性の高い都市として、その優位性を最大限に活かし、新しい分野の企業誘致を含めた産業振興を図ります」とし、市土利用の基本的な方向性を定めている。また、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「仙台空港、仙台東部道路及び仙台港までのアクセス性等、空路・陸路の利便性に優れた立地環境を活かして産業の振興を図るとともに企業誘致に取り組みます」としており、地域産業の活性化を図るとともに、企業の誘致等により雇用の創出と維持に努め、働きやすい地域づくりに取り組んでいる。

既存の重点促進区域(市街化区域)にはまとまった未利用地がほとんどなく、新規企業の誘致を展開するためには、交通の利便性が高く労働者の確保が見込まれる当該区域の設定が必要であることから、農地活用を行い、当該区域において土地利用調整を行うものである。

なお、岩沼市農業振興地域整備計画において「農業と商業・工業(農商工連携)による米、大豆、野菜、果樹等地元農産物を生かした農産物加工品の開発や販売促進に積極的に取り組む」とし、市の産業振興を進めているところであるが、令和 6 年度中に改定予定の岩沼市国土利用調整計画に併せて当該農業振興地域整備計画において、小規模農業者等の安定就業及び地域経済の活性化を目的とする計画的な都市的土地利用を図ることを予定している。また、当該岩沼市農業振興地域整備計画においては、「地域の現状を十分考慮して、環境との調和に配慮し、農家の合意形成を得た中で、高度な農業生産の実現と農家経営の安定及び規模拡大を図るため、ほ場区画の整理・大型化、汎用化をさらに進め、農村環境の整備に努める」としている一方で、岩沼市国土利用計画(第五次)において「農地の利用転換を行う場合には、その不可逆性や食料生産の確保、農業経営の安定や地域景観に及ぼす影響等に十分に配慮した上で、他の土地利用との調整を図りながら、本市の新たな活力の創出に資する計画的な転換を図ります。」としており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域以外での開発を優先すること

当該区域の全域が農用地区域であり、大半が農地であることから、やむを得ず農用地区域内を開発する場合はまず小規模で生産力の低い土地等の利活用を検討する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

岩沼市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

岩沼市の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋め立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

当該区域は、団体営は場整備事業が完了して8年以上経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

岩沼市内においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

(立地条件)

当該地域は、岩沼 IC に隣接し、区域を仙台東部道路と一般県道岩沼海浜緑地線が交差する交通利便性の高い地域である。また岩沼市都市計画マスタープランにおいて、当該地域を新産業ゾーンに位置づけ、交通結節機能を最大限に活用し、既存住宅の住環境に配慮しながら本市の産業の活性化に資する土地利用を図るとしており、岩沼市内の工業団地との一体的な雇用の創出も期待されることから、事業の推進に適切な用地であるといえる。

また、岩沼市内の市街化区域においてはまとまった未利用地がなく、即座に立地できる適地がない。

(対象施設)

本区域においては、当該区域は仙台空港や市内の主要な産業集積地から車で 15 分圏内に位置し、既存企業及び将来進出する企業にとって【重点促進区域 9】と併せて物流の二大拠点となり得る。また、当該区域の 280 km 圏内に東北地方及び関東地方を含んでおり、一円の中継拠点としての機能が見込まれることから以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ・DX 等による食品の流通の合理化を推進する食品関連物流施設
- ・岩沼 IC からの直結専用道路を備え、自動運転支援設備及び電気供給設備又は水素供給設備を有する物流施設

なお、進出が見込まれる対象施設は、その周辺地域に関してむやみに市街化を促進させるものではない。

上のことから、当該施設は、岩沼 IC に隣接する食品関連物流施設又は次世代モビリティに対応した物流施設であることから、基本的な方針の第一へ（3）②（i）又は（iv）に該当するものである。

⑥ 大崎市（古川地域敷玉地区の一部）【重点促進区域 11】

（1）総論

（農用地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

大崎市古川桑針字新小筒

1、2-1、2-2、3、4、5、6-1、6-2、7、8、9、10、11-1、11-2、12-1、12-2、13、14、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 5ha である。

（地区内における公共施設整備の状況）

当該区域を含む古川敷玉地区内には小学校や公民館が整備されており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（地区内の遊休地等の状況）

当該区域は農地として活用され、未利用地はない。

（他計画との調和等）

当該区域は、大規模施設園芸の運営に必要な農業用水が活用できる一級河川北上川水系出来川と作業車の運搬要件を満たす県道 146 号が交差する地点に接している区域であり、施設の建設時に障害となる埋蔵文化財も存在していない。加えて当該区域は、大崎市の東部に位置し、気温や降雪の気象条件も適していることから、みやぎ園芸特産振興戦略プランの基本方針に掲げている「施設園芸産地の競争力の強化」に対し、大崎市において最適の区域と言える。

ただし、今後の大規模施設園芸は、暖房時のエネルギー量の確保とゼロカーボンへの取組の両課題を解決することが必須であり、効率且つ経済的に熱源等を得ながら環境分野へも寄与するためには、廃熱、二酸化炭素、電気等が連携できるバイオマス発電施設も併設した、持続可能な施設が求められており、本地域においては、次世代型大規模施設設置の事業実施を計画する地域経済牽引事業の導入促進を図る。

なお、大崎農業振興地域整備計画においては、農業近代化施設の整備の方向として、「生産性や収益性の向上を図るため、機械導入や施設整備等の生産基盤の整備を進める」と位置づけており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行い、農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域の全域が農用地区域であり、大半が農地であることから、やむを得ず農用地区域内を開発する場合は、大崎農業振興地域整備計画に記載する農業近代化施設の整備にあたり、最適な土地の活用を検討する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

大崎市の集団的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないなど、集団的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

大崎市の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域は、大区画ほ場整備事業の工事が完了してから、8年以上が経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

大崎市においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

⑦ 美里町（二郷慶半東地区）【重点促進区域 13】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地用が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

美里町二郷字慶半東

80、81-1、81-2、82-1、82-2 及び 82-3

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 1.8ha である。

（地区内における公共施設整備の状況）

美里町二郷慶半東地区においては、隣接する地区に既に複数の製造業が立地しており、道路、電気、水道等のインフラ施設が整備されていることから新たに公共施設整備を行う必要はない。

（地区内の遊休地等の状況）

美里町内においては、未利用地がほとんど存在せず（令和 4 年工場適地調査）、大半が農用地となっている。また、山林原野開発等外縁的な拡大も困難な状況である。

（他計画との調和等）

当該区域は、隣接地に立地する地元製造業事業者が工場増設を検討している地区であり、同企業や関連企業との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る区域であることから、重点促進区域に設定することとする。

当該区域は、美里町農業振興地域整備計画における農用地区域に該当するが、同計画は優良農地を可能な限り保持することとしている一方で、農業従事者の安定的な就業機会を確保するための方策として、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。

また、令和 3 年 4 月 1 日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、当該地区を含む南郷地域が「一部過疎」に該当することとなり、これに伴い策定された美里町過疎地域持続的発展計画において、持続可能な地域社会を形成するための課題として「既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要がある」としており、未利用地がほとんど存在しない美里町において、当該区域の活用は過疎対策としても重要な位置づけとなっている。

工場増設を検討している地元製造業事業者は、美里町の製造業の中核となる事業者であり、事業拡大により地域経済の活性化及び就業機会の創出が期待され、先述した計画とも調和がとれたものである。

当該事業者においては、東日本大震災以降、取引エリアが首都圏まで拡大し、大型の受注案件が増加した影響で、需要に対応した生産体制の構築が求められている。これらの課題解決には、現在の生産設備を生かしつつ事業拡大を行う必要があり、最も効率的かつ実現可能な区域は、当該区域以外に存在しないことから、当該区域において必要最小限の農地活用を行うものである。

なお、美里町農業振興地域整備計画においては、「自然環境を保全しながら、農村環境と調和した生活圏の整備と混在する農地や農業用施設用地との調和を図りながら、農業区域の維持、居住区域の整備、工業区域の整備、河川区域の保全など計画的な都市的土地利用を図る」とされており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行いながら推進することとする。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には農用地区域を含んでいるため、区域内に存在する遊休地を利活用するなど、当該農用地区域外での開発を優先する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

美里町の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合には、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

美里町の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

美里町においては、大区画ほ場整備事業の進捗率が約9割に達している。このため、当該事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して、8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととし、8年を経過した後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。また、今後面的整備を実施する区域についても、同様の取扱いとする。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

美里町においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

⑧ 女川町 (浦宿浜字寄木)【重点促進区域15】

(1) 総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

浦宿浜字寄木

1～3、4-1～4-12、5-1～5-3、6-1～6-6、7-1～7-3、7-5、7-6、7-8、8-1～8-4、10～20、20-2、21-1、21-2、21-6、21-8、21-9、22、23-1～23-3

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約0.3haである。

（地区内における公共施設整備の状況）

当該地区は、道路、電気、水道等の各種インフラは整っており、集会所や消防倉庫等の公共設備も設置されている。

（地区内の遊休地等の状況）

地区内には、水産加工品生産工場や関連した倉庫等が立地している。地区全体が工場や倉庫の用地となっていることから、遊休地についてわずかに点在する程度である。

（他計画との調和等）

当該区域は中心部の水産加工団地（女川町市場通り）と隣接してはいないものの、国道 398 号線によりアクセスは良好であり、一体的に雇用を創出する産業の集積を図れることから、女川町総合計画 2019 における新しい挑戦と活動を生み出し持続する町づくりを目指す方針とも調和がとれている。

また、当該区域は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられており、様々な優遇制度を受けることができる区域であるとともに、令和 3 年度に企業立地促進条例の改正を行い立地奨励制度の強化が図られているため、本町における雇用の場の創出や既存企業の拡充を図る区域となっている。

このことから、水産物地域資源を活かした地域雇用の創出、交流人口の拡大を図る一助となり得る区域であると判断できるため、重点促進区域として設定することとする。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

（立地条件）

当該区域は、国道 398 号沿いに位置し、三陸自動車道石巻女川 IC から約 30 分と、流通の面からアクセスが比較的良好な立地にあり、女川町の主要産業である水産業に関連する工場や卸売市場が立地する水産加工団地及び女川港へも車で約 5 分と、産業面でのアクセスも良好に確保されている。また、本区域のある女川町は、人口減少は進んでいるものの、活動人口（関係人口）の創出に力を入れており、昼間人口の増加が期待される。

女川町総合計画においては、新しい挑戦と活動の創出による持続的なまちづくりを掲げており、当該地区は中心部の水産加工団地と一体的な雇用の創出も期待されることから、事業の推進に適切な用地である。

（対象施設）

本区域においては、漁港や水産加工団地へのアクセスが良好であり、収益性の高い水産加工製造が可能であることから、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ・女川町の漁業者及び女川町地方卸売市場にて水揚げのあった鮮魚の包装及び鮮魚を原材料とした水産加工品を生産する施設

なお、進出が見込まれる対象施設は、その周辺地域に関してむやみに市街化を促進させるものではない。

以上のことから、当該施設は、水産加工品の原材料の生産地及び仕入先である女川漁港及び女川魚市場の近傍に立地する水産加工品の工場であることから、基本的な方針の第一へ（３）②（ii）に該当するものである。

⑨ 女川町 （針浜字浜中）【重点促進区域 16】

（１）総論

（農用地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

針浜字浜中

302、305、306、308、309、344～349、351～356、359～362、364、366、367、369～375、377-1、378-1、380、381、383～386、388～391、407、409、410

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 5ha である。

（地区内における公共施設整備の状況）

当該地区は、道路、電気、水道等の各種インフラは整っており、集会所や消防倉庫等の公共設備も設置されている。

（地区内の遊休地等の状況）

地区内には、水産加工品生産工場が 1 件立地しているほかは、遊休地となっている。5ha が遊休地となっており、ほとんどは原野の状態となっているが、一部は隣接する工場の駐車場用地として砂利敷程度に整備されている。

（他計画との調和等）

当該区域は中心部の水産加工団地（女川町市場通り）と隣接してはいないものの、国道 398 号線及び町道によりアクセスは良好であり、一体的に雇用を創出する産業の集積を図れることから、女川町総合計画 2019 における新しい挑戦と活動を生み出し持続する町づくりを目指す方針とも調和がとれている。

また、当該区域は東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域として位置付けられており、様々な優遇制度を受けることができる区域であるとともに、令和 3 年度に企業立地促進条例の改正を行い立地奨励制度の強化が図られているため、本町における雇用の場の創出や既存企業の拡充を図る区域となっている。

このことから、水産物地域資源を活かした地域雇用の創出、交流人口の拡大を図る一助となり得る区域であると判断できるため、重点促進区域として設定することとする。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

（立地条件）

当該区域は、国道 398 号沿いに位置し、三陸自動車道石巻女川 IC から約 30 分と、流通の面からアクセスが比較的良好な立地にあり、女川町の主要産業である水産業に関連する工場や卸売市場が立地する水産加工団地及び女川港へも車で約 5 分と、産業面でのアクセスも良好に確保されている。また、本区域のある女川町は、人口減少は進んでいるものの、活動人口（関係人口）の創出に力を入れており、昼間人口の増加が期待される。

女川町総合計画においては、新しい挑戦と活動の創出による持続的なまちづくりを掲げており、当該地区は中心部の水産加工団地と一体的な雇用の創出も期待されることから、事業の推進に適切な用地である。

(対象施設)

本区域においては、漁港や水産加工団地へのアクセスが良好であり、収益性の高い水産加工製造が可能であることから、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ・女川町の漁業者及び女川町地方卸売市場にて水揚げのあった鮮魚の包装及び鮮魚を原材料とした水産加工品を生産する施設

なお、進出が見込まれる対象施設は、その周辺地域に関してむやみに市街化を促進させるものではない。

以上のことから、当該施設は、水産加工品の原材料の生産地及び仕入先である女川漁港及び女川魚市場の近傍に立地する水産加工品の工場であることから、基本的な方針の第一へ（３）②（ii）に該当するものである。

⑩ 大和町（吉岡西部地区）【重点促進区域 17】

（１）総論

（農用地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

- ・市街化調整区域

吉岡字金谷上

19、24、25、26、31、33、34、35、38、40、44、46、49-1、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、66、68、69、72、73、74、75、76、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、101-1、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144-1、144-2、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、187、188、189、190、191、193、194、195、196、197、198、201、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213

吉岡字金谷中

96、97、98、103、104、105、106、107、114

吉岡字土保田

5-1、5-2、11-4、12-1、12-3、12-4、12-5、12-6、12-8、12-9、12-10、12-11、12-12、12-13、12-14、13、13-5、13-14、13-21、13-22、13-23、13-24、13-25、13-26、13-27、13-28、13-29、13-30

吉岡字南金谷上

1-1、1-2、5-1、5-2、12

吉岡字南金谷中

4-11、4-12

吉岡字熊野上

7-1、7-2、12-1、12-2

吉田字新田

37-1、37-3、37-6、38、38-1、38-2、39-2、39-3、40-1、41-1、42-1、42-2、43、44、45-1、45-2、45-3、45-4、45-5、45-6、45-7

吉田字山ノ神

9-1、9-4、10-1、10-8

・農用地区域以外（第一種農地）

吉岡字金谷上

19、24、25、26、31、33、34、35、38、40、44、46、49-1、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、66、69、72、73、74、75、76、81、82、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、101-1、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144-1、144-2、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、187、188、189、190、191、193、194、195、196、197、198、201、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213

吉岡字金谷中

96、97、98、103、104、105、106、107、114

吉岡字土保田

5-1、5-2、11-4、12-1、12-3、12-5、12-6、12-9、12-11、12-12、12-14、13、13-21、13-22、13-23、13-24

吉岡字南金谷上

1-1、5-2、12

吉田字新田

37-3、37-6、39-2、40-1、41-1、42-1、42-2、43、44、45-1、45-2、45-3、45-4、45-5、45-6、45-7

吉田字山ノ神

9-1、10-8

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 10.5ha である。

（地区内における公共施設整備の状況）

当該区域の東側は吉岡西部地区土地区画整理事業が施工中であり、道路や電気、上下水道等のインフラ整備が進んでいる状況にある。また、土地利用調整が必要な区域においては、周辺の既存施設及び現在整備中の公共施設より、区域内へ接続することが可能となっており、立地する施設の規模等によっては、事業者負担により新たにインフラ整備をする必要がある。

（地区内の遊休地等の状況）

地区内においては、産業用途に活用できる遊休地等は存在しておらず、工場適地や業務用地等の活用可能な未利用地が存在しない。

（他計画との調和等）

当該区域は、自動車関連産業及び高度電子機械産業の企業が集積する第一・第二仙台北部中核工業団地と大和リサーチパークの中間地に位置し、現在整備中の都市計画道路「北四番丁大衡線」の沿線であり、大和 IC（東北自動車道）から 4.3km、大衡 IC（東北自動車道）から 4.1km の位置にあり、交通利便性が非常に高い地域である。

当該区域における地域経済牽引事業は、工業団地を結ぶ中間地点や当該区域から東北自動車道への交通利便性が非常に高いという地の利を生かし、富県宮城を支える県内産業の持続的な成長の実現に向け、ものづくり産業を支える流通業務を見込む。

当該地域経済牽引事業の実施に当たり、大和町第五次国土利用計画においては、大和町の中央部地域に区分し、「商業・流通業務機能の集積による活力ある賑わいの充実と発展を図っていきます」とし、土地利用の基本的な方向性を定めている。

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、流通業務地の配置は、交通ネットワークの有効活用を考慮し、生産地と消費者との位置関係に配慮しながら、産業交通拠点である港湾・空港や高速道路のインターチェンジ及び幹線道路等の交通利便性の高い地域としており、同区域は市街地対応型流通業務地の拠点としている。

また、大和町都市計画マスタープランにおいては、「住居・流通業務・サービスが一体となった複合的な市街地の形成」を地域別の構想としており、「都市計画道路「北四番丁大衡線」、「吉岡吉田線」の動線を踏まえた土地利用とする」とともに、地区計画等を活用し、土地利用や敷地の建物のルールを定め、市街化検討区域として、複合系市街地検討地区の土地利用方針を定めている。

大和農業振興地域整備計画において、当該区域は市街地と隣接する位置的条件を活かし、工業、商業、観光の各産業の調和ある発展を目指した施策の展開が必要とし、中心市街地の吉岡地区の都市機能の充実とともに、農業振興を両立させるまちづくりを考えていく必要があるとしており、農用地区域以外（第一種農地）の農地を一定規模設けている。

このようなことから、市街化検討区域に位置付けする市街化調整区域内の農地であるため、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行いながら推進することとする。

（２）土地の農地上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

i. 農用地区外での開発を優先すること

重点促進区域に農用地区域が含まれているが、土地利用調整区域には農用地区域は含めず、開発は行わない。また、市街化区域も含まれているが、市街化区域にはまとまった未利用地が存在しない。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。

また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域は、ほ場整備事業が実施されてから、60年以上が経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする

大和町においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・当該事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

（設定する区域）

吉岡字金谷上、字金谷中、字土保田、字南金谷上、字南金谷中、字熊野上

吉田字新田、字山ノ神

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

i．市街化区域での開発を優先すること

重点促進区域に市街化区域も含まれているが、市街化区域には現に宅地化されたまとまった未利用地が存在しない。

ii．災害リスクが高いエリアを含まないこと

当該区域には災害リスクが高いエリアは含まれない。

（立地条件）

当該区域は、自動車関連産業及び高度電子機械産業などの企業が集積する第一・第二仙台北部中核工業団地と高度電子機械産業の企業が集積する大和リサーチパークの中間地に位置し、現在整備中の都市計画道路「北四番丁大衡線」の沿線であり、大和 IC（東北自動車道）から 4.3km、大衡 IC（東北自動車道）から 4.1km の位置にあり、交通利便性が非常に高い地域である。

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、交通ネットワークの有効活用を考慮し、生産地と消費者との位置関係に配慮しながら、産業交通拠点である港湾・空港や高速道路のインターチェンジ及び幹線道路等の交通利便性の高い地域に行うとしており、当該地域を流通業務地として定めている。

また、大和町都市計画マスタープランにおいては、「住居・流通業務・サービスが一体となった複合的な市街地の形成」を地域別の構想としており、「都市計画道路「北四番丁大衡線」、「吉岡吉田線」の動線を踏まえた土地利用とするとともに、地区計画等を活用し、土地利用や敷地の建物のルールを定めます」と市街化検討区域として、複合系市街地検討地区の土地利用方針を定めている。

（対象施設）

当該区域は、交通・物流環境に恵まれた特性を活かし、県内外への地域経済を牽引する物流拠点が見込まれることから、以下の施設の立地の必要性を認めることができる。

- ・自動車関連産業及び半導体産業等の集積に伴う物流施設

なお、進出が見込まれる対象施設は、都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画を定めることとし、その周辺地域に関してむやみに市街化を促進させるものではない。

以上のことから、当該施設は、地域における産業立地の促進のために必要な施設であることから、基本的な方針の第一へ（３）②（v）に該当するものである。

⑪ 美里町（二郷南八丁地区）【重点促進区域 18】

（１）総論

(農用地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

美里町二郷字南八丁

3、4、5、6、7-1、7-2、8 及び 9

※ 重点促進区域のうち土地利用調整が必要な面積は約 1.3ha である。

(地区内における公共施設整備の状況)

美里町二郷南八丁地区においては、既に食品関連産業等が立地しており、道路、電気、水道等のインフラ施設が整備されていることから新たに公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況)

美里町内においては、未利用地がほとんど存在せず（令和 4 年工場適地調査）、大半が農用地となっている。また、山林原野開発等外縁的な拡大も困難な状況である。

(他計画との調和等)

当該地区は、美里町農業振興地域整備計画における農用地区域に該当するが、同計画は優良農地を可能な限り保持することとしている一方で、農業従事者の安定的な就業機会を確保するための方策として、地域の活性化に配慮して、雇用効果のある企業の立地について、農用地利用計画との整合性を図りつつ企業の計画的配置に努めることとしている。

また、令和 3 年 4 月 1 日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、当該地域を含む南郷地域が「一部過疎」に該当することとなり、これに伴い策定された美里町過疎地域持続的発展計画において、持続可能な地域社会を形成するための課題として「既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要がある」としており、未利用地がほとんど存在しない美里町において、当該区域の活用は過疎対策としても重要な位置づけとなっている。

当該区域は、産業集積が行われている区域と隣接しており、既存企業の事業拡大や関連企業及び新たな分野の企業立地により、新たな雇用機会の創出が期待され、先述した計画とも調和がとれたものである。

(2) 土地の農地上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には遊休地が存在しないため、やむを得ず農用地区域を利用せざるを得ない。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

美里町の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。さらに、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

iii. 面積規模が最小限であること

美里町の農用地において、やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域における大区画ほ場整備事業の工事は、平成4年度に完了しており、工事が完了してから8年以上経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

美里町においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地については、同機構の農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

10 計画期間

同意日から令和11年3月31日まで

「宮城県ものづくり基本計画」、「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」、「宮城県観光産業基本計画」、「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

重点促進区域

別表1

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
仙台市	1	仙台港周辺地区	宮城野区港1丁目から5丁目、仙台港北1丁目から2丁目、中野字上小袋田、中野字下小袋田、中野字沼頭、中野字沼向、中野字掃沼、中野字新田、中野字四反田、中野字杉本、中野字資田、中野字柳原、中野字出花、中野字葦畔、中野字腰廻、中野1丁目から5丁目、出花1丁目、福室字県道前、蒲生1丁目から5丁目、高砂1丁目から2丁目、白鳥1丁目から2丁目	
仙台市	2	泉パークタウン	泉区明通2丁目から4丁目、七北田字大沢鳥谷ヶ沢	
仙台市	3	泉インターシティ	泉区大沢1丁目から3丁目、七北田字大沢大ヶ沢	
仙台市	4	松原工業団地	青葉区上愛子字松原	
仙台市	5	南吉成リサーチパーク	青葉区南吉成6丁目	
仙台市	6	茂庭地区	太白区茂庭1丁目から2丁目	
仙台市	7	東部の工業専用地域・準工業地域	宮城野区苦竹2丁目から4丁目、日の出町1丁目から3丁目、扇町1丁目から7丁目、岡田西町、福室字田中東一番地、福室字田中東二番地、福室字御蔵前二番地、福室字御蔵前三番地、福室字田中前一番地、福室字田中前二番地、福室字原田一番、福室字弁当二番、福室字小原一番、福室字小原二番地、福室字弁当三番、岡田字小広目地、岡田字北高屋敷地、岡田字八間谷地、岡田字南高谷敷地、福田町3丁目から4丁目、福田町南1丁目から2丁目、鶴巻1丁目から2丁目、若林区卸町東1丁目から5丁目、鶴代町、六丁の目西町、六丁の目元町、六丁の目南町、六丁の目東町、六丁の目中町、六丁の目北町、六丁目字南(市街化調整区域除く)、六丁目字赤沼角、六丁目赤沼、六丁目字細谷、伊在2丁目から3丁目、荒井5丁目	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
石巻市	1	下釜南部地区	大街道東、大街道南、中浦、三ツ股、築山、双葉町	
石巻市	2	魚町地区	湊、川口町、明神町、大門町、松並町、魚町	
石巻市	3	工業港地域	西浜町、重吉町、三河町、南光町、潮見町、雲雀野町、中島町	
石巻市	4	上釜南部地区	明神南、浦屋敷南、新館南	
石巻市	5	須江地区1	須江字関ノ入、須江字茄子川	
石巻市	6	須江地区2	須江字置石前	
石巻市	7	石巻トゥモロービジネスタウン	開成	
石巻市	8	湊西地区	湊西	
石巻市	9	かわみなと大橋周辺地区	門脇町、南浜町、雲雀野町	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
気仙沼市	1	新月地区	松川、松川前、切通(上記一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	
気仙沼市	2	松岩・面瀬地区	松崎中瀬、松崎片浜(上記一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	
気仙沼市	3	赤岩港水産加工団地	松崎北沢、赤岩館森、赤岩宮口下、赤岩五駄鱈、赤岩港、赤岩老松(上記一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	
気仙沼市	4	本吉町小泉地区	本吉町泉(上記全筆) 本吉町下宿、本吉町平貝、本吉町外尾(上記一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	
気仙沼市	5	本吉町坊の倉地区	本吉町坊の倉(一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	
気仙沼市	6	唐桑町大沢地区	唐桑町荒谷前、唐桑町港、唐桑町台の下、 唐桑町釜石下(一部) ※このうち、農振法にかかる農用地を除く	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
白石市	1	仙台南部工業団地	大平中目字西田 49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、 65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、 81、82、83、84、85、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、94、 95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107、108、109、 110、111、112-1、112-2、113-1、113-5、113-6、113-7、113-8、 114-1、116-1、117-1、118、119、120、121、122、123、124、125、 126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、 139、141、160-1、161-1、162-1、163-1、164-1、165-1、166、167- 1、168-1、169-1、170-1、171-1、172-1、173、174、175、176-1、 176-2、177-1、177-2、178-1、178-4、178-6、178-7、179-1、179- 4、180-1、180-2、181-2、181-4、181-5、190、191、192、193、195、 196、197、198-1、199、212、213、214、215、216、217、218、219、 220、221、222、223、224、225、226、227、232、233-1、234、235-1	
			大平中目字南田 13、14、15、16、17、18、19-1、19-2、20、21、22、23、24-1、24-2、 25、26、27、28、29、30、31、32、35、36、45、46-1、46-5、47、48、 49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、83、84、85、86、87、88-1、 88-2、89-1、89-2、90、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、110-1、 110-4、111-1、112-1、113-1、113-2、114、115、116、138、143、 146、148、150、152、153	
			大平中目字四反田 10-2、18-5	
			斎川字中斎川 36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48、49、 50-1、179、193、195 斎川字楚利田 5-1	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
名取市	1	名取市域の一部	手倉田字八幡、田高字原、田高字南、増田字北谷、田高字沢目、 下余田字中荷	
名取市	2	愛島西部工業団地（第1期及び第2期）	愛島台一丁目、二丁目、四丁目、五丁目、七丁目	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
角田市	1	西小坂工業用地	小坂字日影、字上小坂、字新土瓜、字土瓜、江尻字岩崎、字巻向、字谷津前、字細谷、神次郎字明ヶ作、字遠日	
角田市	2	岡工業用地	岡字小土浮、字小浦、字浦町、字町浦、字古町	
角田市	3	前原工業用地	江尻字前原、字土手端	
角田市	4	駅西口工業団地及び周辺地域	横倉字明地、角田字流、字柳町、字西田、字幸町、字錦町、字緑町、大町、扇町	
角田市	5	中島工業団地	佐倉字宮谷地、字向谷地、梶賀字高畑北、字高畑南、角田字中島下	
角田市	6	町田・野田前工業用地	角田字町田、字野田前	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
多賀城市	1	さんみらい多賀城・復興団地	八幡字一本柳	
多賀城市	2	仙台港湾背後地	町前1丁目	
多賀城市	3	多賀城市工場地帯	八幡1丁目～2丁目、桜木3丁目、栄1丁目～4丁目、明月1丁目～2丁目、宮内1丁目～2丁目、町前1丁目～3丁目、大代1丁目、大代6丁目	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
岩沼市	1	吹上工業団地	字吹上西、字西六角、字中西谷地、吹上、大昭和、桑原、阿武隈、藤浪、末広、梶橋、南長谷字沖、同字中原、同字原、同字吹上南、同字中川前、同字京、同字原西、同字西田、同字北町、同字本町、同字角方、桜、相の原、二木、南長谷字角方、たけくま、桑原西	
岩沼市	2	岩沼臨空工業団地	空港南、下野郷字北鳥屋場、同字北猿子谷地、同字北谷地、同字中北谷地、同字東北谷地、同字中谷地、同字花立、同字西北谷地、同字新関迎、同字新南長沼、同字菱沼、同字新畑、同字新田、同字大松原、同字新花立、同字長沼東、同字中野馬場、同字汐入一、同字新相野谷地、同字東長沼、同字関迎、同字指ノ下、同字出雲屋敷、同字新拓、同字浜、同字新平沼、同字新菱沼、同字中西、空港西	
岩沼市	3	仙台空港フロンティアパーク	空港西	
岩沼市	4	二の倉工業団地	押分字須加原、早股字前川	
岩沼市	5	矢野目西地域	下野郷字指ノ下、同字出雲屋敷、同字西迎、同字善願、同字相野谷地、同字南坪	
岩沼市	6	岩沼IC周辺地域	下野郷字中條前、同字前條、同字新筒下、押分字与奈、同字新光谷、同字孫助原、里の杜三丁目	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
登米市	1	長沼工業団地	迫町北方字東富永、迫町北方字川戸沼	
登米市	2	長沼第二工業団地	迫町北方字大洞	
登米市	3	登米インター工業団地	登米町登米字日野渡颯沢、登米町登米字日野渡蛭沢	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
栗原市	1	築館インター工業団地	築館字三峰	
栗原市	2	若柳金成インター工業団地	若柳字大林新寺浦	
栗原市	3	上在工業団地	若柳武鎗字生江沢、若柳武鎗字大久保沢、若柳武鎗字町館	
栗原市	4	高清水地区	高清水大沢、高清水西中里	
栗原市	5	新田沢工業団地	瀬峰新田沢	
栗原市	6	第2新田沢工業団地	瀬峰新田沢	
栗原市	7	金成工業団地	金成沢辺門沢前、金成姉齒銭神沢	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
東松島市	1	ひびき工業団地	川下字内響	
東松島市	2	グリーンタウンやもと工業団地	大塩字緑ヶ丘四丁目	
東松島市	3	みそら工業団地	みそら一丁目、二丁目	
東松島市	4	赤井南地区	赤井字川前一、字川前二、字川前二番、字川前三番、字新川前	
東松島市	5	大曲地区	大曲字堰の内南	
東松島市	6	大曲南浜地区	大曲字南浜	
東松島市	7	小野地区	小野字中央	
東松島市	8	野蒜地区	野蒜字下沼、字亀岡、字西余景、字南針生、字南赤崎、字南余景、字北針生、字北赤崎、字北余景	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
大崎市	1①	大崎市古川地域の一部	古川中里六丁目	
大崎市	1②	大崎市古川地域の一部	古川福浦三丁目	
大崎市	1③	大崎市古川地域の一部	古川塚目、古川新田	
大崎市	1④	大崎市古川地域の一部	古川新田	
大崎市	1⑤	大崎市古川地域の一部	古川清水沢、古川小野	
大崎市	1⑥	大崎市古川地域の一部	古川米袋	
大崎市	1⑦	大崎市古川地域の一部	古川保柳	
大崎市	1⑧	大崎市古川地域の一部	古川宮沢	
大崎市	2①	大崎市岩出山地域の一部	岩出山下野目	
大崎市	2②	大崎市岩出山地域の一部	岩出山上野目	
大崎市	2③	大崎市岩出山地域の一部	岩出山	
大崎市	3①	大崎市三本木地域の一部	三本木音無	
大崎市	3②	大崎市三本木地域の一部	三本木音無	
大崎市	3③	大崎市三本木地域の一部	三本木蟻ヶ袋	
大崎市	3④	大崎市三本木地域の一部	三本木桑折、三本木	
大崎市	3⑤	大崎市三本木地域の一部	三本木南谷内、三本木	
大崎市	3⑥	大崎市三本木地域の一部	三本木	
大崎市	4①	大崎市松山地域の一部	松山千石	
大崎市	4②	大崎市松山地域の一部	松山次橋	
大崎市	5①	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台木間塚	
大崎市	5②	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台木間塚	
大崎市	5③	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台広長	
大崎市	6①	大崎市田尻地域の一部	田尻沼部	
大崎市	6②	大崎市田尻地域の一部	田尻沼部	
大崎市	6③	大崎市田尻地域の一部	田尻八幡	
大崎市	7	北原工業団地及び周辺地域	古川塚目、古川新田	
大崎市	8	桜ノ目工業団地	古川桜ノ目、古川福浦	
大崎市	9	石田工業団地	古川清水	
大崎市	10	上中目工業団地	古川上中目、古川新堀	
大崎市	11	八幡前工業団地	岩出山下野目	
大崎市	12	宮城平工業団地	岩出山下野目、岩出山上野目	
大崎市	13	三本木工業団地	三本木蒜袋、三本木	
大崎市	14	三本木SIC東部工業団地	三本木桑折	
大崎市	15	鶴田工業団地	松山千石	
大崎市	16	広岡台工業団地	松山千石	
大崎市	17	山葵沢工業団地	松山金谷	
大崎市	18	山谷工業団地	鹿島台広長	
大崎市	19	大崎市古川地域敷玉地区の一部	大崎市古川桑針字新小筒	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
富谷市	1	高屋敷工業団地		
富谷市	2	成田二期北工業団地		
富谷市	3	成田南工業団地		
富谷市	4	高屋敷西工業団地		
富谷市	6	仏所地区		

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
村田町	1	村田工業団地	大字村田字西ヶ丘 全域 字塩内46-1、46-4、46-7、56-1、57-1、57-2、57-3、57-4、66-1、 67-1、70-4、208-24、209 字北沢118-2、119-2 字稲荷崎49-1、49-3、50-1、51-1、52-1、57、58、62-1、76-5 字上ヶ沢60-1 字西原115、117-1、117-2、117-3、117-4、117-5、117-6、120-2、 120-4、123-2、125-2、125-4、125-6、125-15、125-97、125-120、 125-201、125-202、136-1、136-2、137-1、138-4、139-1 ※都市計画用途地域(工業用地)	
村田町	2		大字村田字追90-1、90-4、91-3、91-9、91-10 字大槻下95-1、95-5、95-6 字小池20-2、20-3、20-15、20-16、20-17、20-28、20-38、20-56、 20-72、20-75、20-76、20-80、20-81、20-82、20-83、22-1、22-2、 23-4、24-1、24-3、24-4、25-3、27-1、27-5、27-6、27-7、27-8、 27-9、27-10、27-11、27-12、27-13、27-14、27-15、27-16、27-17、 27-18、27-19、27-20、27-21、27-23、27-24、27-25、31-2、32-2、 32-3、32-4、32-5、32-6、32-7、32-8、32-9、32-11、32-12、32- 14、32-15、32-16、57-3、60、61-2、61-10、62-1、64-1、69-1、71- 1、72-4、73-1、73-2、73-5、77-1、78-1、78-2、78-3、82-1、82-3、 82-4、82-5、86-1、86-2、86-3、86-4、91-43、91-47、91-102、91- 104、91-109、91-111、93-1、93-3、93-4、94-1、94-5、96-2、96- 3、97-2、99-2、135-3、136-2、142-2、142-3、146-2、146-3、146- 4、146-5、147-1、147-3、152、153-2、153-3、154-3、154-4、155- 1、157-3、157-4、158-1、158-4、159-3、159-4、160-1、160-4、 160-5、161-1、161-4、161-5、161-6、162-1、162-3、163-1、163- 2、163-3、165-1、165-3、179-18、181-1、181-5、182-10、184-1、 184-5、186-4、188-1、188-2、192-1、192-3、192-5、193、204-1、 207-1、208、209-5、211-1、213-1、214-1、215-3、220-1、221-1、 336-2、336-3、336-6、336-18、336-41、336-49、336-50、336-63、 336-135、336-138、336-140、336-141、336-158、336-159、336- 160、336-162、336-164、336-165、336-167、336-168、336-172、 336-173、336-174、336-175、336-182、336-185、342-2、342-3、 343 字西原226-5 字北塩内81-5、81-28、82-6、82-13、85-2、97-1、97-16、97-17、 97-18、97-26、97-35 字平群19-8、19-9、30-2、30-7、30-8、30-9、46-1、46-3、47-1、 47-2、64-10 大字足立字万崎128-1、128-5、128-6、128-7、128-8、128-9、128- 10、172-3、172-5、172-7	
村田町	3		村田町大字沼辺字方作39-1、39-2、39-3、39-4、39-5、39-6、39- 7、46-1、46-2、46-3、46-5、46-6、72-1、72-2、85 字内方71-3、71-7、71-8、71-9、93-1、93-2、93-3、94-2、94-3、 94、95-5、95-6、96-2、100-1、100-4、100-7、100-10、100-11、 130、131、132-1、132-2、132-3、140、142、143-1、143-3、144、 145、146、147-1、147-2、149、150-1、150-2、151、152、153-1、 154-1、154-2、159-1、178-1、178-2、179-1、179-2、183-2、183- 5、183-6、183-9、183-10、183-11、183-12、183-13、184、185、 186-1、186-2、187、189-1、189-2、190、191、192、193、194-1、 194-2、194-3、195、196、197、198-1、198-2、198-3、198-4、198- 5、205、205-1、206、208-1、209、210、211-1、211-2、212、213-1、 213-4、216、217、218、219-1、219-2、220-1、220-2、221-1、221- 2、222、224-1、225、252-1、253-1、253-2、254、255、256、257-1、 257-2、258、259、260、261、262、263-1、263-2、264、265、267、 268-1、268-2 字内方前76-1、76-3、78-1、78-3、81-2、81-3、81-4、81-5、82-1、	
村田町	4		大字沼辺字新日の崎23-2、23-3、23-4、25-1、25-2、86、126 字千萱40-1、40-2、61-2、66-1、66-2、66-3、66-5、67-2 字日向179、180、181、193 字日向前74-1、81-2、82、94、94-2	
村田町	5		大字小泉字水上6-1	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
丸森町	1	大内空久保地区	丸森町大内字空久保下・鬼ヶ柵	
丸森町	2	寺内・金山工場団地	丸森町字平・寺内前・寺内・城東・蛭田、丸森町字金山字西新田・ 狍討・袋	
丸森町	3	館矢間山田工場団地	丸森町館矢間山田字市子沢	
丸森町	4	館矢間山田地区	丸森町館矢間山田字新道・市ノ沢	
丸森町	5	館矢間洞場・鳥内地区	丸森町館矢間館山字根崎・後田・鳥内 丸森町館矢間山田字洞場・弁財天 丸森町字大館一丁目	
丸森町	6	宮ノ脇・作田地区	丸森町字宮ノ脇・作田	
丸森町	7	田町北・川前地区	丸森町字田町北・下滝	
丸森町	8	和田西地区	丸森町字和田西	
丸森町	9	石倉地区	丸森町字石倉	
丸森町	10	坪石地区	丸森町館矢間館山字坪石・長内	
丸森町	11	除北地区	丸森町字除北・神明	
丸森町	12	小斎北向地区	丸森町小斎字北向	
丸森町	13	小斎京壇・松崎地区	丸森町小斎字京壇・根切・松崎 丸森町大内字田林	
丸森町	14	金山南部・大内北部地区	丸森町金山字角ノ内 丸森町大内字下田辺・七夕	
丸森町	15	耕野羽拔地区	丸森町耕野字羽拔	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
亶理町	1	亶理中央地区工業団地	亶理町逢隈高屋字堂田	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
松島町	1	初原幡谷地区	松島町幡谷字泉ヶ原47-1、47-2、47-5、47-23、47-24、47-27、47-34、48、50-3、63-1、63-2、64、65、74-1、74-2、74-4、74-6、74-8、74-9、74-10、74-12、74-13、74-15、74-19、75、78、79 松島町初原字宮ノ入1-1、1-2、2、3、4、5、6-1、6-2、7-1、7-2、8、9、10、11、12、13、14、15-1、15-4、15-5、15-6、15-7、16-1、16-2、17-1、17-2、17-3、18、19、20、21、22-1、22-2、22-3、23、29-1、29-51、29-52、29-53、29-54、29-55、32、34-4、38-3、字金井神1-1、1-3、48-1、49-1、51、50-1、52-1、52-2、52-3、52-4、字黒ヶ沢24-5、26、27-1、27-2、27-3、28-1、28-3、字松本10、14-1、14-2、14-3、14-4、15-1、15-2、15-3、15-4、字宮下11-1、32、字初原山1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
大和町	1	第一仙台北部中核工業団地	大和町松坂平地内	
大和町	2	大和リサーチパーク	大和町テクノヒルズ地内	
大和町	3	吉岡西部地区	大和町吉岡字金谷上・金谷中・土保田・南金谷上・南金谷中・熊野上 大和町吉田字新田・山ノ神	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
大郷町	1	新川内工業用地	川内字池上5-1、6-1、7-1、7-2、10-1、10-2、10-3、10-4、11-1、11-2、12、南清水前5	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
大衡村	1	第一仙台北部中核工業団地	大衡村桔梗平	
大衡村	2	第二仙台北部中核工業団地	大衡村中央平、松の平地内	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
色麻町	1	色麻町大原工業団地及び周辺適地	四竈字大原	
色麻町	2	大崎西部工業団地及び周辺地域	四竈字大原	
色麻町	3	四竈本郷工業団地	四竈字本郷、田中後、新田中、はぬき町	
色麻町	4	黒沢地区用地	黒沢字切付	
色麻町	5	二反田地区用地	四竈字二反田、西川欠	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
加美町	1	木伏工業団地	字木伏、字新木伏、字新川原、字押登目	
加美町	2	黒松工業団地	羽場	
加美町	3	雁原工業団地	字雁原	
加美町	4	鳥屋ヶ森工業団地	月崎	
加美町	5	孫沢工業団地	米泉、孫沢、鳥屋ヶ崎	
加美町	6	菜切谷工業団地	菜切谷	
加美町	7	小泉地区	小泉	
加美町	8	菜切谷中野地区	菜切谷	
加美町	9	下野目地区	下野目、字蓮田、字下野目久保南、字下野目川端下、字千刈田	
加美町	10	羽場字屋敷前	羽場字屋敷前	
加美町	11	宮崎屋敷地区	宮崎字屋敷	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
涌谷町	1	黄金山工業団地	涌谷字黄金山	

重点促進区域

別表1

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
美里町	1	関根新苗代江地区、堤筒地区	関根字新苗代江 関根字堤筒	
美里町	2	関根鹿嶋地区	関根字鹿嶋	
美里町	3	中埜高畑地区	中埜字高畑 中埜字薬師堂前	
美里町	4	北浦二又下地区	北浦字浦田上 北浦字新大崎 北浦字中組前 北浦字二又下	
美里町	5	南小牛田埜下地区	南小牛田字埜下	
美里町	6	青生町東地区	青生字町東	
美里町	7	青生柳原地区	青生字柳原 青生字上山沢	
美里町	8	練牛地区	練牛字八号	
美里町	9	二郷高玉地区	二郷字清右衛門 二郷字清右衛門沖名一号	
美里町	10	二郷佐野地区	二郷字佐野四号 二郷字佐野五号 二郷字佐野六号	
美里町	11	二郷慶半東地区	二郷字慶半東	
美里町	12	二郷南八丁地区	二郷字南八丁	

市町村名	区域 番号	区域名	所在地	備 考
女川町	1	女川町水産加工団地及びその周 辺地域	黄金、鷲神二丁目、小乗二丁目、伊勢、市場通り、石浜二丁目	
女川町	2	浦宿浜字浦宿	浦宿浜字浦宿	
女川町	3	浦宿浜寄木	浦宿浜寄木	
女川町	4	針浜字浜中	針浜字浜中	

工場立地特例対象区域

別表2

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
石巻市	1	下釜南部地区	双葉町101-1、101-2、102、103-1、103-2、中浦二丁目201、202-1、202-2、三ツ股三丁目401-1、401-2、401-3、401-4、401-5、401-6、401-7、401-8、401-9、402、414、三ツ股四丁目301-1、301-2、301-3、301-4、301-5、302、309、築山三丁目201-1、201-2、201-3、201-4、201-5、201-6、202、築山四丁目301-1、301-2、301-3、302-1、302-2、302-3、302-4、303、大街道東二丁目201-1、201-2、201-3、201-4、202-1、202-2、202-3、202-4、203-1、203-2、203-3、203-4、204-1、204-2、204-3、204-4、204-5、204-6、205-1、205-2、205-3、205-4、205-5、205-6、205-7、205-8、205-9、213、大街道東三丁目201-1、201-2、201-3、202-1、202-2、202-3、202-4、202-5、202-6、202-7、202-8、202-9、202-10、202-11、202-12、202-13、202-14、202-15、202-16、202-17、大街道南三丁目201-1、201-2、201-3、201-4、201-5、202-1、202-2、202-3、202-4、202-5、202-6、202-7、202-8、202-9、203-1、203-2、203-3、203-4、203-5、大街道南四丁目101、102、103、104-1、104-2
石巻市	2	魚町地区	湊字大門崎128-1、128-4、133-1、135-3、136-1、136-3、137-1、137-3、138-1、165-2、165-3、165-4、165-5、166-2、166-3、166-6、166-8、166-10、166-11、166-12、166-13、166-14、166-15、166-16、166-17、167-1、167-2、168-1、168-2、169-1、172-2、173-1、173-2、175、177、178、179、180、181、182-2、182-4、182-5、182-6、182-7、182-8、182-9、182-10、184-1、185、186-1、186-3、186-4、211-1、211-2、211-3、211-4、211-5、211-6、212、213-2、213-3、213-4、213-5、213-6、213-7、213-8、213-9、213-10、215、216-2、217、218、220-1、221、222、245、245-1、246、247、248、249、250-1、250-3、251、251-1、252-1、253-1、254-1、255、256-1、269-1、269-2、272、274-1、274-2、274-3、275-3、275-5、275-6、275-7、275-10、276、276-1、276-2、277、278、279、280、281、282、283-2、283-3、283-4、284-2、284-3、284-4、284-5、284-6、285-2、286、297、301、303-1、306-1、307-1、308-1、309-1、314、湊字須賀松11-23、湊字滝尻1、2-1、3、4、24-1、24-2、24-3、24-4、49-1、49-2、51-1、51-2、51-3、52-1、81-3、81-4、81-5、魚町一丁目1-1、1-2、1-4、1-6、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-16、2-17、2-18、2-19、2-20、2-21、2-22、2-23、2-24、2-25、2-26、2-27、2-28、3-1、3-2、3-3、3-5、3-6、3-9、3-10、3-11、3-12、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-9、4-10、4-11、4-12、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、5-13、5-14、5-15、5-16、5-17、5-18、5-19、5-20、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10、6-13、6-14、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8、7-9、7-11、7-12、8、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-8、9-9、9-10、9-11、9-12、9-13、9-14、9-15、9-16、9-17、9-20、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8、10-9、10-10、10-12、10-13、10-14、10-15、10-16、10-17、10-18、10-19、10-20、10-21、10-22、10-23、10-24、10-25、10-26、10-27、10-28、10-29、10-30、10-31、10-32、10-33、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、11-8、11-9、11-10、26-1、26-2、26-3、26-4、26-5、27、28-1、28-2、28-3、28-4、29-1、29-2、29-3、29-4、30-1、30-2、30-3、30-4、31-1、31-2、33、35、36、37、41-1、41-2、魚町二丁目1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-9、1-10、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-9、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、5-11、6-1、6-2、6-3、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10、6-11、6-12、6-13、6-14、6-16、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-8、9-9、9-10、9-11、9-12、9-13、9-14、9-15、9-16、9-17、9-19、9-20、9-21、9-22、9-23、9-24、9-25、9-26、10-1、10-9、10-10、10-11、10-12、10-14、10-15、10-16、10-17、10-18、10-19、10-20、10-23、10-24、10-25、11-1、12-1、12-3、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、14、15、魚町三丁目1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-37、1-38、1-39、1-40、1-41、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、3-17、3-18、3-19、3-20、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-9、4-10、4-11、4-12、4-13、4-15、4-16、4-17、4-18、4-19、4-20、4-21、4-22、4-24、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、6-1、6-5、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8、7-9、7-10、7-11、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、12-1、12-2、12-3、12-4、12-5、12-6、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、13-8、14、17、36、37、松並一丁目1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、3-1、3-4、3-5、3-7、3-9、3-10、3-11、3-12、3-14、3-15、3-16、3-17、3-18、3-19、3-20、3-21、3-22、3-23、3-24、3-26、3-27、3-28、3-30、3-31、3-32、3-33、3-35、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8、4-9、4-10、4-11、4-12、4-13、4-14、4-15、4-17、4-18、4-19、4-20、4-22、4-23、4-24、4-25、4-26、4-27、4-28、4-29、4-31、4-32、5-1、5-2、5-3、5-4、5-6、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-9、7-10、7-11、7-12、7-13、7-14、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、9-1、9-2、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、9-9、9-12、9-13、9-14、9-15、9-17、9-20、9-23、9-24、9-25、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8、10-10、10-11、10-12、11-1、11-2、11-3、11-5、11-6、12-1、12-2、12-3、12-4、12-5、12-6、12-7、12-11、12-12、12-13、12-14、13-1、13-2、13-3、13-4、13-6、13-9、13-11、13-12、14-1、14-5、14-6、14-7、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6、15-7、15-8、松並二丁目1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、3-2、3-3、3-4、3-5、3-8、3-10、3-12、3-13、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-7、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、6-1、6-2、6-3、6-5、6-6、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、8-12、8-13、8-14、8-15、8-16、8-17、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、9-9、9-10、9-12、9-14、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、12-1、12-2、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、13-10、13-11、13-12、14-1、14-2、14-3、14-4、14-5、14-9、14-10、14-11、14-12、湊東一丁目11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、12-1、12-2、12-3、12-4、12-5、12-6、12-7、31-2、湊東二丁目1-1、1-2、1-3、1-4、2、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、4-1、4-2、4-3、4-4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8、10-9、10-10、10-11、11-1、11-2、11-3、11-4、12-1、12-2、12-3、12-4、12-5、12-6、12-7、12-8、12-9、12-10、12-11、12-12、12-13、12-14、12-15、12-16、12-17、12-18、12-19、12-20、12-21、12-22、12-23、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、13-8、13-9、13-10、13-11、13-12、14-1、14-2、14-3、14-4、14-5、14-6、14-7、14-8、14-9、14-10、14-11、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6、16-1、16-2、16-3、17-1、17-2、17-3、17-4、17-5、17-6、17-7、17-8、17-9、17-10、17-11、18-1、18-2、19-1、19-2、19-3、19-4、19-5、19-6、19-7、19-8、19-9、20-1、20-2、20-3、20-4、20-5、20-6、20-7、20-8、20-9、20-10、20-11、20-12、21-1、21-2、21-3、21-4、21-5、21-6、21-7、21-8、21-9、22-1、22-2、22-3、22-4、22-5、22-6、22-7、22-8、22-9、22-10、22-11、22-12、22-13、22-14、22-15、22-16、23-1、23-2、23-3、23-4、23-5、23-6、23-7、23-8、23-9、23-10、23-11、23-12、23-13、23-14、23-15、24-1、24-2、24-3、24-4、24-5、24-6、25-1、25-2、25-3、25-4、25-5、湊東三丁目8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、8-12、8-13、8-14、8-15、8-16、8-17、8-18、8-19、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、9-9、9-10、9-11、9-12、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、10-8、10-9、10-10、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、11-8、12

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
石巻市	3	工業港地域	南光町二丁目8-1、8-9、8-16、8-23、8-30、8-31、150、150-2、150-4、150-9、150-13、150-14、150-15、151-3、151-7、151-8、151-9、219、220-1、220-2、221、222-1、222-2、222-3、223-1、223-2、223-3、223-4、223-5、223-6、223-7、223-8、223-9、223-10、雲雀野町一丁目7-1、7-2、7-4、146-2、雲雀野町二丁目5-1、5-3、5-4、5-7、5-8、5-9、5-10、5-11、13-3、14-3、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、16-1、16-3、16-4、16-5、17、18、22、23、潮見町1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、4-1、4-2、4-3、4-4、13-1、14-1、14-5、14-6、14-7、14-8、14-9、14-10、14-11、14-12、14-13、14-14、14-15、15-4、16、17-1、17-3、17-4、19、22-2、22-3、23、24、25、三河町1、2、2-2、3、3-2、3-3、4、4-2、5、6、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8、8-1、8-2、8-3、8-4、9-1、9-2、10-1、10-2、11、12-1、12-2、12-3、13、13-2、13-3、14-1、14-2、15、15-2、16-1、16-2、16-3、16-4、16-5、16-6、17-1、17-2、17-4、17-5、18-1、18-2、18-3、18-4、18-5、18-6、18-7、18-8、18-9、18-10、18-11、18-12、18-13、18-14、18-15、18-16、18-17、18-18、18-19、18-20、18-21、18-22、21-1、21-2、27-2、32、中島町15-1、15-2、17-1、17-2、17-3、17-4、17-5、17-6、17-7、17-8、169、170-1、170-2、172、173、174、175、176、重吉町1-1、1-2、1-3、1-5、1-7、1-10、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、2、4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、7-1、7-2、8-1、8-2、8-4、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、8-12、8-13、8-14、8-15、8-16、8-17、8-18、8-19、8-20、8-21、8-22、8-23、8-24、8-25、8-26、8-27、8-28、8-29、8-30、8-31、8-32、9-1、9-2、9-3、10、12、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、西浜町1-1、1-2、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、1-33、1-35、1-36、1-37、1-38、1-39、門脇字鷲塚263-2
石巻市	4	上釜南部地区	明神南1-1、1-2、2、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、4-1、4-2、4-3、4-4、5-1、5-2、5-3、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10、6-11、6-12、6-13、6-14、6-15、6-16、7、8-1、8-2、8-3、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、10-1、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5、11-6、11-7、11-8、11-9、11-10、11-11、12-1、12-2、12-3、12-4、12-5、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、14-1、14-2、14-3、14-4、14-5、14-6、14-7、14-8、14-9、14-10、14-11、14-12、14-13、14-14、14-15、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6、16、17-1、17-2、17-3、18-1、18-2、18-3、18-4、18-5、18-6、18-7、18-8、18-9、18-10、18-11、44、浦屋敷南1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、9-1、9-2、9-3、10-1、10-2、10-3、新館南1、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、4-1、4-2、4-3、4-4、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5
石巻市	5	須江地区1	須江字関ノ入13-2、関ノ入13-10、関ノ入13-12、須江字茄子川41-2、茄子川41-6
石巻市	6	須江地区2	須江字畳石前1-6、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39
石巻市	7	石巻トゥモロービ ジ ネスタウン	開成1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14、1-15、1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22、1-23、1-24、1-25、1-26、1-27、1-28、1-29、1-30、1-31、1-32、1-33、1-34、1-35、1-36、1-37、1-38、1-39、1-40、1-41、1-42、1-43、1-44、1-45、1-46、1-47、1-48、1-49、1-50、1-51、1-52、1-53、1-54、1-55、1-56、1-57、1-58、1-59、1-60、1-61、1-62、1-63、1-64、1-65、1-66、1-67、1-68、1-69、1-70、1-71、1-72、1-73、1-74、1-75、1-76、1-77、1-78、1-79、1-80、1-81、1-82、1-84
石巻市	8	湊西地区	湊西一丁目1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、4-1、4-2、5-1、5-2、6-1、6-2、6-3、6-4、7、湊西二丁目1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、4、5、6-1、6-2、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8、7-9、7-10、7-11、7-12、7-13、7-14、7-15、8-1、8-2、8-3、9-1、9-2、9-3、10-1、10-2、11、12-1、12-2、12-3、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、13-8、13-9、13-10、13-11、13-12、13-13、14-1、14-2、14-3、14-4、14-5、14-6、14-7、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6、15-7、15-8、15-9、17、湊西三丁目1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、5-1、5-2、6、7-1、7-2、7-3、8-1、8-2、8-3、8-4、13
石巻市	9	かわみなと大橋周 辺地区	門脇町三丁目9-9、9-23、10-11、10-12、10-13、10-14、10-15、10-19、10-22、10-23、10-24、10-27、11-2、11-3、11-4、11-5、11-9、11-10、11-11、11-12、11-14、11-15、11-16、11-17、11-18、12-1、12-15、12-16、12-17、12-19、12-20、12-21、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、13-8、14-5、16-3、51-5、51-8、51-9、51-13、51-14、51-15、51-16、51-17、51-18、51-19、51-20、51-21、51-22、51-23、51-24、51-25、51-26、51-27、112-1、112-5、112-6、112-8、116-1、116-2、116-3、116-10、116-11、116-12、116-13、116-14、116-16、116-20、116-23、116-25、116-26、116-30、116-49、116-50、116-51、116-55、116-56、116-58、116-59、116-60、116-64、116-65、116-66、116-67、116-69、116-71、119、121-1、121-2、122、218、南浜町一丁目4-18、4-58、6-2、6-6、6-7、6-9、6-11、6-12、6-13、6-14、6-16、6-17、6-18、6-19、6-24、6-26、9-2、11-2、11-3、142-3、143-1、143-2、143-4、143-8、143-9、143-13、143-14、143-15、143-16、143-17、143-27、143-28、143-31、143-32、143-33、143-34、143-35、143-38、143-39、143-40、143-41、143-45、143-46、143-47、143-48、143-49、143-50、143-51、143-59、143-60、143-61、143-62、143-64、143-65、143-66、143-68、143-69、143-70、145-3、145-4、145-5、146、147-1、147-2、147-3、148-1、148-2、148-3、149-1、149-2、149-3、雲雀野町一丁目11-2、11-4、11-9、11-10、11-13、11-15、11-16、11-21、11-22、11-23、11-24、11-25、11-26、11-27、11-28、11-35、11-36、11-38、11-41、11-42、11-43、11-45、11-46、11-47、11-48、11-50、11-51、11-52、11-53、11-54、11-55、11-57、11-58、11-59、11-60、11-61、11-62、11-63、11-64、11-65、11-71、11-72、11-73、11-78、11-84、11-85、11-86、11-87、11-88

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
気仙沼市	1	新月地区	松川10-1、12、13、14、15-1、15-2、15-3、17、18、23、26、28-1、29-1、30-1、31、31-2、32、33、34、35、36、37-1、38-1、41-1、43-1、43-3、43-4、43-5、43-6、43-7、45-2、54-3、54-4、54-5、54-6、54-8、54-9、54-10、54-11、54-12、54-13、54-14、54-15、54-17、54-18、54-28、54-29、54-30、54-31、55-2、55-3、56、57-3、57-4、57-8、57-12、59-3、61-1、61-2、61-3、61-4、61-7、61-8、61-9、61-10、61-11、61-13、63、64、65-1、65-4、65-5、66、68-1、68-2、68-4、68-5、68-6、69-1、69-2、69-3、69-4、69-5、70-1、70-2、70-4、70-5、70-6、70-7、70-8、70-10、70-11、70-12、70-13、72-1、72-2、72-3、73、76、83-1、84-1、85-1、86-1、100-1、103-1、103-3、103-5、104、106-1、114-1、115-1、195-3、195-4、195-5、195-6、211-6、294-1、296、296-2、299、300、301、302、303-1、304-1、305、306、307、308-1、309-1、309-4、311、312、313、314、315、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、333-1、333-3、335、336、337-1、337-2、338、339、340、343-1、343-3、344-1、344-2、344-4、345、346、347-1、348-1、349-1、350-1、351-1、352-3、352-4、353-1、353-3、353-4、354-3、354-4、355-1、355-3、356-1、356-2、356-3、356-4、359-1、359-2、359-3、359-4、359-5、360-1、362-1、362-2、363、364、365、366、367、368、371、372、373、375、376、377、378、379、380-1、380-2、382-1、383、384、385、386、417、418、419、420、421
			松川前1-1、2-1、3-1、3-2、5-1、6、7、8、9、11-1、11-2、11-3、13-1、15、16、17、18、19、20、23、24、25、26-1、26-2、28、28-2、30、31、32、33、34、36、37-1、38-1、39、40-1、40-2、41、43、44、45、46-1、46-2、47-1、47-2、48、49-1、50-6、51、54-2、55-5、59-7、60-1、60-2、61-2、61-5、61-6、61-7、61-9、61-10、80-1、80-2、81-1、81-2、84、85、86、88-1、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、93-2、94-1、94-2、95-1、95-2、96-1、96-2、97-1、97-2、98-1、98-2、99-1、99-2、100、101、106、107、108、114、115、116、117-1、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132-1、132-2、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、146、147、148-1、149-3、149-4、151-1、151-2、153-1、153-2、154-1、154-2、159-1、160-1、160-2、161-1、162-1、162-2、164-1、164-2、164-6、165-1、166-1、168-1、170、171、172、194-2、195、197-2、197-3、198-1、198-4、199-1、204-1、206-1、208
			切通1-1、1-2、1-3、5、7-1、7-2、7-3、8、9、14-1、14-2、15-1、15-2、16-2、16-3、17-1、17-2、17-3、18-1、18-2、19-1、19-2、19-3、21、22、24、25-3、36、37、39、40、41-1、41-2、43-1、43-2、43-3、43-4、45-1、45-2、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、50-1、50-2、51-1、51-2、52、54、56、57、58、66-1、66-2、66-3、73、74、75、76、77、78、78-2、79、80、81、82、83、84、87、90、92-2、93-2、94、95、162-1、163-1、164-1、165-1、165-3、168-1、174-1、176-1、178-1、178-5、179-4、180-1、180-3、181-1、182-1、182-5、183-1、245-1、247-1、248-1、249-1、249-4、249-7
気仙沼市	2	松岩・面瀬地区	松崎中瀬31-6、31-8、31-10、52-1、81-1、81-3、204-1、204-2、205、206、207、208、209-1、209-2、210、211、213-1、213-2、214-1、214-2、215-1、215-2、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、233-1、233-2、233-3、233-4、233-5、234-1、234-2、235-5、235-6、235-7、235-8、235-10、235-11、235-12、235-13、235-14、235-15、235-16、236-1、236-3、237-4、237-5、237-6、237-7、238、239、240-1、240-3、242-1、242-2、242-3、242-4、242-5、243-2、243-5、243-7、243-9、246、247、249、250-1、250-2、251-1、251-2、252-1、252-2、253-1、253-2、254、255-1、255-2、256-1、256-2、256-3、257-1、257-2、258、259-1、259-2、259-3、260-1、260-2、260-3、261、262、263、264、265、266、267、268、269-1、269-2、270-1、270-2、271、272、273、274、275、280、291-1、291-9、295-2、296-1、296-2、298、299、301、302、303、304、305-1、305-2、306、306-2、307、308-1、308-2、311、313-1、313-2、314-1、314-2、315、316-1、317-1、318-1、318-2、318-3、320-1、320-4、320-5、321-1、321-3、322-1、322-2、323-1、324-1、324-3、325-1、325-3、326-1、327、327-2 松崎片浜12-4、13、14-1、14-2、15-2、16-1、16-2、18-1、18-4、26-2、26-3、26-6、26-7、28-1、28-5、28-6、30-1、30-2、30-3、30-4、30-5、30-6、30-7、30-8、30-9、30-10、30-11、30-12、30-13、30-14、30-15、30-16、30-17、30-18、30-19、30-20、33-3、33-5、34、34-3、34-4、34-5、38-1、38-2、38-3、39-1、39-2、39-3、41、41-2、42-1、42-2、43-1、43-2、43-3、44-1、44-2、46-1、47、48-1、48-2、49-1、49-2、50-1、50-2、51-1、51-2、51-3、51-4、52-1、52-2、52-3、53、55-1、55-3、55-5、55-6、55-7、55-8、58-1、58-3、58-5、59-1、59-4、59-7、59-8、59-9、59-10、60-1、60-3、60-4、61-1、61-3、61-4、62-1、62-3、62-4、63-1、63-3、63-4、63-5、63-6、67-1、67-2、68-1、68-2、68-4、68-5、82-2、82-3、82-4、82-5、82-6、82-7、82-8、82-9、83-2、84-1、84-4、85-1、86-1、86-2、87-2、87-3、88-1、88-2、88-3、89-1、89-3、89-4、90-1、90-3、90-4、90-5、90-6、91、92-1、92-2、92-3、92-4、93-1、93-2、93-3、93-5、93-6、93-7、93-8、94-1、94-2、94-3、94-4、94-5、94-6、94-7、95-1、95-2、95-3、95-4、95-6、96、97、98、99-1、99-2、99-3、99-4、99-5、100-1
			100-2、100-3、101-1、101-2、102-1、102-2、103、104、106-1、106-2、106-3、106-4、106-5、106-7、106-8、106-9、106-10、106-14、106-15、106-16、106-18、106-20、106-22、106-32、106-34、106-36、106-37、106-38、106-42、106-45、106-46、106-47、106-48、106-49、106-50、106-51、106-52、106-53、106-54、106-55、106-56、106-57、106-58、106-60、106-61、106-63、106-64、106-65、106-66、106-67、106-68、106-75、106-76、106-77、106-78、106-79、106-81、106-85、106-86、106-87、106-88、106-89、106-102、106-103、106-153、106-154、106-156、106-157、106-159、106-161、106-165、106-170、106-176、106-191、106-217、106-227、106-228、106-229、106-250、106-260、106-270、106-299、106-347、106-354、106-356、106-365、106-366、106-367、106-368、106-369、106-371、106-380、106-381、106-382、106-384、106-393、106-394、106-395、106-396、106-397、106-398、106-399、106-401、106-404、106-406、106-407、106-410、106-411、106-412、106-415、106-416、106-417、106-419、106-422、106-423、106-425、106-426、106-427、106-428、106-429、106-430、106-431、106-432、106-433、106-434、106-439、106-440、106-441、106-448、106-450、106-451、106-452、106-453、106-454、106-461、106-470、106-472、106-475、106-477、106-478、106-479、106-484、106-489、106-490、106-491、106-494、106-495、106-496、106-498、106-501、106-505、106-514、106-534、106-535、106-536、106-537、106-548、106-549、106-550、106-551、106-552、106-553、106-554、106-555、106-556、106-557、106-558、106-559、106-561、106-562、106-563、106-567、106-568、106-569、106-570、106-571、106-579、106-580、106-581、106-582、106-583、106-584、106-585、106-586、106-587、106-588、106-589、106-590、107-2、107-3、111-6、112-1、114、115、115-2、117、117-2、118、118-2、118-3、119-1、119-3、119-4、119-5、120-1、120-2、121、122-1、122-2、122-3、122-4、123-1、123-2、123-3、123-4、124-1、124-2、125-1、125-2、125-3、126、127-1、128-1、128-2、157-1、157-2、157-3、160-1、160-4、160-5、161、162、163-2、164、165、165-1、166-1、166-2、233-1、233-6、236-1、236-2、237-2、236-3、247、264

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
気仙沼市	3	赤岩港水産加工団地	松崎北沢55-3、55-12、55-13、55-14、56-1、56-8、82-1、82-4、82-5、82-6、82-7、82-8、83-1、83-3、83-4、83-6、83-7、83-8、85-1、86-1、86-2、88、89-4、90-5、103-1、108-3、108-4、109-3、109-4、119-2、126、128、131-7、132、136-1、136-2、137-1、137-3、137-4、147-1、147-3、197-2、197-4、197-5、198-5、198-3、198-4、199、200-1、203、204、218、218-1、218-12、218-13、218-14、218-16、218-17、218-18、218-19、218-20、218-21、218-22、219-1、219-2、228-2、229-1、230-1、230-3、230-5、230-6、230-7、230-8、230-9、231-1、233-1、233-3、233-4、274-1、274-2、274-3 赤岩館森80-2 赤岩宮口下28-1、28-4、90-1、90-2、90-3、91-2、91-4、91-5、97-2、97-3、97-8、97-9、 赤岩五駄鱈201-3、201-5、203、208-3、208-7、209-1、210、211-1、211-2、211-3、211-4、211-5、211-6、212、213、214-1、214-2、216-1、218-2、218-3、218-4、218-5、219-1、219-2、220-1、220-3、221、222-1、222-3、222-4、222-5、222-6、222-7、223-1、224-1、224-3、224-4、224-5、225-1、225-3、225-4、225-7、227-1、227-3、227-5、227-6、227-7、235-1、236-1 赤岩港1-2、1-15、1-16、2-6、2-7、2-8、2-9、2-12、5-1、5-2、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9、6-10、7-5、8-2、8-3、8-5、8-7、8-8、8-9、8-10、8-11、8-12、8-13、9-1、9-2、9-6、9-7、9-8、9-9、9-10、10、10-2、10-3、11、12、13-1、13-2、13-4、14-1、14-2、14-3、14-4、14-5、15-1、15-2、15-3、15-6、16-1、16-2、16-3、16-4、16-12、17-1、17-3、17-7、17-15、17-18、18-1、18-3、18-4、19-1、19-2、19-7、19-8、20-1、20-2、20-3、20-4、21-1、21-2、21-3、22-1、22-2、23-1、23-2、24-2、25-2、26-2、27-2、29-1、29-5、29-6、29-7、31-1、31-4、32-1、32-3、33-1、33-3、34-1、34-2、34-3、34-4、35-1、35-2、36-1、36-3、37-1、37-3、38-1、38-2、38-3、40-1、40-2、40-4、41-1、41-2、41-3、41-4、42-1、43、44、46、46-2、50-1、50-3、54-1、54-3、54-4、56-1、56-2、57-1、57-2、58-1、58-2、59-1、59-2、59-3、59-8、60-1、60-4、61-1、61-5、62、62-2、62-3、62-4、63-1、63-2、64、65、66-1、66-2、66-3、66-4、66-5、67-1、 67-2、67-3、69、70、71-4、71-5、71-8、71-9、71-13、71-14、71-15、71-16、71-17、71-20、71-21、71-22、72-4、80-2、80-4、80-5、80-6、80-8、82-1、82-4、83-1、83-2、83-4、83-5、83-6、83-7、83-8、84-1、84-3、85-1、85-4、86-1、86-2、86-3、87-1、87-2、87-3、88-1、88-2、88-3、89-1、89-2、89-3、96-2、101、101-2、101-3、106、106-2、106-3、115、115-2、115-3、115-4、117、121、121-2、121-3、121-4、121-5、121-6、127-2、128-1、128-2、128-3、128-4、128-5、128-6、128-7、128-8、128-9、128-10、128-11、128-12、128-13、128-14、128-15、128-16、128-17、128-18、128-19、137、138-1、138-3、138-4、138-5、138-6、139-1、139-2、139-3、139-4、153-2、160-1、160-2、160-3、168-1、168-2、168-3、168-4、168-5、168-6、168-7、168-8、168-9、168-10、168-11、168-12、168-13、168-14、168-15、168-16、168-17、168-18、168-19、168-20、168-21、168-22、168-23、168-24、168-25、168-26、168-27、185-2、188-1、188-6、188-7、189、190-1、191-1、191-2、191-3、192-1、192-3、192-4、217-2、217-3、217-4、219-2、219-6、221-1、222-1、223-1、224-1、225、226、227、228、229、230、250-3、275-1、275-2、275-3、276、277、279-1、279-2、280-1、280-2、281-1、281-2、282-1、282-2、283、284、285-1、285-2、285-3、304-2、304-12、304-14、304-17、304-18、304-19、306-1、310-1、311-1、312-1、313-1、313-2、313-3、313-4、313-5、313-6、314-1、314-2、314-3、315-1、316-1、316-3、317-1、317-2、318-1、318-2、319-1、319-2、320-1、320-2、330-1、330-3、331-1、332-1、333-1、333-3、333-7、333-8、334-1、334-5、335-1、335-3、337-2、338-1、342-1、342-3、342-5、342-6、346-1、346-7、346-9、346-10、347、351、352、358、367、373、374、375、376、377、378、379、380、381-1、381-2、384、385-1、385-2、385-3、385-4、387、389、390、403、404、415、416、417、420-1、420-2、420-3、421-1、421-2、422-1、422-3、423-1、423-2、424-1、424-2、424-3、425-1、425-2、425-3、427、428、434-1、434-2 赤岩老松171-16、171-19、171-20、171-21、171-24、171-26、171-27、171-28、171-29
気仙沼市	4	本吉町小泉地区	本吉町泉 本吉町下宿43-1、44-1、47-1、47-3、47-6、49-1、49-3、50、51-1、52-1、53-1、54-1、55、57、58-1、58-3、59-1、60、61-1、62-1、62-4、63-1、63-2、66、66-1、68-1、69、70-1、70-3、71、72-1、73、73-1、75、75-5、77-1、77-4、77-8、77-14、79-1、79-6、86-10、87-2、87-3、87-7、87-13、87-15、88-1、89、93-1、93-2、95-6、96-3、156 本吉町平貝25-1、68、84-1、84-2、84-3 本吉町外尾13-2、14-4、14-5、58-2、58-3、58-8、59、59-1、59-2、60、61-1、61-2、64-2、64-3、65-4、67-1、67-4、67-5、67-7
気仙沼市	5	本吉町坊の倉地区	本吉町坊の倉256、258、258-1、258-2、258-3、258-4、258-5、258-6、258-7、258-8、259、260、264-1、264-4-2、266、268、276-15、276-2、276-6、278-1、279-1、281、291-1、305-5、305-26、305-28、305-42、305-75、305-76

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
気仙沼市	6	唐桑町大沢地区	桑町荒谷前1-1、1-4、1-5、1-17、1-18、1-19 唐桑町港2-3、3-1、3-7、4-1、4-7、5-1、5-2、6-1、6-2、7、8、9-1、9-2、9-4、9-5、10-1、10-5、11-1、11-4、12-2、12-3、12-4、12-5、13、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、14-1、14-3、15-2、15-4、15-5、15-6、15-7、15-8、15-9、15-10、17-1、17-2、17-3、17-4、17-5、18-1、18-2、19、19-1、19-2、19-3、19-4、19-5、19-6、19-7、19-8、19-9、19-10、19-11、20、21、21-1、22、23、24、25、27、28、29、29-1、30、31、32、33-1、33-2、33-3、33-4、34-1、34-3、34-4、34-5、36-1、36-2、38-1、38-2、38-3、38-4、39-1、39-2、39-3、41-1、41-2、41-3、41-4、42-1、42-2、42-3、42-4、42-5、42-6、42-7、42-8、42-9、42-10、42-11、43-2、43-3、43-4、44、44-1、44-2、44-3、44-4、47-1、47-2、47-3、47-4、48-1、48-2、48-3、48-4、48-5、49、51-1、51-2、51-3、54-1、55-1、55-4、57-1、57-2、58-1、59、60-1、60-2、62-1、62-3、62-4、62-5、63-1、64-1、64-8、65、66、67-1、67-3、67-4、67-7、69-1、70-1、70-3、71-1、71-2、73-1、73-2、73-3、73-4、73-5、73-6、74-1、74-3、76-1、76-5、76-12、76-13、132-1、132-4、132-6、132-10、133-1、133-3、133-4、133-6、133-9、133-20、133-21、133-22、134、134-1、134-2、134-3、134-6、134-10、134-11、134-12、134-13、134-14、134-15、136-1、136-2、136-3、136-7、136-8、136-9、136-10、136-11、137、137-4、138、139-1、139-3、139-4、139-5、139-6、139-7、140-1、145-1、145-6、145-7、145-9、145-10、145-11、145-12、146-2、146-3、146-6、146-8、146-9、146-10、146-11、146-12、147-1、147-3、147-4、147-5、147-6、148-1、149、149-6、150、150-2、150-3、150-4、150-5、150-6、150-7、150-8、151-1、151-6、152-28 唐桑町台の下1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、3、4、5-1、5-2、5-3、5-4、6-1、6-2、7-1、7-2、7-3、8-1、8-2、8-3、8-4、9-1、9-2、10-1、10-2、10-3、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7、14-1、14-2、15-3、18-1、18-2、18-3、19-1、19-2、20-1、20-2、20-3、20-4、20-5、21-1、21-2、22、24、25、25-1、26-1、26-3、26-5、26-6、26-7、29、30-1、30-2、31、32、32-2、33-1、33-2、35-1、35-2、42-1、42-2、43、43-1、50-1、50-2、50-3、50-4、51-1、51-2、51-3、52-1、52-2、52-3、52-4、53-1、53-2、53-3、53-4、55、56、57-1、57-2、57-3、57-4、57-5、57-6、163、164 唐桑町釜石下94-1、94-2、94-4、95、96-1、96-2、96-3、96-4、96-5、96-6、96-7、96-8、97-1、97-2、97-3、97-4、98-1、98-2、98-3、98-4、99-1、99-2、99-3、99-4、99-5、99-6、99-7、99-8、99-9、99-10、100-1、100-2、100-3、100-4、100-5、100-6、101-2、101-4、101-5、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、102-6、102-7、102-8、102-9、102-10、102-11、103-1、103-2、103-3、103-4、103-6、103-7、103-8、103-9、103-10、103-11、103-12、103-13、104-2、104-4、104-6、105-1、105-2、105-3、105-4、106-1、106-2、106-3、106-4、106-5、107-1、107-3、107-6、108-1、108-2、108-3、108-4、110、128-1、128-2、129-3、129-4、129-5、129-6、129-7、129-8、129-11、129-12、129-13、129-14、129-15、129-16、129-17、129-18、130-1、130-4、130-5、130-6、130-7、130-8、130-9、131-1、131-2、131-3、131-4、132-1、132-2、132-3、133-1、133-2、133-3、133-4、133-5、133-6、133-7、134-0、137-2、144-1、144-2、144-3、144-4、145-1、145-2、145-3、145-4、146-1、146-2、146-3、146-4、146-5、146-6、146-7、147-1、147-4、147-5、149-1、149-2、149-3、149-4、149-5、149-6、149-7、149-8、149-9、149-10

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
白石市	1	仙台南部工業団地	大平中目字西田 49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107、108、109、110、111、112-1、112-2、113-1、113-5、113-6、113-7、113-8、114-1、116-1、117-1、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、138、139、141、160-1、161-1、162-1、163-1、164-1、165-1、166、167-1、168-1、169-1、170-1、171-1、172-1、173、174、175、176-1、176-2、177-1、177-2、178-1、178-4、178-6、178-7、179-1、179-4、180-1、180-2、181-2、181-4、181-5、190、191、192、193、195、196、197、198-1、199、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、232、233-1、234、235-1
			大平中目字南田 13、14、15、16、17、18、19-1、19-2、20、21、22、23、24-1、24-2、25、26、27、28、29、30、31、32、35、36、45、46-1、46-5、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、83、84、85、86、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、110-1、110-4、111-1、112-1、113-1、113-2、114、115、116、138、143、146、148、150、152、153
			大平中目字四反田 10-2、18-5
			斎川字中斎川 36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48、49、50-1、179、193、195 斎川字楚利田 5-1

工場立地特例対象区域

別表2

市町村名	区域番号	区域名	所在地(小字以下も)
名取市	1	名取市域の一部	増田字北谷11、11—3、35—1、35—4 田高字沢目527—1、550—4 下余田字中荷166—1 手倉田字八幡141—5、281—3、287—1、300—3、310—1、441—6、618、619、622、630、631 田高字南470—1、481—1、481—2、493、499、506—2、509—2、509—4、695 田高字原277—1、278—2、279—1、279—2、280—2、281—4、282—2、289—1、289—4、290—2、291—2、292—2、294—2、295—1、297—1、395、397—1から397—6、398—2、399—1、402—2、413—2、416—3、416—5、421—1、439—1から439—5、441—1、441—2、442—1、442—3、517、519、520—1、538—1、607—1、650、901から906
名取市	2	愛島西部工業団地(第1期及び第2期)	愛島台一丁目1—1、1—2、2—1、2—2、2—4、2—5、3—1から3—3、4—1から4—11、101—1、101—3、101—9、101—24から101—29、101—31、101—33、101—34、101—36から101—40、101—46から101—55、101—57から101—67、201—4、201—6から201—9、201—12、202—69、202—71、202—73から202—78、203—1、204—2、204—4、204—6、205 愛島台二丁目401—1 愛島台四丁目101—31、101—34、101—36 愛島台五丁目101—36から101—41、101—51、101—52、101—55から101—57 愛島台七丁目101—21、101—31、101—36から101—40、101—45から101—56、101—59から101—62、107—1、107—3、107—9から107—11、107—13、162—1、162—4から162—10、175、177—1

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
角田市	1	西小坂工業用地	小坂字日影31－4、31－6、31－7、81－3、字上小坂1、2、字新土瓜1、字土瓜1、94－2、101、江尻字岩崎71－1、71－2、79－6、字巻向45、字谷津前87－2、117、118、119、120、121、124－1、125、127、128、132、133、134、135、136、137、138、139－1、141－1、146－1、147－1、151、152－1、166、167、字細谷204、207、207－1、208、神次郎字明ヶ作1、22－4、字遠日100－3、105、106、108、109、
角田市	2	岡工業用地	岡字小土浮1－1、字小浦46、47、48、49－1、49-2、50～60、61－1、62－1、63－1、64、65－1、66-1、66-2、67-1、67-2、68-1、68-2、69-1、70-1、71、72-1、95-1、96-1、97、98、99、100-1、101-1、101-2、102、103-1、104-1、105、106-1、107-1、108～116、117－1、120－1、120－2、120－3、120－4、121－1、121－2、122－1、122－2、123～136、137－1、137－2、138、139、140、字浦町1～17、61－1、62－1、63－1、64－1、64－2、66－1、67－1、68－1、68－2、69－1、70、71－1、72－1、72－2、73-1、73-2、74、74-1、75～91、139-1、139-2、140-1、140-2、141～153、154－1、154-2、155、156、157-1、157-2、158、158-1、158-2、158-3、159-1、159-2、160-1、160-2、161～175、176-1、字町浦179-1、185-1、185-2、186-1、186-3、187-2、187-3、188、240-1、240-2、241、252、252-1、252-3、252-4、253、256、257-1、257-2、260、260－2、260-3、261、262-2、262-5、262-6、262-7、262-8、262-9、263-3、263-4、265、字古町127-1、127-2、128-4、130-1、130-3、130-4、131-1、131-2、132-1、132-2、133-1、133-3、133-4、134-1、134-2、135-1、135-2、135-3、136-1、136-3、136-4、137-1、137-4、137-5、138、138-1、138-2、139-1、139-4、139-6、139-7
角田市	3	前原工業用地	江尻字前原105-3、141-1、141-2、163-2、202、字土手端41-2
角田市	4	駅西口工業団地及び周辺地域	横倉字明地1-1、104、105、20-1、角田字流159-1、163-4、164-1、165-1、166-1、167-1、169-1、170-1、171-1、172-1、176-1、177-1、178-1、179-1、180-1、181、182、183-1、183-2、184～189、190-1、191-1、191-3、191-4、192-1、192-3、193-1、194-1、197-1、197-3、197-4、197-5、197-7、199-3、201-2、202-2、203-2、204-2、205-2、224-2、225-2、226-3、227-1、227-4、228-1、228-2、232-1、233-1、234-1、235-1、351-1、351-2、352-1、352-2、353～360、360-2、361-1、361-3、362-1、362-2、362-3、362-4、363-1、363-2、364-1、365-1、365-3、370-1、371-1、372-1、373-1、字柳町1、2、3-1、3-2、3-3、3-4、4～11、12-1～12-3、14、15、36-10～22、37-1～4、38-1～6、47-1～6、字西田6-1、168-18～21、181、193-2、字幸町1、2-1、2-2、3、4-1、4-2、5～7、8-1、8-2、15-1、55～57、62～65、字錦町1、1-2、2、2-2、3、3-2、4、5、6-1～6-5、7-1、30-1、30-8～30-12、30-22、30-24～30-27、31-1～31-13、32-1～32-15、32-17、33-1、33-2、33-4、34、35-1～35-6、35-8～35-15、36-1～36-6、37-1、37-3～37-13、51、字緑町1-5～1-10、2-1、2-3～2-5、2-7～2-13、14-1～14-11、14-13～14-15、21、字大町14-1～14-3、14-9、14-11、14-12、40-1～40-6、40-8～40-11、41-1～41-3、41-5～41-7、字扇町5-1～5-17、6-7～6-10、8-1～8-12、9-1～9-16、10-1～10-7、10-17～10-28、10-30～10-32
角田市	5	中島工業団地	佐倉字宮谷地1-1、1-3、1-4、2、2-2～3、3、3-2、3-3、4-1～13、7-2～6、7-8、字向谷地45-28、梶賀字高畑北1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2、6-1、6-2、7-1、7-2、8-1、8-2、9-1、9-2、10、11-1、11-2、12、13、14-1、14-2、15、16-1～4、17-1～3、17-5、18、19-1、19-2、20-1～3、21-1、21-2、22-1、23、23-2、24-1～6、25－1～3、26-1、26-2、27-1、27-2、28、29-1～3、30-1、30-2、31～39、40-1、40-2、41-1、41-2、42-2、42-4、43-2、43-3、44-2、44-7、45-5～8、
			46-2～6、47-1、47-2、48-1～48-6、48-8～48-10、49-1～3、50、51-1、51-2、52-1、52-2、53-1～3、54-1～3、55-1、55-2、56-1、56-2、57-1、57-2、58-1、58-2、59-1、59-2、60-1、60-2、61-1、61-2、62-1、62-2、63-1、63-2、64-1、64-2、65-1、65-2、66-1、66-2、67-1、67-2、68-1～4、69-1～69-3、70-1、70-2、71-1、71-5～10、72-1、72-2、73-1、73-2、74、75-1、75-2、76-1、76-2、77-1、77-2、78-1、78-2、79-1、79-2、80、80-2、81、82-1、82-3、82-4、82-6、83-1～3、83-5、84-1、84-2、85、
			85-2、86、87-1、87-2、88-1、88-2、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92、93-1、93-2、94-1、94-2、95、96-1、96-2、97-1、97-2、98-1、98-2、99-1、99-2、100-1、100-2、101-1、101-2、102-1、102-2、103-1、103-2、104-1、104-2、105、106-1～3、107-1、107-1～3、108-1～4、109-1、109-2、110-1、110-2、111-1、111-2、112-1、112-2、113-1～3、114-1～3、115-1、115-2、116-1～3、117-1、117-2、118-1、118-2、119-1、119-2、120-1、120-2、121、122、
			123-1、123-2、124-1、124-2、125-1、125-2、126～136、137-1、137-3、138-1、139、140-1、141-1、142、143、144-1、145、146-1、147-1、148、149-1、150-1、151～154、155-1、155-2、156-1、157、158-1、158-2、159、160-1、161、162-1、162-3、163～165、166-1、167-1、168-1、169-1、169-2、170～179、180-1、180-2、181-1～3、182-1、182-2、183-1、183-2、184-1～3、185-1～3、186-1、186-2、187～212、

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
角田市	5	中島工業団地	213-1、213-2、214～221、222-1、226-1、226-3、226-5～7、233-2、233-4～7、240-1、240-2、251-2、252-2、253-1、253-2、254-2、278-1、282～284、287-1～3、289～291、296-2～6、305-2～5、316-2、317-2、318-2、319-2、320-2、321-2、322-1～3、323-2、324-2、326-1、326-2、327-1、327-2、328-1、328-2、329、330-1、330-2、331～339、351～353、359-1、364-2、364-3、364-5、368-3、372-1、379、380-1、380-2、382-2、383-1、384～387、388-1、389-1、390-1～3、391-1～3、391-5、398、400～402、405、405-3、408-1、408-2、
			字高畑南1、3、4、5-1、8～12、13-1、13-2、14-1、15、16-1～3、17～22、23-1、24～26、27-1～3、28-2、28-3、29-1、29-2、30-1～4、30-6、31-1～4、32-1～3、33-1～33～4、33-6～33-13、34-1～5、35-1～3、35-7、35-8、36-1、36-3、36-8、37、38-1～38-2、38-4～38-5、39-1、39-2、40-1～3、40-6、40-7、40-10、41-1～3、41-7、42-1、42-2、43-1、43-2、44、45-1、45-2、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49、50-1、50-3、50-4、51-1～3、51-5、52-1、52-3、52-4、53、54、55-1～6、56-1～4、57、58-1、58-2、58-4、59-1～3、59-5、60-1、
			60-2、61-1、61-2、62-1～3、63-1、63-2、64-1、64-2、66-1、67、68、69-1、70-1、71-1、72-1、73、74、75-1、76-1、77-1、78-1～5、79-1～3、79-5、81、82、83-1、83-2、84-1～4、85-1～3、85-5、85-6、86-1、86-2、87-1、88、89-1～3、89-5、89-6、90-1～4、91-1、91-2、92-1、92-2、92-4、93-1、93-2、94-1、95-1～3、96-1～3、97-1、98-1～98-3、99-1、100-1、101-1～3、101-6、102-1、102-3、103-1、104-1、105-1～3、106-1、107、108、109-1、110-1、110-3～7、111-1～4、111-6、112-1、
			113-1、114-1、115-1、116～119、121-1、122-1、123-1、124-1、125-1、126-1、127-1、128-1、129-1、130-1、131-1、132-1、133-1、134-1、135-1、136、137-1、137-3～7、138-1、139-1、140-1、141-1、141-2、142、143-1～3、143-5、143-7、143-9、143-10、144-1、144-5、145、146-1、146-3～5、147-1、147-2、148、149-1、149-2、150-1～3、150-5、151-1～5、152-1、152-3～6、153-1、153-3、153-5、153-6、154-1、154-3、154-4、154-6、155-1、155-2、156、157-1～3、157-5、
			158-1～3、158-5、159-1、159-2、159-7、159-11～16、160-2、161-1～3、162-1、163-1、163-3、163-4、164-1～3、165-1～3、166-1、166-2、167-1、167-2、168-1、168-2、169-1、169-3、170-1～6、171-2、174、175-1～2、176、177-1、178、179、180-1、181-1～4、182-1、182-2、183-1、183-2、184-1、184-3、184-5、185-1～3、186、187-1、188、189-1、189-2、190、191、192-1～4、193-1、193-2、194-1、194-2、195-1～3、196-1、196-2、197-1～4、197-6～8、200、200-1、
			200-3、200-4、201、201-2、202-1～3、203-1、203-6、204-1、204-3、204-4、205-1～4、206-1、206-3、211～213、227、232、241、242、245、249-1、249-8、250-1、251-1、252-1、253、254-1、254-3、254-6、254-8～10、255-1、255-2、255-4、256-1、256-2、256-5、257-1、257-2、258-1、259-1、260-1～3、261-1～3、262-1、262-3～5、263-1、263-3～5、264-1、266-1、267、268-1、269-1、270-1～3、270-5～9、271-1、271-3、271-5～7、271-9、271-11、271-12、272-1、273-1、275-1、275-2、276-1、276-2、
			277-1、277-2、278-2～278-3、279-1、279-3、279-5～7、280-1～9、282、282-2～4、283-1、283-2、284、285-1、285-2、286-1、286-2、287～289、290-1、290-2、291、292-1～4、293、294-1～5、295-1、295-2、296-1～5、297、298-1、298-2、299-1～4、300-1～4、301-1、301-3、302、303-1、303-2、304-1、305-1、306-1、307-1、308、309-1、316-1、317、318-1、319、320-1、335-1、335-2、336-1、336-2、337-1、338-1、339-1、340-1、341-1、342-1、343-1、344-1、345、345-2、346、347-1、347-3、348-1、348-2、349-1～3、350-1、350-2、350-4～6、351-1、
			351-3、352-1、353-1、354-1、355-1、356-1、357-1、358-1、359-1、359-3、360-1、360-2、361-1～4、362-1、362-2、363-1、363-2、364-1、364-2、365、366-1、366-2、367-1～9、368-1、368-2、368-4、369-1～3、370、371-1～8、372-2、373、373-2、374-1、374-2、375-1、375-2、376-1、376-2、377-1～3、378-1～3、379-1、379-2、380-1、380-2、381～386、387-1、387-5～7、388-1、388-2、389-1、389-2、390～400、401-1、401-2、402-1～3、403-1、403-2、404-1～6、405-1～3、406、408、408-2、409-1～3、410-1～3、411-1、411-2、

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
角田市	5	中島工業団地	412-1、412-2、413、414-1～3、415-1、415-2、416、417-1、417-2、418、419-1、419-2、420-1、420-2、421-1、421-2、422-1、422-2、423-1、423-2、424-1、424-2、425-1、425-2、426-1、426-2、427-1、427-2、428-1、428-2、429-1、429-2、430-1、430-2、431-1、431-2、432、 角田字中島下288、289、290-1～3、291～4、295-1、296～301、301-3、301-4、303-1～3、444-1、444-2、445、446、450、455、457-1、457-2、458、462-1、462-2、463～466、467-1～3、468-1、468-2、469、469-2、470、474-2、477-1、477-2、478-1、478-2、479～482、
			483-1、483-2、484、486-1、487-1、487-2、488-1～4、489-1、489-3～5、490-1、490-2、492-1、492-2、493-1、493-2、494-1、494-2、495-1、495-2、496-1、496-2、498-1、499-1～4、500-1～5、501、502、502-2、504、505、505-2、506-1～4、507、507-2、508、509-1、509-5、510、510-2、511、512、512-2、513、514-1、514-2、517-1、517-3、518-1～4、519-1～4、520-1、520-2、521-1、521-2、522-1、522-2、523-1、523-2、524-1、524-2、525-1、525-2、526-1、526-2、527-1、527-2、528～530、532、532-2、533-1～10、534-1、534-3～5、534-9、
			540-1、541-1～3、541-5、541-12、541-14、541-16、541-17、545-1、545-2、551～3、554-1～3、555-1～3、555-5～7、556-1、556-2、557、558、559-1、559-2、560-1、560-2、561、562-1、562-2、563-1、563-2、564-1、564-2、565、566-1、566-2、567、568-1、568-2、569～574、575-1、575-2、576、577、578-1～5、579、579-2、580、581-1、586、587-5、588-1～3、589-1、589-3、589-4、592～596、598-1、599-1、599-2、600-1、600-3、600-4、601-1、602-1、603～605、606-1、606-2、607-1、607-2、608～610、611-1、611-5、612-1、613-1～4、614-1、615、616、617-1～6、618～620、621-1～6、622

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
角田市	6	町田・野田前工業 用地	角田字町田1～4、5-1、5-2、6、7-1、7-2、8-1、8-2、9、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14-1、14-2、15-1、15-2、16～21、22-1～5、23-1～4、24-1、24-2、25～33、34-1、34-2、35-1、35-2、36-1～3、37-1、37-2、38-1、38-2、39～44、45-1～5、49-1～3、50～52、53-1～3、54、55-1～3、84～89、90-1、90-2、91、92-1～3、93-2、99、100、110、113、117-1、117-5、117-7、117-8、117-10～13、118-3、119～123、161-1、161-2、162-1、162-2、163、164-1～6、165-1～3、166～182、183-5～8、183-10、185～190、191-1～3、216-1～4、217～231、236～238、239-1、239-2、240-1、240-2、241-1、241-2、242-1、242-2、243-1、244～249、249-2、250、286～292、293-1～4、294-1、294-3～5、295、296、297-1、297-2、297-4、298-1、298-4～6、299～303、304-1～8、304-10～12、309-1～4、310、字野田前1～7、7-1～3、8～12、23-1、23-2、24～30、31-1～2、32-1～5、33-1～6、34-1、49-1～9、50-1～3、50-5、50-6、51-1～3、51-5～9、52～54、55-3～7、56～62、63-1、63-2、64-1、64-9～13、64-15、87-1～3、88～91、95、110～112、113-1～3、116、117、118-1～4、119-1～3、120-1、120-2、121、161～165、166-1、166-2、167～169、170-1、170-2、198-1、198-2、297、298

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
多賀城市	1	復興産業集積区域	八幡一丁目の全て、八幡二丁目78番1、79番1、80番1、81番1、82番1、83番1、84番～87番、108番1、108番3、109番2～109番5、109番10～109番12、112番、113番、114番1、114番2、115番～117番、118番1、118番2、119番1、119番2、119番4～119番6、120番1、120番3の全て、八幡字一本柳1番、2番、3番1、3番2、4番～31番、32番1、32番2、33番1～33番3、34番1～34番3、35番1、35番2、36番～39番、40番1、40番2、41番、42番、43番1、43番2、72番1～72番4、73番1、74番1、75番1、75番3、76番1、77番1、77番2、78番1～78番3、79番1～79番5、80番1、80番2、81番1、81番2、82番1、83番1、84番1、85番1、86番1、86番2、87番1、88番1、89番1、90番1、91番1、92番1、93番1、94番1、95番1、96番1、97番1、98番1、99番1、99番2、100番1、101番1、102番1、103番1、104番1、104番2、105番1、106番1、107番1、108番1、109番1、109番2、109番4、110番1～110番3、111番1、111番2、111番3—0—10、111番3—0—11、111番4、111番5、112番1～112番4、113番1～113番3、114番1～114番4、115番1～115番3、116番1、116番2、117番1～117番5、118番1～118番3、119番1～119番4、120番1～120番3、121番1～121番3、123番1～123番3、125番1、125番2、126番1、127番1、128番1、128番2、129番1、130番1、131番1、132番1、133番1、134番1、135番1、136番1、137番1、138番1、139番1、140番1、141番1、142番1、143番1、144番1、145番1、146番1、147番1、148番1、148番2、148番4、149番1～149番3、150番1～150番6、151番1～151番3、152番1、152番2、153番1、153番3、154番1、155番1、155番3、156番1、158番1、158番2、159番～163番、163番1、164番、165番、165番1、166番～175番、175番1、176番～178番、179番1、179番2、180番1、180番2、181番1、181番2、182番1～182番3、183番1～183番3、184番1～184番3、185番、185番1、185番2、186番、186番2、187番1、187番2、188番1、188番2、189番1、189番2、190番～196番の全て、桜木三丁目4番1、4番4、4番6～4番19、8番1、8番2、9番、10番、14番2、121番1、122番1～122番4、123番1、123番2、124番～127番、128番1、128番2、129番、130番1、130番2、131番、133番1、163番、164番1～164番4、164番7、165番、166番1、166番2、167番2、168番1、168番2、169番2、170番1、170番2、171番1、171番2、172番1～172番6、172番9～172番27、173番1～173番6、174番1、174番2、174番5、174番6、174番9、174番10、175番1、175番2、176番1～176番4、177番1～177番4、188番1、188番3、188番4、188番6～188番8、189番1～189番4、204番、204番1～204番9、205番、207番1、211番、212番、212番1～212番3、213番、213番1、221番、222番1、222番2、223番1、223番2、224番、225番、226番1～226番5、227番1～227番4、228番1、228番2、229番3、230番3、232番3、232番4、233番1、233番2、234番1、234番2、235番1、235番2、236番1、236番2、237番1～237番3、238番、239番、241番1、241番2、243番1～243番3、244番1、244番2、245番1、245番2、246番～250番、251番1、251番2、252番1、252番2、253番1～253番5、254番1、254番2、255番1、255番2、256番1～256番4、257番1、257番2、258番1～258番3、288番1、288番2、289番～292番の全て、栄一丁目10番1、10番4、129番～133番、134番1、134番2、134番4～134番13、137番1～137番9、138番1、138番2、139番1～139番4、140番1、140番2、141番、142番1～142番4、144番、144番2、144番3、145番、147番1、147番2、149番1～149番3、149番5～149番8、150番1、150番2、151番1～151番4、152番1、152番3、152番4、153番1～153番4、153番8、153番9、154番1、154番2、155番1～155番3、156番1～156番6、159番1、159番2、160番1～160番3、172番1～172番3、173番1～173番4、174番1～174番8、174番10～174番23、175番1～175番3、176番1～176番7、177番1～177番5、177番8、178番、179番、180番1～180番3、180番7～180番9、314番1～314番5の全て、栄二丁目の全て、栄三丁目の全て、栄四丁目の全て、明月一丁目の全て、明月二丁目の全て、宮内一丁目の全て、宮内二丁目の全て、町前一丁目の全て、町前二丁目1番1、2番1、2番2、5番1、6番1、7番1、7番2、8番1～8番14、10番1～10番3、15番1、15番3、18番1、18番3、19番1、19番3、22番1、22番3、22番4、27番1、28番、29番、30番1、31番1、32番、33番1、33番4～33番6、37番1、37番3、37番4、77番、77番2、77番3、78番、78番1、80番、80番1、81番、82番、86番2、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1～89番3、90番1～90番3、91番1、91番2、92番1～92番5、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、97番1、97番2、98番1、98番2、99番1、99番2、100番1～100番3、101番1、101番2、102番1、102番2、103番1、103番2、105番1、105番2、108番1、108番2、109番1、109番2、111番1、111番2、112番1、112番2、112番6～112番12、113番1、113番2、114番1、114番2、115番2、117番1～117番4、118番1、121番3、121番4、125番1、127番1、128番1、129番1、130番1、131番1、132番1、133番1、134番1、139番1、140番1、140番5、140番6、141番5、149番1、149番2、150番1、150番2、151番1、151番3、151番4、152番2、152番3、153番2、333番1、333番3～333番6、334番～337番の全て、町前三丁目55番1、55番3、55番4、56番1、56番3～56番6、57番1、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番1、64番1、65番、65番1、66番1、67番1、68番、68番1、68番3、68番4、69番1、70番1、70番4、71番1、71番3、71番5～71番9、72番1、72番2、72番4～72番9、73番1～73番3、74番1、74番2、75番1、75番3～75番25、80番1、80番2、80番7～80番13、82番、88番1、89番1、90番1、91番1、92番1、183番、184番の全て、大代一丁目1番、2番2、2番3、32番4、33番1、33番5、84番5、84番6、85番7、94番1、125番19、143番5、274番9、321番1、333番3、335番1、335番4、343番2、345番1、345番4、355番2の全て、大代六丁目1番4、2番、3番1、4番1、5番1、25番1、27番2、27番4、61番1、61番2、62番1、62番3、62番4、66番、68番1、68番3～68番6、70番3、72番1、73番1、83番3、124番2、124番3、125番4、125番5、127番4、127番5、157番1、160番3、161番1、161番3、161番5、162番3、165番2～165番4、165番6、170番、171番2、172番、173番1、173番2、174番2、175番3、175番4、176番2、177番1、178番1—0—10、178番1—0—11、178番2、180番2、180番3、181番1、181番4、197番、198番1、198番3～198番11、199番1、199番2、200番1、253番、254番、261番の全て、桜木三丁目1番1、1番3、1番4、4番2、4番3、4番5、132番1～132番4、162番2の一部、町前三丁目80番3～80番6、81番2、84番5の一部、大代六丁目1番1、1番3の一部、中央二丁目91番1、92番1、93番、93番5、94番、95番1、96番1、97番1、98番1、99番1、99番3、99番4、120番4、120番7、133番8、133番9、133番10、454番1、454番2の全て、中央二丁目118番1、118番8、118番9、129番1、130番1、130番3、131番1、133番1、133番3、133番5、133番7、191番1、193番3、193番7、217番1、217番2、223番4、223番6、227番1、228番1、229番1、229番3、229番4、460番、461番、462番の一部

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
登米市	1	長沼工業団地	迫町北方字東富永1、2、3、5、6、7-1、7-2、7-3、8-1、8-2、8-5、8-6、8-7、10、41、42、43、44、45、46、47、48、51、字川戸沼20-2、24-6、24-8、55-1、55-2、56-1、56-3、59-1、59-2、60、61-1、61-2、64-1
登米市	2	長沼第二工業団地	迫町北方字大洞72-2、72-4、72-5、72-6、72-8、104-2、104-17、104-18、104-19、104-20、104-23、104-24、104-25、104-26、104-27、104-28
登米市	3	登米インター工業 団地	登米町登米字日野渡鼈沢3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、47-3、48-5、51-4、62-3、63-4、字日野渡蛭沢7-2、7-3、7-4、7-5、19

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
栗原市	1	築館インター工業 団地	築館字三峰1、2、3、4、5、6、7
栗原市	2	若柳金成インター 工業団地	若柳字大林新寺浦1、2、3、4、5-1、5-2、6-1、6-2
栗原市	3	上在工業団地	若柳武鎗字生江沢1-3、50、76、78、84-5、91-4、91-19、91-50、91-125、91-130 若柳武鎗字大久保沢21-3、22-1、25-2、33、36-1、54、131 若柳武鎗字町館144-3、151、153-4
栗原市	4	高清水地区	高清水大沢3-3 高清水西中里12-6
栗原市	5	新田沢工業団地	瀬峰新田沢24、30-15、48-1
栗原市	6	第2新田沢工業団 地	瀬峰新田沢53-1
栗原市	7	金成工業団地	金成沢辺門沢前127-1、127-2、127-3、128-209 金成姉齒銭神沢20-1、20-2、20-3、20-4、20-5、34

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
大崎市	1①	大崎市古川地域の 一部	古川中里六丁目10-1、152-1、167-1、185-1、311-1、311-5、601、800
大崎市	1②	大崎市古川地域の 一部	古川福浦三丁目51～53、98-1、261-1、263、325、325-2、325-3、349-1
大崎市	1③	大崎市古川地域の 一部	古川塚目字石名坂37-1、古川新田字旭89-1
大崎市	1④	大崎市古川地域の 一部	古川新田字神明浦36-1、39-1、61-1、61-2、62-1、103
大崎市	1⑤	大崎市古川地域の 一部	古川清水沢字向沢田40-1、40-9、40-10、82 古川清水沢字十八引沢28-8、28-13、28-16、28-17、31 古川小野字中蝦沢97、133、139-45、139-91、139-108、139-125、147 古川小野字上蝦沢87-3、87-4
大崎市	1⑥	大崎市古川地域の 一部	古川米袋字水押5-2、6-1、6-2、7-1、60
大崎市	1⑦	大崎市古川地域の 一部	古川保柳字北田33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、38-1、96-1、100～102、103-1、104-1、108-2、420
大崎市	1⑧	大崎市古川地域の 一部	古川宮沢字山王50
大崎市	2①	大崎市岩出山地域の一部	岩出山下野目字雨生沢1-2、5、14-1、15-2 岩出山下野目字寒気原1-1
大崎市	2②	大崎市岩出山地域の一部	岩出山上野目字中川原14-7、52-78、52-88、52-91
大崎市	2③	大崎市岩出山地域の一部	岩出山字東川原町1-1、14-1、127-1、128-1、130-1、141、151
大崎市	3①	大崎市三本木地域の一部	三本木音無字浦岩井5-3、5-5、8-1、8-8、9、10 三本木音無字前岩井1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5-1、5-2、6、7-1、7-2、8、9
大崎市	3②	大崎市三本木地域の一部	三本木音無字秣場1-7 三本木音無字山崎14、15、16-1、16-7、18-1～18-719-1、19-2、19-8～19-13、20-1～20-3、21、22、23-1～23-3、24-1～24-3、25、26、26-2、26-8、26-10～26-13、26-15、32-5、32-6、32-7、32-10、32-14、32-15、36-1、40～42、43-1～43-4
大崎市	3③	大崎市三本木地域の一部	三本木蟻ヶ袋字下賀家13-1、20-1 三本木蟻ヶ袋字崖下39-1 三本木蟻ヶ袋字混内山15-1、15-2、15-7、15-9、15-15～15-18、15-20～15-24、19-3
大崎市	3④	大崎市三本木地域の一部	三本木桑折字推路山1-2、1-114、1-119～1-121 三本木桑折字多高田堤6-1 三本木字白坂1-1、1-3、1-7、1-11、1-12、1-20、1-31、1-34、1-35、1-37～1-39、1-43～1-50、11-1、11-2、11-7、11-8、11-13、11-19、11-21、11-23
大崎市	3⑤	大崎市三本木地域の一部	三本木南谷地字千刈田162-1、163-1、64-1、165-1、166-1、167-1、168-1、169-1、170-1、171-1、172-1、173-1、174-1、175-1、210-1、211-1、213、215、217-1、217-2、218、219、220-1、221-1、222-1、223-1、258-1、259-1、260-1、261-1、262-1、263-1、264-1、265-1、265-3、265-4、266-3、267-3、268-3、269-3、270-3、271-5、285-1 三本木字二掘65、66、67-1、68-1、69-1、70-1、71-1、72-1、73-1、74-1、75-1、76-1、77-1、78-1、79-1、80-1、81-1、82-1、83-1、84-1、85-1、86-1、87-1、89-1、90-1、91-1、92-1、93-1、94-1、95-1、96-1、97-1、98-1、99-1、100-1、101-1、102-1、103-1から103-3、104-1、105-1、106-1、107-1、108-1、109-1、110-1、111-1、112-1、113-1、114-1、115-1、116-1、117-1、118-1、119-1、120-1、121-1、122、123、124-1、125-1、126-1、127-1、128-1、129-1、130-1、133-1、134-1、135-1、136-1、141-1、142-1、147-1、148-1、149-1
大崎市	3⑥	大崎市三本木地域の一部	三本木字大豆坂14-6、63-48、63-52、63-63、63-64 三本木字白坂1-2、1-5、2-49、2-204
大崎市	4①	大崎市松山地域の一部	松山千石字大櫓14、14-17、14-18、125-2、126-2
大崎市	4②	大崎市松山地域の一部	松山次橋字新千刈田108-1、113、117から123
大崎市	5①	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台木間塚字十番目20から23 鹿島台木間塚字草刈場5-1
大崎市	5②	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台木間塚字新屋敷3-1、5-11 鹿島台木間塚字前迫38 鹿島台木間塚字後迫2-7、2-29、2-51、16-2
大崎市	5③	大崎市鹿島台地域の一部	鹿島台広長字大山1-1、1-2、2-1から2-7、3-1、3-2、4、7-1、7-2、8-1、8-2、9-3から9-8、9-15から9-17、36、37-1から37-3、37-5から37-9、37-11、37-12、37-14、37-16、37-18、37-19、37-22 鹿島台広長字内苗代3-1、4、5-1、6-1、6-2、7、8-1、8-2、9-1、11-1、11-2、14から17、18-1から18-5、20、27-5
大崎市	6①	大崎市田尻地域の一部	田尻沼部字新堀46-1、47から50、51-1、51-2、52-2、56、57、81、86-1、87-1、88-1、89-1、90、91-1、92-1、93-1、141
大崎市	6②	大崎市田尻地域の一部	田尻沼部字加良屋敷1から5、13、20-1、35から42、88-1、88-2、91、98、100-1
大崎市	6③	大崎市田尻地域の一部	田尻八幡字袋沢33、34-1から34-3、35-1、35-2、35-5、35-9、35-15、35-17、35-19から35-21、35-34、35-35、35-40、35-49、35-50、35-76、46-3、53-3、54-2、55-1、55-3、55-4、56、57-1、57-2、58-2、59-6、59-7
大崎市	7	北原工業団地及び周辺地域	古川塚目字石名坂192-1、195古川塚目字北原56、56-3、61-1、63-9、67-3、67-4、68、74、75-1、82-1、83から86、88から91、99-1、99-2、112-1から112-3、113から116、117-1、117-2、118-1、119-1、122-1、122-3、136-1、149-1、205-1、205-7、205-12、226-1、407から411 古川新田字宝稔59-1、61-1、111
大崎市	8	桜ノ目工業団地	古川桜ノ目字新高谷地3-1、3-2、16-1、53-1、66-1、79から82、140-1、140-3から140-9、245、247-1から247-3、249-2、259-1、260、261、262-2、274-1、292-1、306-1、364-1、364-3から364-5、364-7、364-8、593から595、600から602、611、612-1、613-1 古川福浦字高谷地102-1
大崎市	9	石田工業団地	古川清水字三丁目石田24-5、24-11、55-2、134-2、148-2、148-4、155-5 古川清水字新田49-1、50-1、51-1、60-1、65-1、67-1、68-6から68-9、68-12から68-15、68-17から68-19、82-1、84-2、85-2、88-1、130
大崎市	10	上中目工業団地	古川上中目字南17-1、48から85、86-1、87-1、88から104、105-1、106-1、107-1、108から112、114から119 古川新堀字南田9-2、10-2、11-2、12-2、13-2、14-2、15-1、16から28、30、31

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
大崎市	11	八幡前工業団地	岩出山下野目字境東100-1から100-4、115-4 岩出山下野目字畑下74-4、76、77-2 岩出山下野目字八幡前60-1から60-6、86-1、87-1、88-1 岩出山下野目字要害川原29-2、30-1、32、34-2、35、36-1から36-3、42-1、43-1、44、45、68、144-2から144-4
大崎市	12	宮城平工業団地	岩出山下野目字砂田101-1、101-18 岩出山上野目字朴木欠6-14、23-20、23-22、23-24
大崎市	13	三本木工業団地	三本木蒜袋字古鹿島35-1 三本木蒜袋字鷺沼1-1 三本木蒜袋字大谷地1-1、101、102 三本木字吉田1、6
大崎市	14	三本木SIC東部工業団地	三本木桑折字推路山1-30、1-33、1-34、1-43、1-77から1-94、1-98、1-105から1-107、1-109から1-112
大崎市	15	鶴田工業団地	松山千石字一本松51、51-2 松山千石字岡田194-1、194-2、195-1、195-5 松山千石字鶴田2-1、115-1から115-3、115-5、115-6、170-3、170-4、234-3、234-4、490、491、492、493
大崎市	16	広岡台工業団地	松山千石字新広岡台264 松山千石字新平吉森1-1、9-2、15-3、20、21 松山千石字平吉森38-2、80-3、82、93、122
大崎市	17	山葵沢工業団地	松山金谷字屋敷前67-1、67-2、73-1 松山金谷字山葵沢東5-1、5-2、6-1、6-4から6-7
大崎市	18	山谷工業団地	鹿島台広長字前林12-27、12-30、13-8、13-24、13-25、13-43、13-55、13-100、13-106、13-110、17-1
大崎市	19	古川地域敷玉地区の一部	大崎市古川桑針字新小筒 1、2-1、2-2、3、4、5、6-1、6-2、7、8、9、10、11-1、11-2、12-1、12-2、13、14、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
富谷市	1	高屋敷工業団地	高屋敷1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44
富谷市	2	成田二期北工業団地	穀田石沢1、2、3、4、4-1、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、30、35、36-1、36-2、37、38-1、38-2、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、53、54、55、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83 穀田岩下93-2、94-2 穀田三百刈1、2、3、4、5、6-1、6-9、7-2、8-3、8-4、20-1、20-5、20-7、21-2、21-3、21-4、28-2、29-1、30、31、32-1、32-8、33、36-1、37-2、48-2、49-1、75-1、77-1 穀田菅ノ沢56-1、62-1、62-3、63、64、65、66、67、68、69-1、71、72、73-1、73-2、74、75、76、77、78、79、81-1、81-8、81-10、81-11、81-12、81-13、81-15、81-16、81-17、81-18、81-19、81-20、81-25、81-26、81-28、81-29、81-30、81-31、81-32、81-33、81-38、81-39 穀田角力沢1、2-1、2-3、3-1、15-3、16-3、17-3、20-1、21-1、22、23、24、25、26、27-1、28-1、29-1、31-5、33-1、34-1、35-1、48-3、48-4、50-2、66-3、67、68-1、68-3、70-2、70-4、79、82、83-1、84-3、85-2、87-2、107、109、110-1、110-2、110-3、110-5、120、121 穀田土間沢二番32-3、37-3、37-4、38-1、40-1、40-8、41-1、42、43、44、50、53、54、55、57、58、59-1、59-2、60、61、63、64、65、67、68-1、68-2、69、71、74-1、75、78、81-1、81-2、81-4 穀田花ノ沢14-1、16-1、17、18-1、18-2、18-3、21-1、23-2、24、25、26、27、28-2、28-3、28-8、28-9、28-10、28-19、28-20、28-21、29、30、31、32、33、34、35、36-1、36-2、37、38-2、38-3、38-4、38-5、38-6、38-7、38-8、38-9、38-10、38-11、38-12、38-14、38-19、38-20、38-27、38-43、38-45、39 西成田上八百刈25、26、27-1、27-2、28、29、30、31、32、33、34、35、40、41-2、43-2 西成田榎町1-1、2、3、4-1、5、6、7、8、9、10、11、12-1、13、14-1、14-3、17-1、21-1、22、23、24-1、26-1、26-2、27、28、29、30、31、32、33、34-1、34-2、35-1、36-1、37-3、38-1、39-1、40、41、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48、49、50、51、52、53、54、55-1、56-1、57、58、59、60、63、64、65、66、67、68、69、70、72、73、78、79、81-1 西成田追分1-1、26-1、32-2、34、35、36、37、38、39、40、41、48、49、50 西成田郷田三番1、2-1、2-2、2-3、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29-1、29-2、29-3、29-4、30-1、30-2、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58-1、58-2、59、60-1、60-2、61、62、63、64、65、15-1、15-2、16 西成田下地蔵堂前3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34 西成田竹ノ下一番1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28-1、41-3、42-1、43-3、44-1、45、46、47-1、48、49、50、51 西成田竹ノ下二番1、2、3-1、3-2、4、5、6、7、8、9、10-1、10-2、11、12、13、14、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18、19、20-1、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38-1、38-2、39、40、41、42、46-1、47、48、49 西成田南田21-2、22、24、25、26、34、35、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54-1、58-1、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83-1、84-1、85、86、87、88、89、90、91、95、99-1、100、101-1、102、103、104、105、106、107-1、108-3 西成田山ノ神1-1、2、3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20-1、20-2、21、22、23、24、25、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1、28-2、29、30、31、32、33、34、35、35-1、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、56、57
富谷市	3	成田南工業団地	明石上桜ノ木24-4、24-6、26-1、26-6、26-9、27-3、31-1、45-1、46、47-1、48-1、93、94、139-1、140-3、142-3、152-2、154-1、155-1
富谷市	4	高屋敷西工業団地	富谷仏所226-1、226-85、227、228、富谷北沢24-1、富谷南沢21-1、富谷日渡34-1
富谷市	6	仏所地区	仏所96-1、96-6、97-1、98-1、98-4、99-1、99-2、100-1、100-2、101-1、101-2、102、103-1、103-2、105、115、132-1、133-1、133-2、136-1、136-2、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、143、144、146、147、148、149、155、156、158、159、161、162、163、164、165-1、165-2、166、167、168、169、170、172、182-1、182-2、184、186-1、186-2、187、188、190、197-1、199、200-1、200-2、202、203-1、203-2、203-3、203-4、203-5、203-6、203-7、204、206、209-3、226-1、226-15、226-16、226-17、226-18、226-19、226-20、226-21、226-22、226-23、226-24、226-25、226-26、226-88、226-89 矢倉下37の1、37の2、38の2、40、41の1、42、44、45、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、49-3、49-4、49-5、50-1、51、52-1、52-2、53-1、53-2、54-1、54-2、55、56-1 57-5、57-659、60、61、62、63、64、65、67、68 日渡34の12

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
村田町	1	村田工業団地	大字村田字西ヶ丘 全域 字塩内46-1、46-4、46-7、56-1、57-1、57-2、57-3、57-4、66-1、67-1、70-4、208-24、209 字北沢118-2、119-2 字稲荷崎49-1、49-3、50-1、51-1、52-1、57、58、62-1、76-5 字上ヶ沢60-1 字西原115、117-1、117-2、117-3、117-4、117-5、117-6、120-2、120-4、123-2、125-2、125-4、125-6、125-15、125-97、125-120、125-201、125-202、136-1、136-2、137-1、138-4、139-1 ※都市計画用途地域(工業用地)
村田町	2		大字村田字迫90-1、90-4、91-3、91-9、91-10 字大槻下95-1、95-5、95-6 字小池20-2、20-3、20-15、20-16、20-17、20-28、20-38、20-56、20-72、20-75、20-76、20-80、20-81、20-82、20-83、22-1、22-2、23-4、24-1、24-3、24-4、25-3、27-1、27-5、27-6、27-7、27-8、27-9、27-10、27-11、27-12、27-13、27-14、27-15、27-16、27-17、27-18、27-19、27-20、27-21、27-23、27-24、27-25、31-2、32-2、32-3、32-4、32-5、32-6、32-7、32-8、32-9、32-11、32-12、32-14、32-15、32-16、57-3、60、61-2、61-10、62-1、64-1、69-1、71-1、72-4、73-1、73-2、73-5、77-1、78-1、78-2、78-3、82-1、82-3、82-4、82-5、86-1、86-2、86-3、86-4、91-43、91-47、91-102、91-104、91-109、91-111、93-1、93-3、93-4、94-1、94-5、96-2、96-3、97-2、99-2、135-3、136-2、142-2、142-3、146-2、146-3、146-4、146-5、147-1、147-3、152、153-2、153-3、154-3、154-4、155-1、157-3、157-4、158-1、158-4、159-3、159-4、160-1、160-4、160-5、161-1、161-4、161-5、161-6、162-1、162-3、163-1、163-2、163-3、165-1、165-3、179-18、181-1、181-5、182-10、184-1、184-5、186-4、188-1、188-2、192-1、192-3、192-5、193、204-1、207-1、208、209-5、211-1、213-1、214-1、215-3、220-1、221-1、336-2、336-3、336-6、336-18、336-41、336-49、336-50、336-63、336-135、336-138、336-140、336-141、336-158、336-159、336-160、336-162、336-164、336-165、336-167、336-168、336-172、336-173、336-174、336-175、336-182、336-185、342-2、342-3、343 字西原226-5 字北塩内81-5、81-28、82-6、82-13、85-2、97-1、97-16、97-17、97-18、97-26、97-35 字平群19-8、19-9、30-2、30-7、30-8、30-9、46-1、46-3、47-1、47-2、64-10 大字足立字万崎128-1、128-5、128-6、128-7、128-8、128-9、128-10、172-3、172-5、172-7 ※都市計画用途地域(工業用地)
村田町	3		村田町大字沼辺字方作39-1、39-2、39-3、39-4、39-5、39-6、39-7、46-1、46-2、46-3、46-5、46-6、72-1、72-2、85 字内方71-3、71-7、71-8、71-9、93-1、93-2、93-3、94-2、94-3、94、95-5、95-6、96-2、100-1、100-4、100-7、100-10、100-11、130、131、132-1、132-2、132-3、140、142、143-1、143-3、144、145、146、147-1、147-2、149、150-1、150-2、151、152、153-1、154-1、154-2、159-1、178-1、178-2、179-1、179-2、183-2、183-5、183-6、183-9、183-10、183-11、183-12、183-13、184、185、186-1、186-2、187、189-1、189-2、190、191、192、193、194-1、194-2、194-3、195、196、197、198-1、198-2、198-3、198-4、198-5、205、205-1、206、208-1、209、210、211-1、211-2、212、213-1、213-4、216、217、218、219-1、219-2、220-1、220-2、221-1、221-2、222、224-1、225、252-1、253-1、253-2、254、255、256、257-1、257-2、258、259、260、261、262、263-1、263-2、264、265、267、268-1、268-2 字内方前76-1、76-3、78-1、78-3、81-2、81-3、81-4、81-5、82-1、85、86
村田町	4		大字沼辺字新日の崎23-2、23-3、23-4、25-1、25-2、86、126 字千萱40-1、40-2、61-2、66-1、66-2、66-3、66-5、67-2 字日向179、180、181、193 字日向前74-1、81-2、82、94、94-2
村田町	5		大字小泉字水上6-1

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
丸森町	1	大内空久保地区	大内字空久保下87、88-1、95、96、107-1、116-1、116-2、112、121から124、125-1から125-6、127から131、133、137-1、137-3 鬼ヶ柵38、42-1、42-2、43、103-3、104-3
丸森町	2	寺内・金山工場団地	平75、107-1、108-3、118-1、122 寺内前21-1、51-1、51-34、51-37から41、51-43、63-4、63-5、66-4、69-2、70-1、70-3、79-1、90、96-1、97、97-2、101-2、101-3 寺内16-3、16-9 城東143-3、145-1、146、147-1、148-1、149-1、150、154から158 蛭田87-2、87-4、89-2 金山字西新田66、67-1から3、68から72、73-1、73-2、107-1から3、108、109-1、109-2、110-1、110-2、111から113、114-1、114-2、115-1、115-2、116、118-1、123-1、124-1、125から127、264-1、264-2、300-2、301-1、301-2、302、305 金山字貉討52-2 金山字袋3-3から3-5、8-6
丸森町	3	館矢間山田工場団地	館矢間山田字市子沢12-3
丸森町	4	館矢間山田地区	館矢間山田字新道41-1 館矢間山田字市ノ沢107-8
丸森町	5	館矢間洞場・鳥内地区	館矢間館山字根崎101-6、101-14 館矢間館山字後田15-2、16-1、16-5 館矢間館山字鳥内23-1 館矢間山田字洞場32-1、32-19、32-23 館矢間館山字弁財天462-1 大館一丁目8-1、26、29から33
丸森町	6	宮ノ脇・作田地区	宮ノ脇26-2、26-3、29-4、35-1、35-2、36-4、36-5、36-6、40-3、42-1、42-2、50-3、51-1、51-3、59 作田40-1から3、40-5、40-8から11、41-1、41-2、50-1、50-2、51、54-1、55-1、55-2
丸森町	8	和田西地区	和田西1-1、4-1、14、54、62、63、70-1、95-3、100、114
丸森町	13	小斎京壇・松崎地区	小斎字京壇81-1、81-2 小斎字根切50 小斎字松崎30-1、31-3、56-11、56-12、61-1、61-8、61-9、61-10、93-2、94-3、94-6 大内字田林19-1.20-7
丸森町	14	金山南部・大内北部地区	金山字角ノ内1-1から4、1-6から8、2、2-2、8-1、8-4、8-7、8-8、9-1、22、26、27、28-1 大内字下田辺40-9 大内字七夕45-1、62
丸森町	15	耕野羽抜地区	耕野字羽抜30、30-2、30-3

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
色麻町	1	色麻町大原工業団地及び周辺適地	四竈字大原 230-1、282-1、282-5、283-1、283-2、283-3、284-5、284-7、285-1、285-2、285-3、285-4、285-5、285-6、285-7、285-8、285-11、285-13、285-15
色麻町	2	大崎西部工業団地及び周辺地域	四竈字大原 8、152-1、152-10、152-15、217-8、217-11、217-12、217-14、225-3、225-4、225-5、225-6、225-7、233-1、233-2、660-1、660-3、243-1、243-5、244-2、244-4
色麻町	3	四竈本郷工業団地	四竈字本郷 5、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8、5-9、5-11、5-12、5-13、5-14、5-15、5-16、5-17、5-18、5-20、5-21、5-25、5-27、5-28、5-30、5-31、5-33、5-34、5-35、5-39、7、8-1、9-1、10、15、16-1、17-1 四竈字田中後 65-2、72、74、75-3、75-4、81-1、81-3 四竈字新田中 51、52-1 四竈字はぬき町 150-3、152-3、152-4、152-5、152-6、152-7、153、154-1、154-4、154、10、156-1
色麻町	4	黒沢地区用地	黒沢字切付 7-5、7-10、7-11、7-12、7-17から7-36、45、45-1、45-8、45-10
色麻町	5	二反田地区用地	四竈字二反田 125-1、125-6、129 四竈西川欠 63-3、73-1、74-1、75-1、119-1

市町村名	区域 番号	区域名	所在地（小字以下も）
加美町	1	木伏工業団地	字木伏20-2、31-1、54-1、60、86-1、87-1、87-3、89-1、90-1、91-2、92-1、92-2、177-1、178、179、179-1、180、180-1、181、182、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204-1、204-2、205、206、207、208、209-1、210-1、211-1、212-1、213、287、288、289、290 字新木伏1、1-2、1-3、1-4、1-5、13-1、27-1、27-3、27-4、27-5、27-6、36-3、37-2、38-3、38-4、38-5、39-1、40-1、77-1、77-2、77-3、77-4、80-1、80-2、80-3、80-5、80-6、96-1、101-1、101-2、102-1、102-2、102-3、102-4、105-4、106-2、107-2、108-2 字新川原149-1、154、156、157-1 字押登目29-1、29-5、29-6、29-7、29-8、62-2、66-2、84-2
加美町	2	黒松工業団地	羽場字黒松1-1、1-2、1-32、1-33、1-36、1-35、43、 羽場字西沢奴加利3-4
加美町	3	雁原工業団地	字雁原27-1、27-6、27-7、43-5、44-5、52-3、53-1、76、81-1、167、172-1、172-2、172-4、172-5、172-6、172-7、175-2、175-4、175-5、175-6、175-7、175-8、245、250-1、308-1、308-4、325、501、501-2、501-5、501-7、501-9、501-11、505-3、507-2、520-3、520-4、526-2、537、540、548、559、560、575-3、576-3、577、583、591、592、612-2、613-2、614-2、615-2、622、623、641、659、707、725
加美町	4	鳥屋ヶ森工業団地	月崎字山畑6-2、月崎字鳥屋ヶ森1-6、1-8、月崎字前屋敷13、14-1、14-2、14-3、14-6、14-7、14-8
加美町	5	孫沢工業団地	米泉字細峯16-1、16-2、米泉字西原1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-12、1-13、1-14、1-15、1-28、1-29、1-57、1-58 孫沢字東沢13、14、15、16-1、16-2、18、19、52-1、61-1、71、72、73、74-1、75-1、76、77、81-1、133、134、135、136、137、138-1、140、141、142、143、144、151-1、152、153、154、157、孫沢字東山二番50-1、53-1、53-2、53-3 鳥屋ヶ崎字泥坂屋敷20-1、20-2、20-4、109、110、111、112、113-1、114-1、115、116、117、118、126、127、128、129、130-1、132、138、141-2、142、143、144-1、145、146、147、148、149、162
加美町	6	菜切谷工業団地	菜切谷字山道3-3、菜切谷字山道一番36-3、菜切谷字山道二番169-1、183-1、菜切谷字山道三番52-1、53-1、54、55-1、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、95
加美町	7	小泉地区	小泉字中屋敷5-1、小泉字上日ノ目1-1、3、5、18、26、小泉字天神76-1、84、89、99、小泉字深山前20、40
加美町	8	菜切谷中野地区	菜切谷字中野一番5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-7、48、49、50、57、58-1、58-2、59、60、61-1、62-1、63、64、65-1、66-1、67-1、142、143、144、菜切谷字原2-1、2-4、2-7、菜切谷字青木原41、42、46
加美町	9	下野目地区	字下野目雷北5-1、5-3、5-6、6-1、6-5、6-11、6-12、6-13、11-3、字下野目雷南6-1、7、8-1、8-2、9-1、9-5、10-1、11-1、11-2、11-3、11-4、14-1、14-7、18-1、19-3、19-6、19-7、20-1、20-3、字下野目久保田北18-3、字下野目下久保南2-1、字下野目川端下83-1、84-2、85-2 字蓬田66-2、66-4、67-4、67-2、67-3 字千刈田4、5、6、7-1、8、9-1、9-2、11、12-1、13-1、14-1、15-1、16-1
加美町	10	羽場屋敷前地区	羽場字屋敷前三番1-1、6、7、8、29、30
加美町	11	宮崎屋敷地区	宮崎字屋敷四番9、10-1、11、11-3、15-1、15-2、20-6、26-1、27-1、27-2、27-3、28-1、28-2、28-5、28-9、29-1、29-3、30

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
涌谷町	1	黄金山工業団地	涌谷字黄金山8番1、8番5、8番13

工場立地特例対象区域

別表2

市町村名	区域番号	区域名	所在地（小字以下も）
美里町	1	関根新苗代江地区、堤筒地区	関根字新苗代江121番、122番、123番1、125番、126番、127番1、127番2、128番1、129番、132番、133番1、133番2、134番、135番1、138番1、138番2、139番、140番、141番、142番1、143番1、144番、145番、147番1、148番、149番1、149番2、149番3、150番、151番1、152番1、153番1、153番2、153番3、154番1、154番2、154番3、155番1、156番、157番、180番1、180番2、180番3、181番1、181番2、182番 関根字堤筒19番、20番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番及び33番1
美里町	2	関根鹿嶋地区	関根字鹿嶋97番、98番、99番、100番、101番、102番、124番、126番
美里町	3	中埴高畑地区	中埴字高畑115番 中埴字薬師堂前30番
美里町	4	北浦二又下地区	北浦字浦田上56番1、60番1、218番1、218番2、225番 北浦字新大崎13番1、35番1、36番1、37番1、38番1、38番2、39番4、39番5、39番6 北浦字中組前3番1、4番1 北浦字二又下20番、20番3、30番2、47番2、48番1、48番2、48番3
美里町	5	南小牛田埴下地区	南小牛田字埴下33番、33番3、46番、47番、48番、49番、50番1、167番1、168番1、169番1
美里町	6	青生町東地区	青生字町東14番2、216番1
美里町	7	青生柳原地区	青生字柳原9番、10番1、22番、23番、24番、48番1、77番1、78番1、80番1、103番1、105番1、109番、110番 青生字上山沢1番1、1番2
美里町	8	練牛地区	練牛字八号32番1番、32番3、32番5、32番6、32番7、32番8
美里町	9	二郷高玉地区	二郷字清右衛門3番1、4番1、5番、193番、194番 二郷字清右衛門沖名一号24番1
美里町	10	二郷佐野地区	二郷字佐野四号761番、762番、763番、764番、765番、766番、767番、768番、769番、770番、771番、772番、773番、774番、775番、776番1、776番2、777番、778番、779番、780番、854番、858番、863番、867番、868番、869番、870番、871番、912番1、915番1、916番1、917番1、918番1、919番1、923番1、928番1、933番、934番 二郷字佐野五号20番1、21番1、22番1、23番1、24番、24番1、25番1、26番1 二郷字佐野六号20番1、21番1、22番1、23番1、24番2、25番1、133番1、134番1
美里町	11	二郷慶半東地区	二郷字慶半東80番、81番1、81番2、82番1、82番2、82番3
美里町	12	二郷南八丁地区	二郷字南八丁1番1、1番3、1番4、1番5、1番6、2番1、2番2、2番3、2番5、2番6、2番7、2番8、3番、4番、5番、6番、7番1、7番2、8番、9番、289番、290番、291番、292番、293番

市町村名	区域 番号	区域名	所在地(小字以下も)
女川町	1	女川町水産加工団地及びその周辺地域	黄金1-1～1-6、2-1～2-18、3-1～3-12、4、5-1～5-12、6-1～6-7、7-1～7-3、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、 市場通り1、2、3-1～3-5、4-1、4-2、4-8、4-9、5-1～5-3、6-1～6-8、7-1～7-7、8、9、10-1～10-3、11、12-1～12-7、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70-1～70-10、71、72、73、74-1、74-2、74-3の一部、74-4～74-6、75-1～75-3、76、77、78、79、80、81、82、83、84、 石浜二丁目1-1～1-7、 伊勢1-1、1-2、1-4～1-16、2-1～2-3、5、 鷺神二丁目1、2-1、2-2、3-1～3-5、4、5-1、5-2、6-1～6-3、7-1～7-4、8-1～8-3、9、10-1、10-2、11、12-1～12-4、12-6、13-1、13-2、14、15-1～15-4、16、17、18の一部、19の一部、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、45、60、61の一部 小乗二丁目1-1、1-2、2-1～2-5、3、4-1、4-2、5-1～5-3、6-1～6-5、7-1～7-3、8-1、10-2、10-3、11、12-1～12-6、13-1～13-5、14-1、14-2の一部、16、17、19、20、22、23、24、25、27、31、32、33、34、36、37の一部、38、39の一部、43、44の一部、47、49、50
女川町	2	浦宿浜字浦宿	浦宿浜字浦宿39-1、40-5、42-2、51-1、81-1～81-9、81-11～81-15、81-16-1、81-16-2、81-17、81-19、81-21～81-23、81-25、81-28～81-32、81-36、81-51、81-52、81-56、81-60、81-74、81-75、81-79～81-87、81-89～81-92、81-95、81-97～81-99、81-102～81-107、、81-127～81-129、81-132、81-135～81-137、81-140、81-148、81-154、81-156
女川町	3	浦宿浜寄木	浦宿浜字寄木1～3、4-1～4-12、5-1～5-3、6-1～6-6、7-1～7-3、7-5、7-6、7-8、8-1～8-4、10～20、20-2、21-1、21-2、21-6、21-8、21-9、22、23-1～23-3
女川町	4	針浜字浜中	針浜字浜中302、305、306、308、309、344～349、351～356、359～362、364、366、367、369～375、377-1、378-1、380、381、383～386、388～391、407、409、410